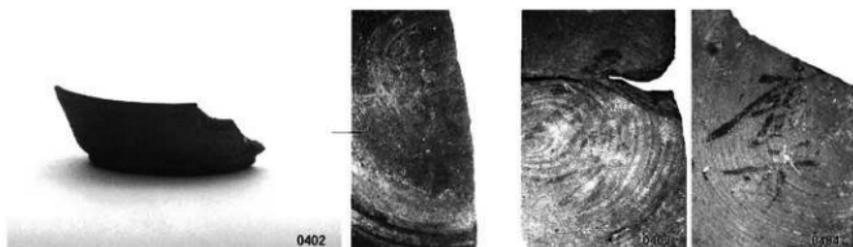
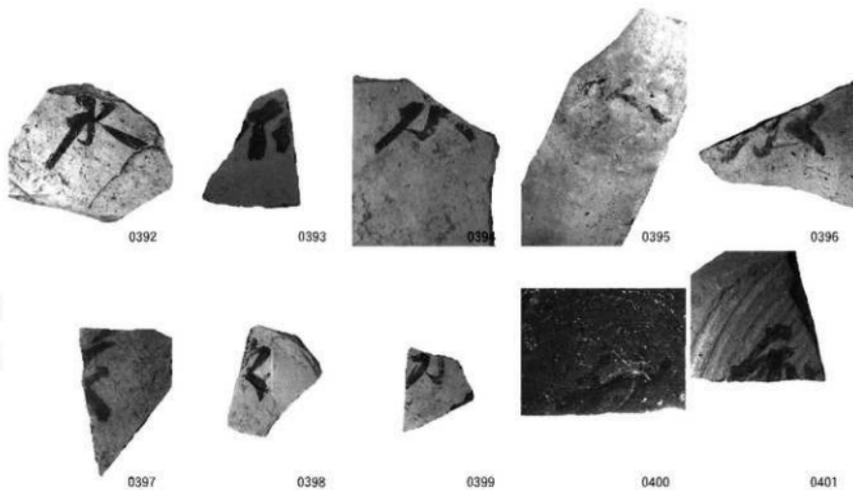


墨書土器
赤外線写真図版
0392
S
0404



I区「秋永」・「廣方」



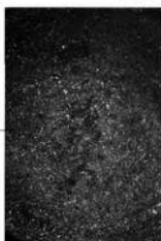
0410

0411

0412



0413



0416



0417

0418



0419



0420



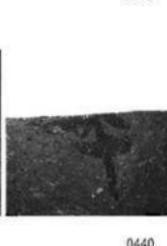
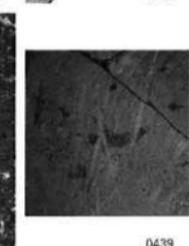
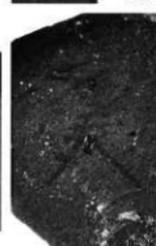
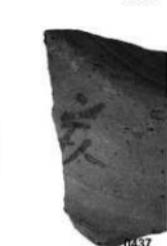
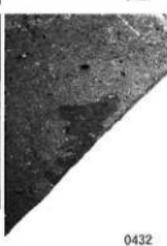
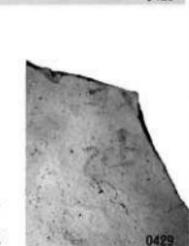
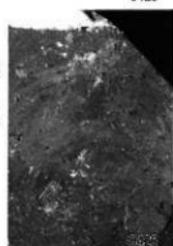
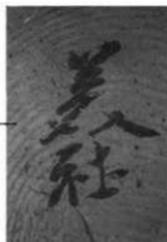
0421



0422

I区「廣方」

墨書土器
赤外線写真図版
0423
5
0442



I区「美社」・「美」



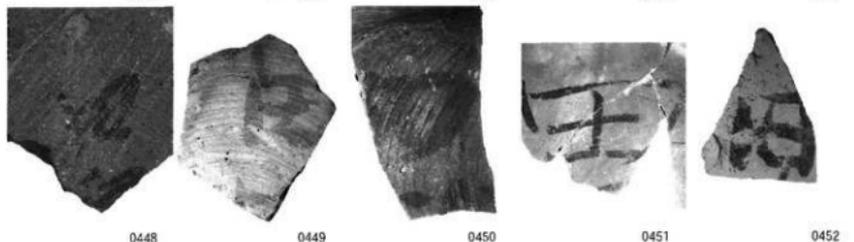
0443

0444

0445

0446

0447



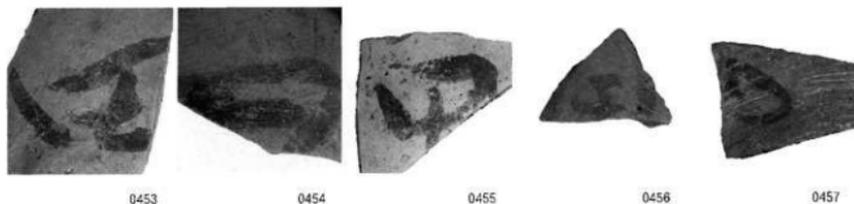
0448

0449

0450

0451

0452



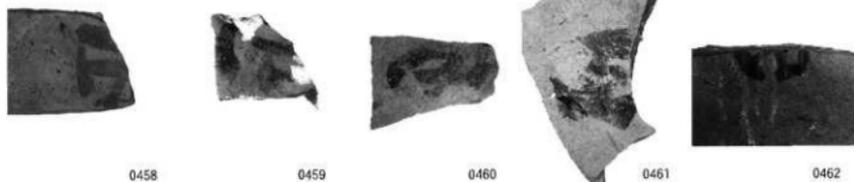
0453

0454

0455

0456

0457



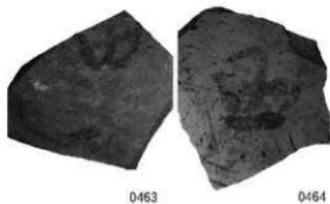
0458

0459

0460

0461

0462



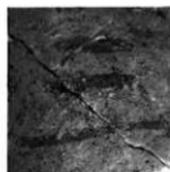
0463

0464

I 区「田〇」

墨書土器

赤外線写真図版
0465
～
0479



0465



0466



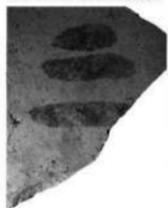
0467



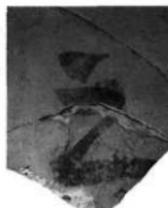
0468



0469



0470



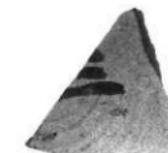
0471



0472



0473



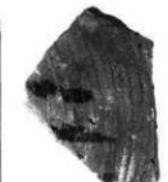
0474



0475



0476



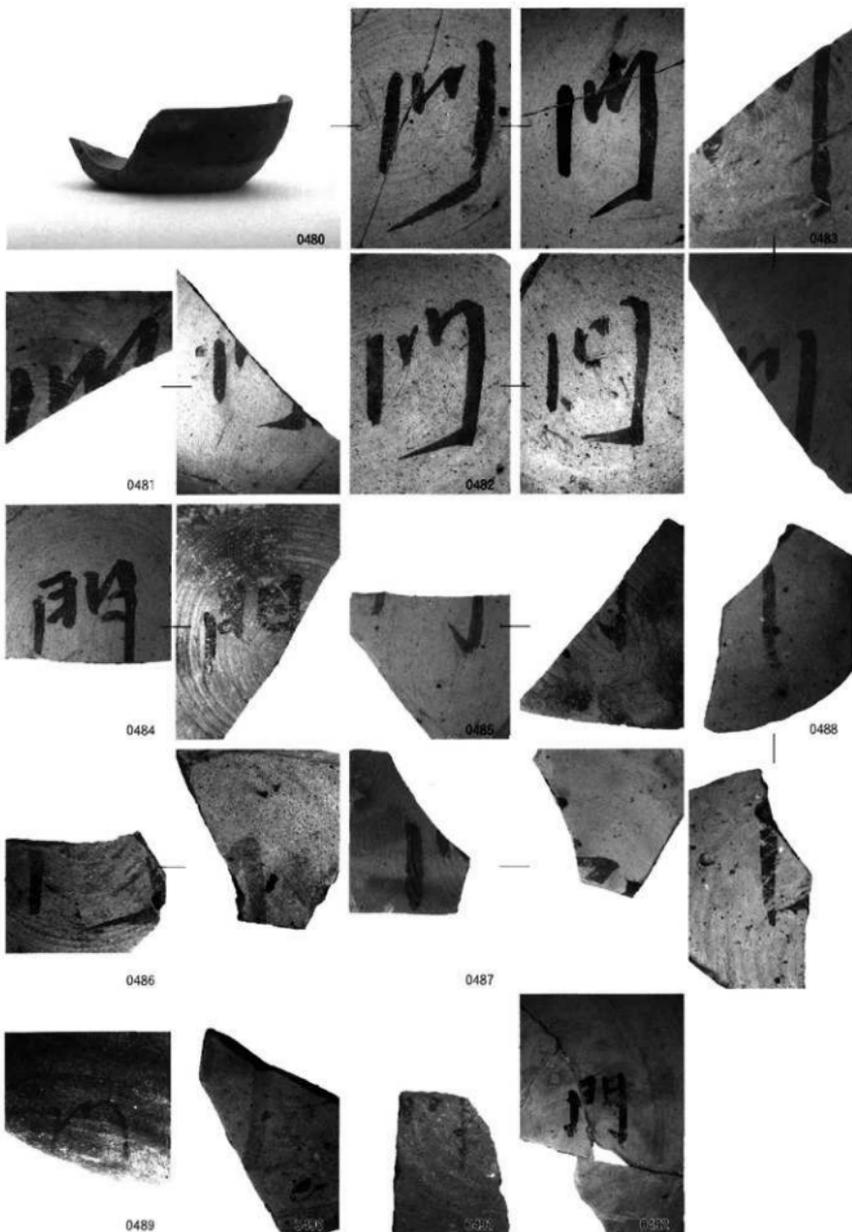
0477



0478



0479



「区」門

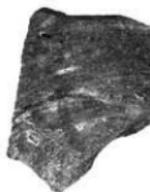
墨書土器
赤外線写真図版
0493
~
0513



0493



0494



0495



0496



0497



0498



0499



0500



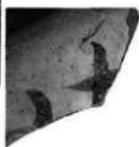
0501



0502



0503



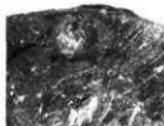
0504



0505



0506



0507



0508



0509



0510



0511



0512



0513

I区「中」「中北」・「〇本」



0514



0515



0516



0517



0518



0519



0520



0521



0522



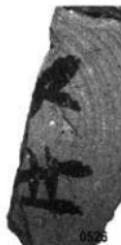
0523



0524



0525



0526



0527

I区「西〇」・「厨」・「和世」

墨書土器

赤外線写真図版

0528
～
0547



0528



0529



0530



0531



0532



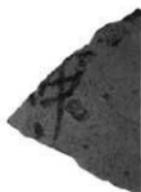
0533



0534



0535



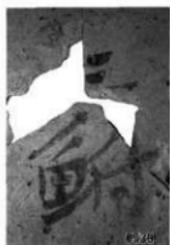
0536



0537



0538



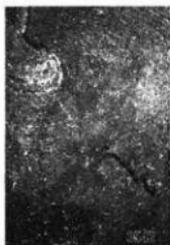
0539



0540



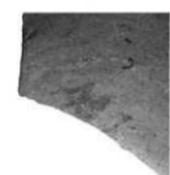
0541



0542



0543



0544



0545

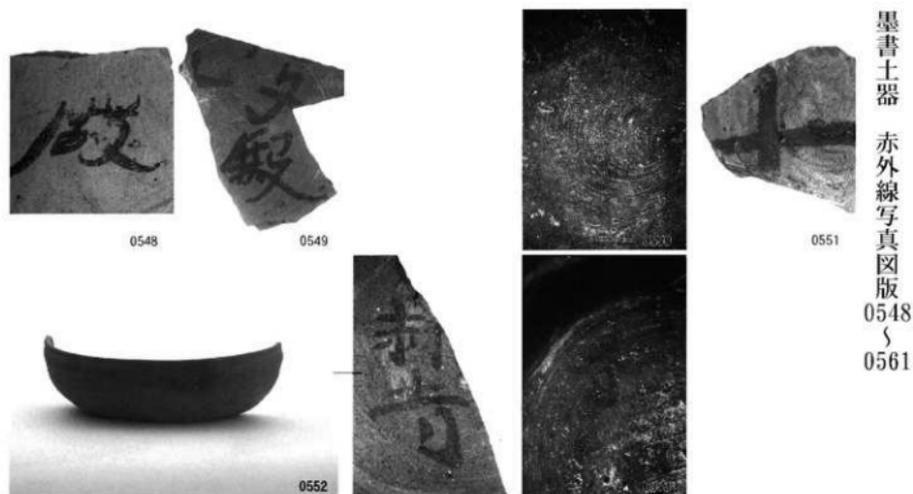


0546

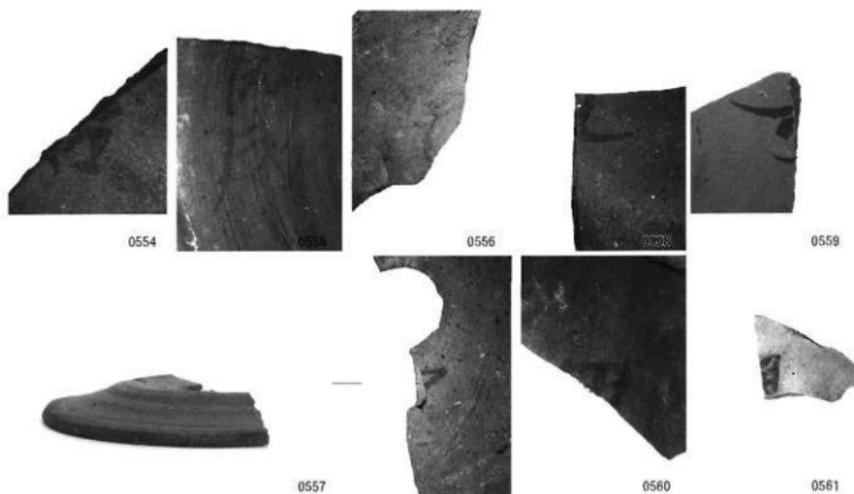


0547

【区「酒」・「川北」・「神〇」・「祝」・「三附」・「飯石」・「邑」・「石〇」

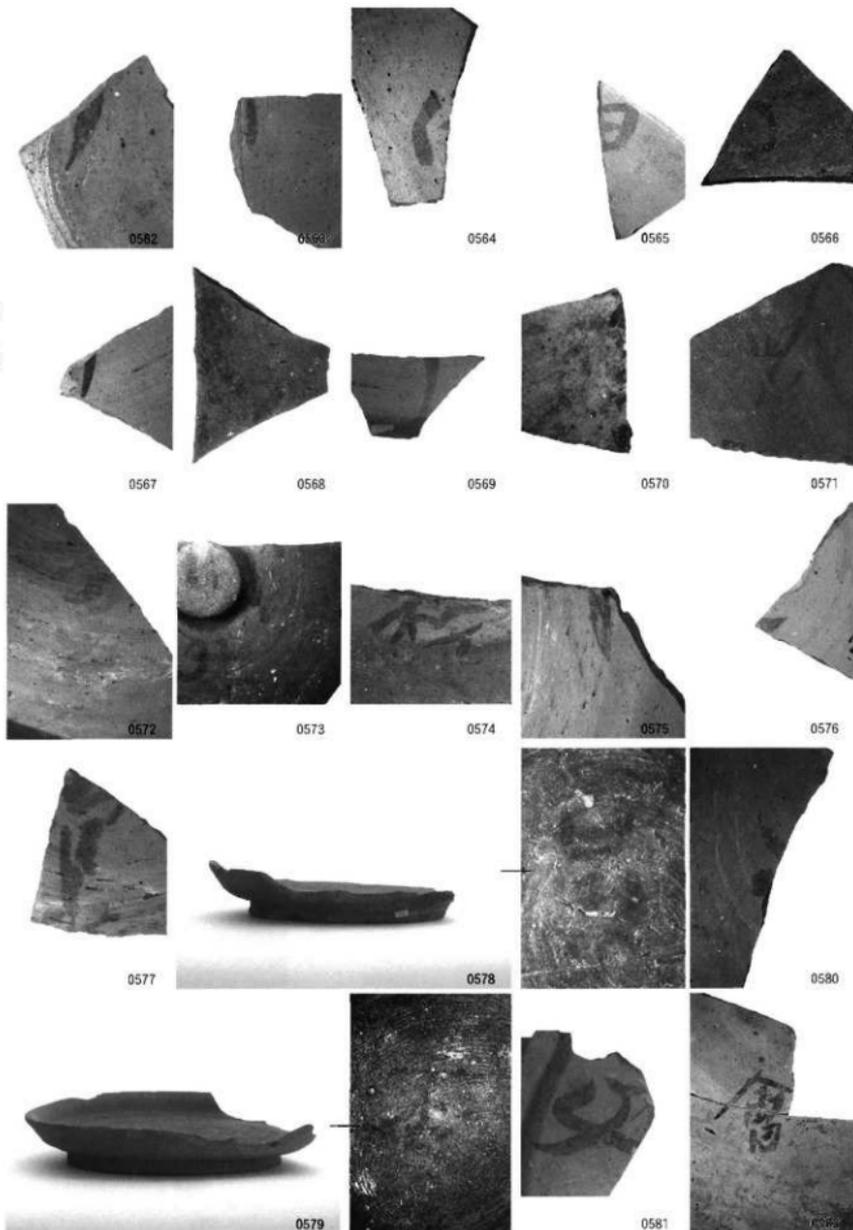


墨書土器
赤外線写真図版
0548
〜
0561

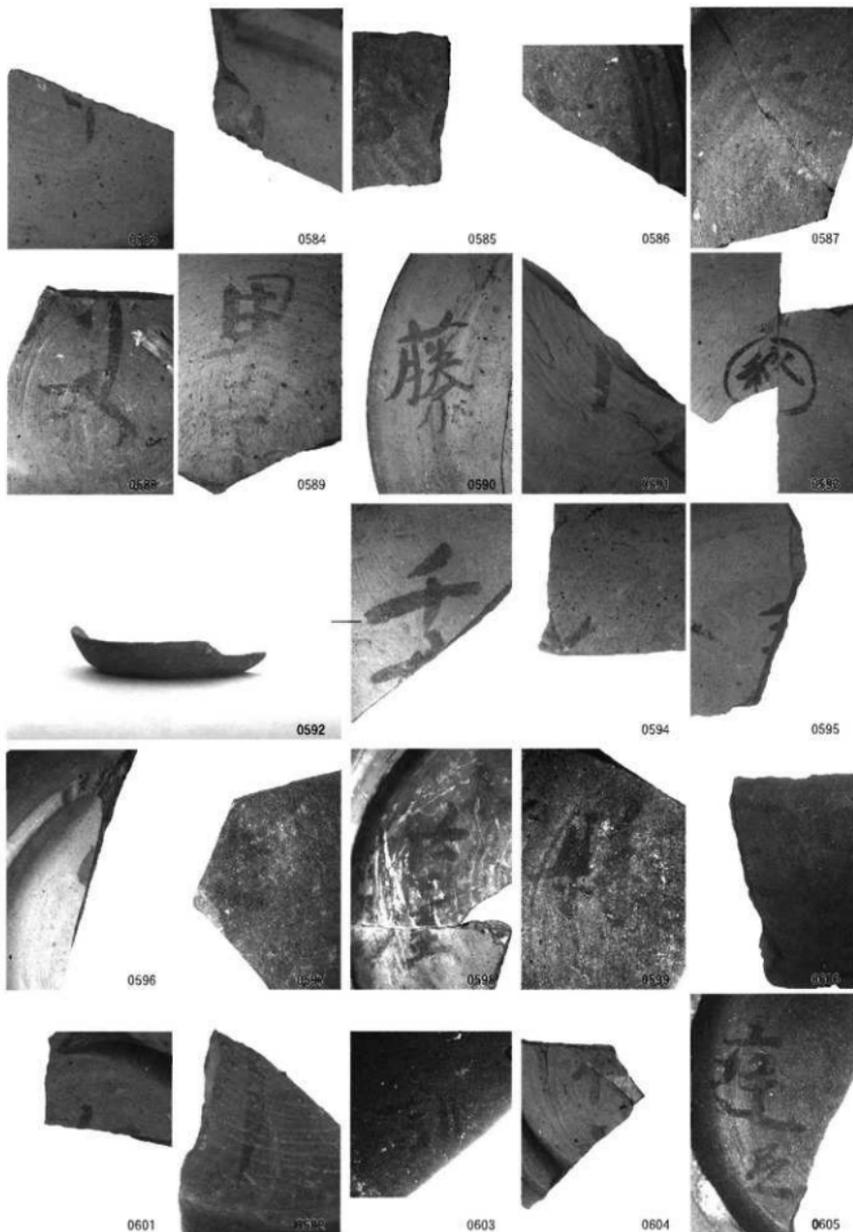


1区 「殿」・「十」・「寺」・その他(須恵器蓋)

墨書土器
赤外線写真図版
0562
〜
0582

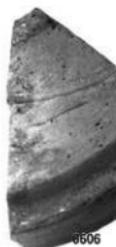


I区 その他/須恵器蓋・皿（高台付）

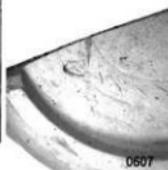


I区 その他/須恵器皿・坏

墨書土器
赤外線写真図版
0606
～
0629



0606



0607



0608



0609



0610



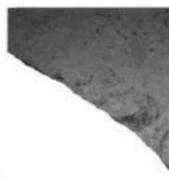
0611



0612



0613



0614



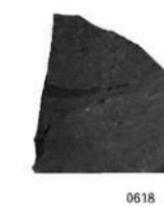
0615



0616



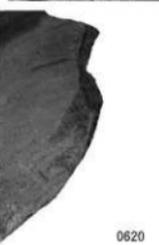
0617



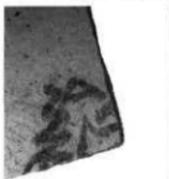
0618



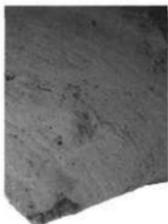
0619



0620



0621



0622



0623



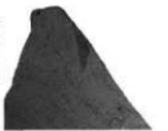
0624



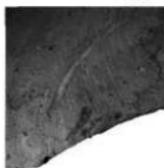
0625



0626



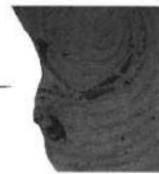
0627



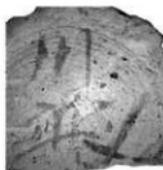
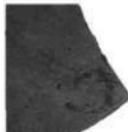
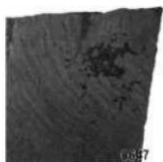
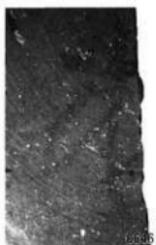
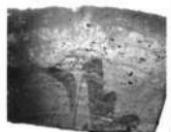
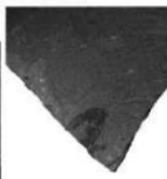
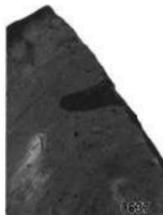
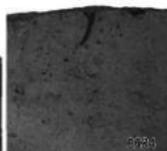
0628



0629



I区 その他/須恵器環



I区 その他/須恵器坏

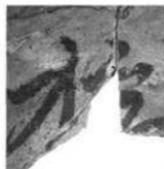
墨書土器
赤外線写真図版
0655
～
0679



0655



0656



0657



0658



0659



0660



0661



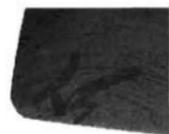
0662



0663



0664



0665



0666



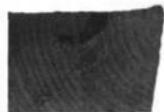
0667



0668



0669



0670



0671



0672



0673



0674



0675



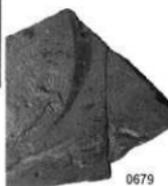
0676



0677



0678



0679

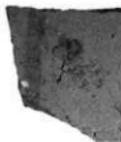
I区 その他/須恵器坏・皿



0680



0681



0682



0683



0684



0685



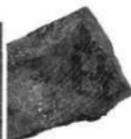
0686



0687



0688



0689



0690



0691



0692



0693



0694



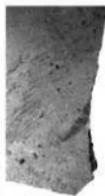
0695



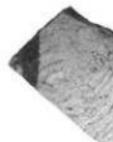
0696



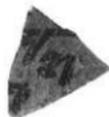
0697



0698



0699



0700



0701



0702



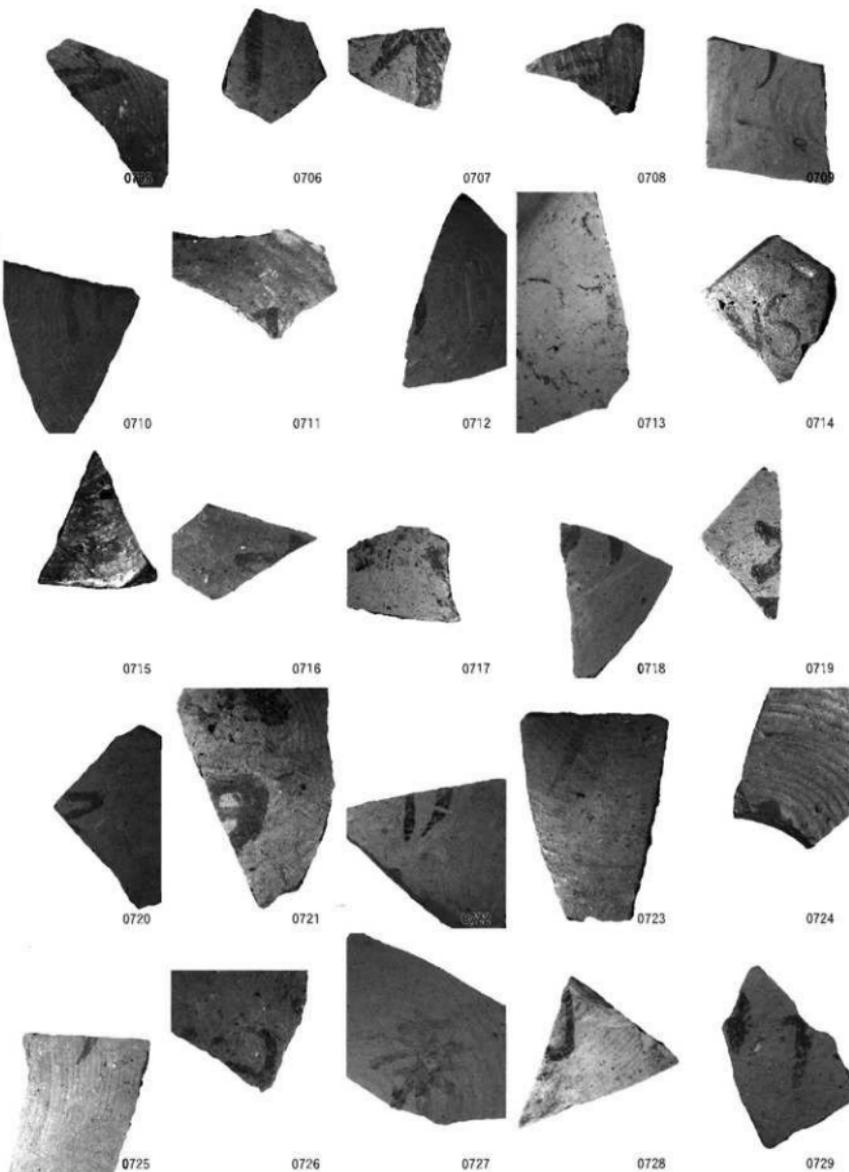
0703



0704

I区 その他/須恵器坏・皿

墨書土器
赤外線写真図版
0705
S
0729



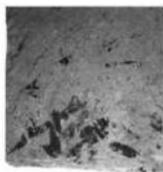
I区 その他/須恵器坏・皿



0730



0731



0732



0733



0734



0735



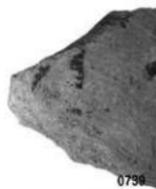
0736



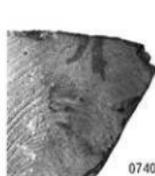
0737



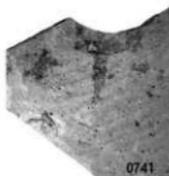
0738



0739



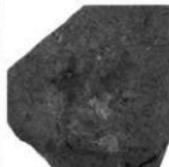
0740



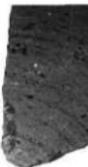
0741



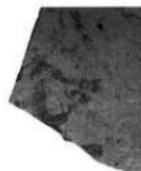
0742



0743



0744



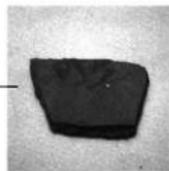
0745



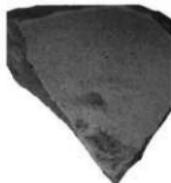
0746



0747



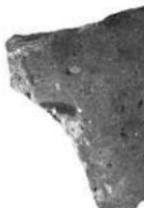
0748



0749



0750



0751



0752



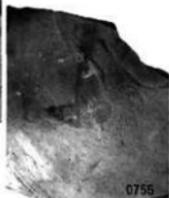
0753

I区 その他/須恵器坏・皿

墨書土器
赤外線写真図版
0754
～
0778



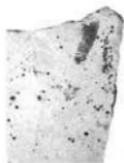
0754



0755



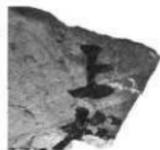
0756



0757



0758



0759



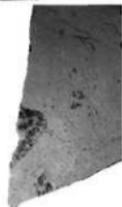
0760



0761



0762



0763



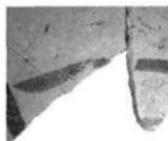
0764



0765



0766



0767



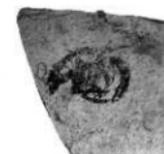
0768



0769



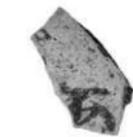
0770



0771



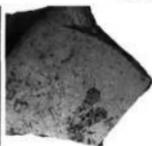
0772



0773



0774



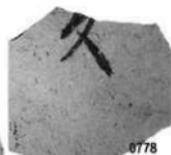
0775



0776

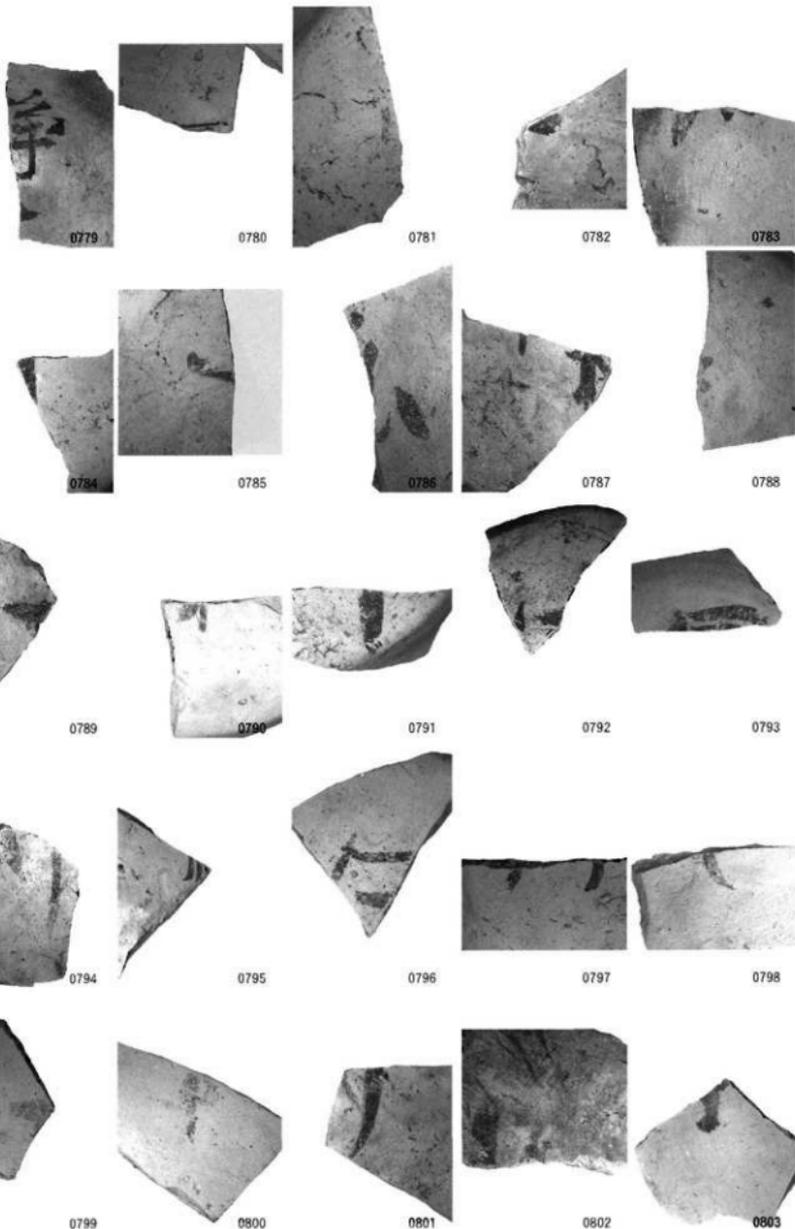


0777



0778

I区 その他／土師器坏・皿

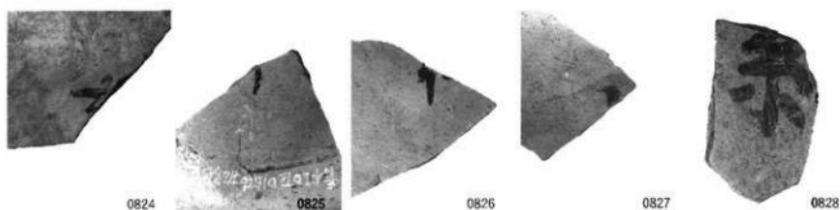
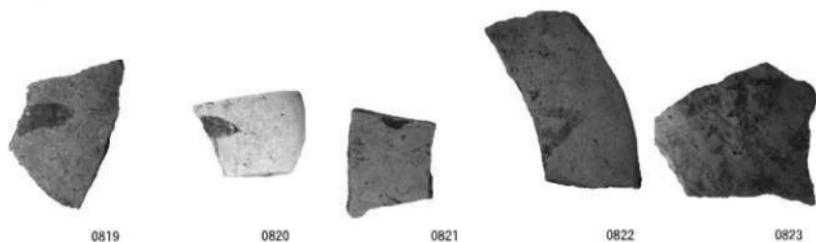
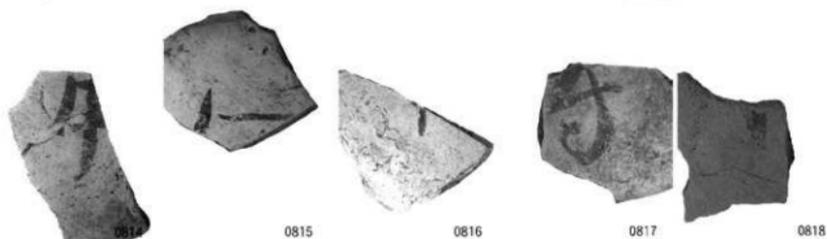
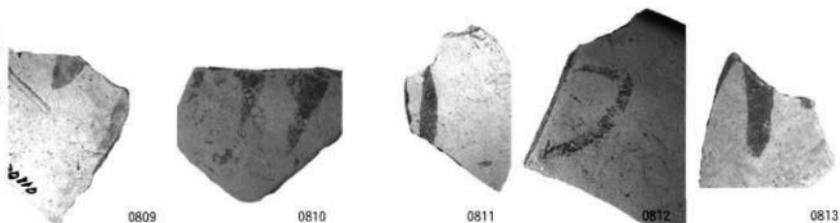
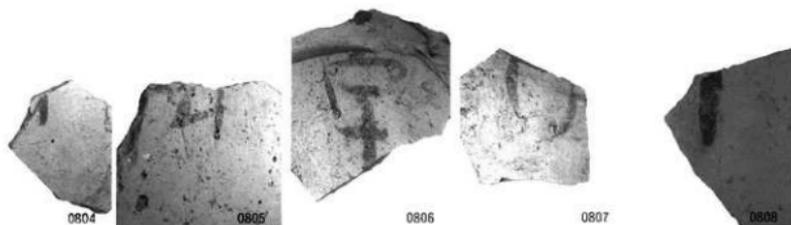


I区 その他／土師器坏・皿

墨書土器

赤外線写真図版

0804
～
0828



1区 その他／土師器杯・皿



0829



0830



0831



0832



0833



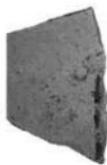
0834



0835



0836



0837



0838



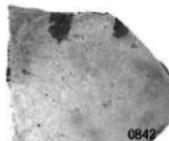
0839



0840



0841



0842



0843



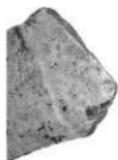
0844



0845



0846



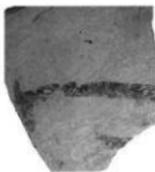
0847



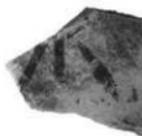
0848



0849



0850



0851



0852



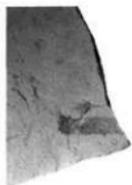
0853

I区 その他／土師器坏・皿

墨書土器

赤外線写真図版

0854
～
0878



0854



0855



0856



0857



0858



0859



0860



0861



0862



0863



0864



0865



0866



0867



0868



0869



0870



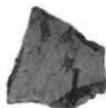
0871



0872



0873



0874



0875



0876



0877

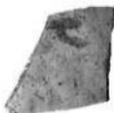


0878

I区 その他/土師器坏・皿



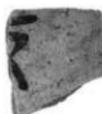
0879



0880



0881



0882



0883



0884



0885



0886



0887



0888



0889



0890



0891



0892



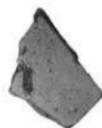
0893



0894



0895



0896



0897



0898



0899



0900



0901



0902



0903

I区 その他/土器器坏・皿

墨書土器
赤外線写真図版
0904
S
0928



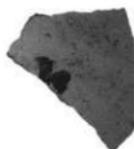
0904



0905



0906



0907



0908



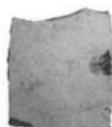
0909



0910



0911



0912



0913



0914



0915



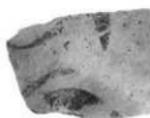
0916



0917



0918



0919



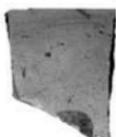
0920



0921



0922



0923



0924



0925



0926

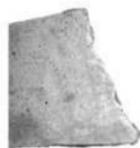


0927



0928

I区 その他/土師器坏・皿



0929



0930



0931



0932



0933



0934

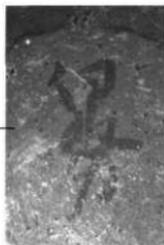


0935

墨書土器
赤外線写真図版
0936
S
0950



0936



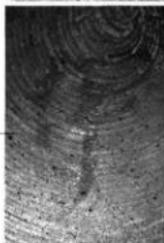
0937



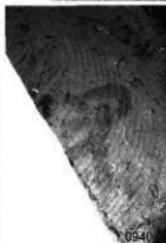
0938



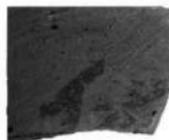
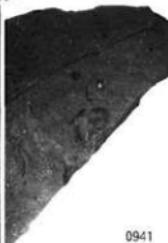
0939



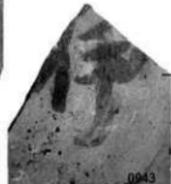
0940



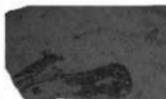
0941



0942



0943



0944



0945



0946



0947



0948

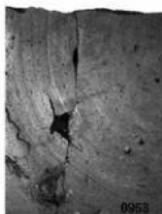


0949



0950

IV区 「伊努」「伊」「伊本」・「家永」・「秋永」



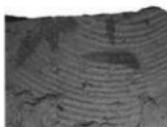
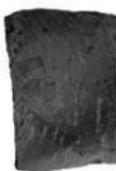
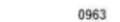
0955



0961



0963



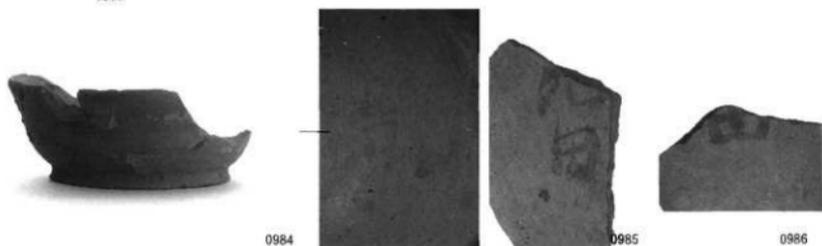
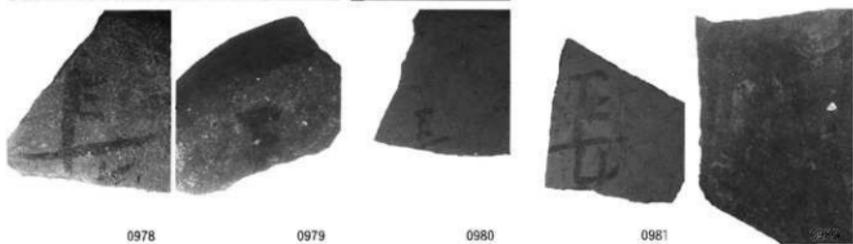
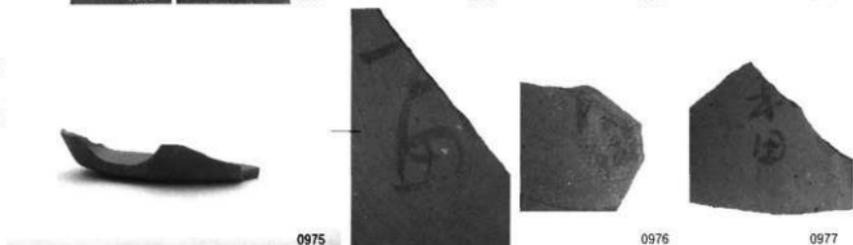
0968



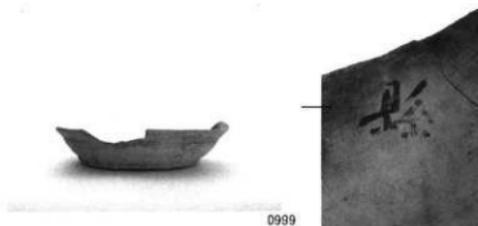
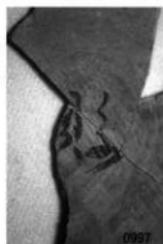
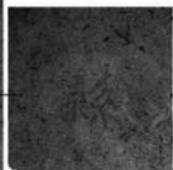
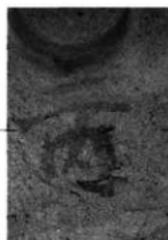
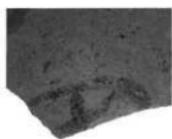
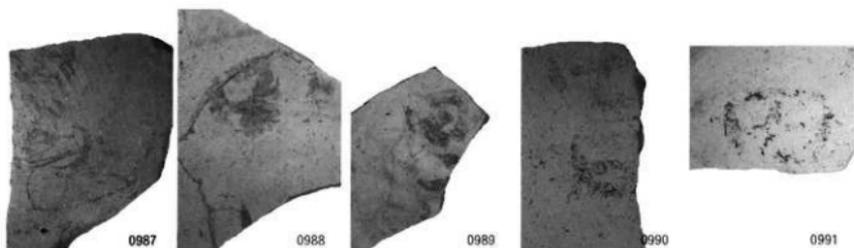
0969

IV区 「廣方」・「美社」

墨書土器
赤外線写真
0970
～
0986



IV区「長田」・「宅田」



IV区「宅田」・「田〇」・「縣」

墨書土器

赤外線写真図版

1000
S
1013



1000



1001



1002



1003



1004



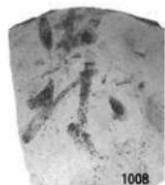
1005



1006



1007



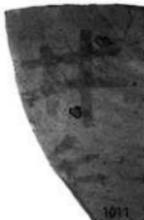
1008



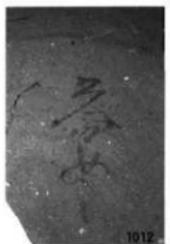
1009



1010



1011



1012

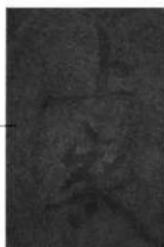


1013

IV区 「物爪」・「中北」・「井手」・「益女」



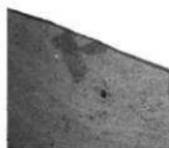
1014



1015



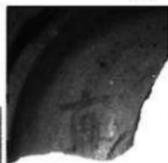
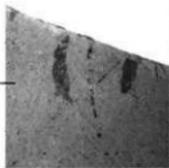
1016



1017



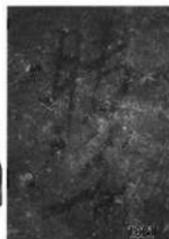
1018



1019



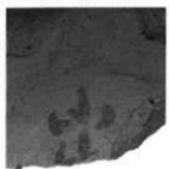
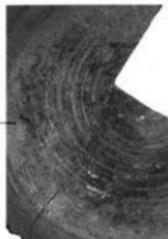
1020



1021



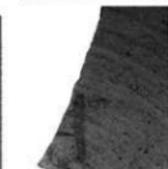
1022



1023



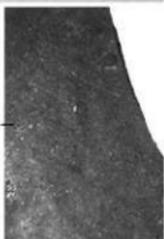
1024



1026



1025



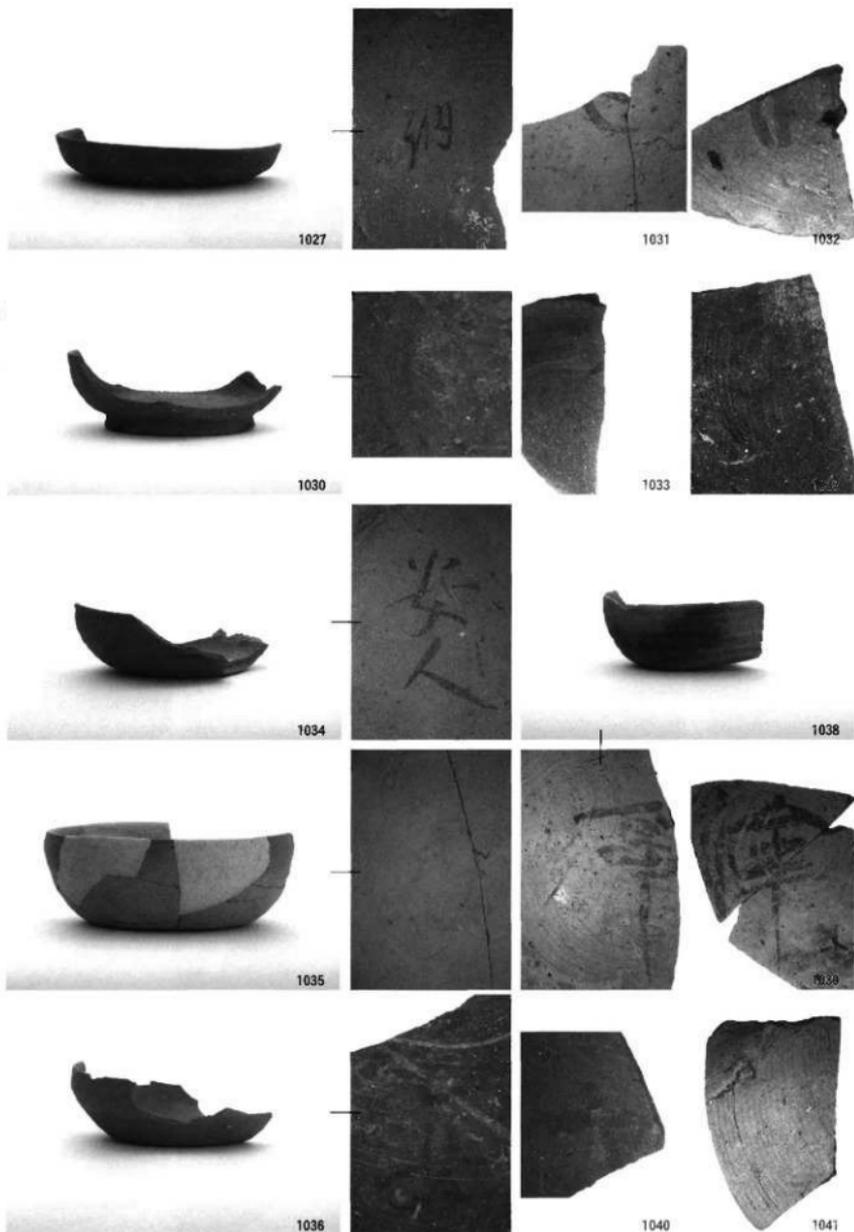
1028



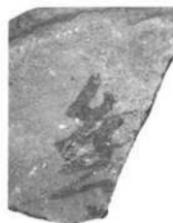
1029

IV区 その他／須恵器蓋・皿・坏

墨書土器
赤外線写真図版
1030
～
1041



IV区 その他/須恵器坏



1042



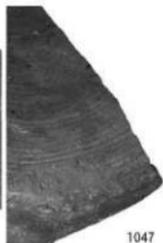
1043



1044



1045



1047



1046



1048



1049



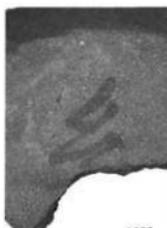
1050



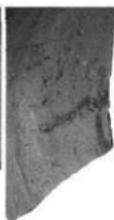
1051



1052



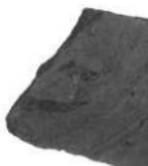
1053



1054



1055



1056



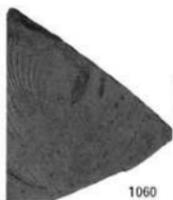
1057



1058



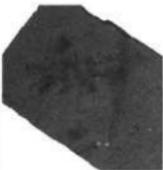
1059



1060



1061



1062



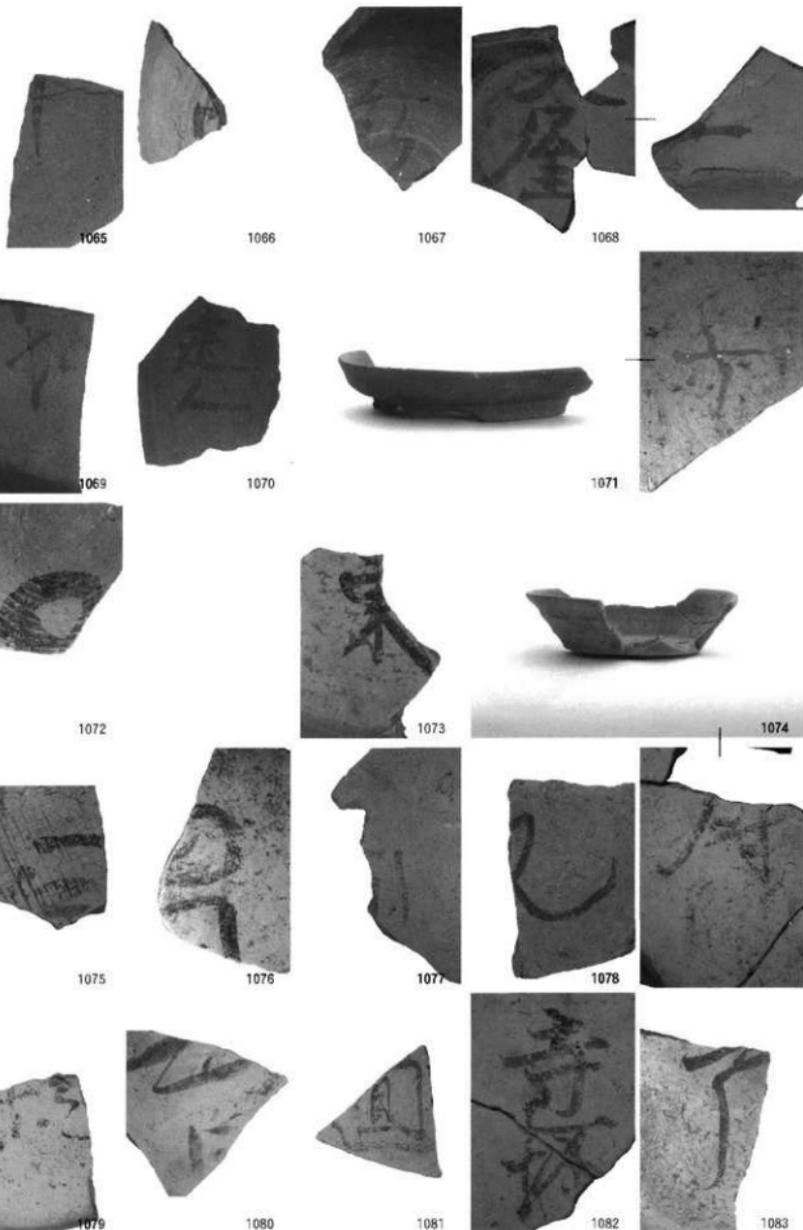
1063



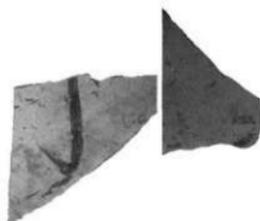
1064

IV区 その他/須恵器坏

墨書土器
赤外線写真図版
1065
～
1083



IV区 その他／須恵器坏・皿／土師器坏・皿



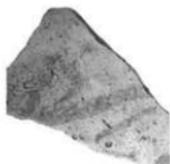
1084



1085



1086



1087



1088



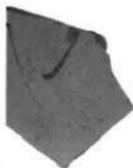
1089



1090



1091



1092



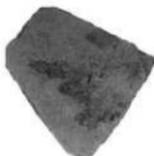
1093



1094



1095



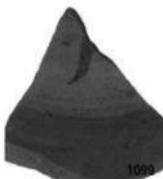
1096



1097



1098



1099



1100



1101



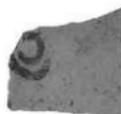
1102



1104



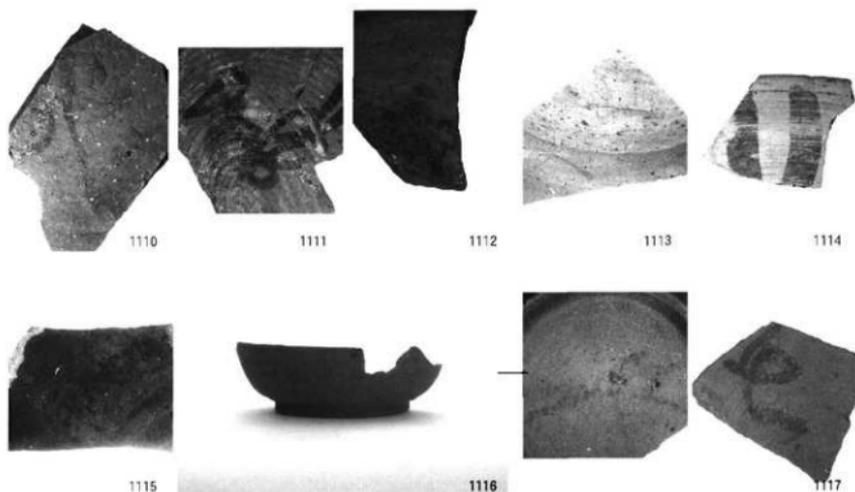
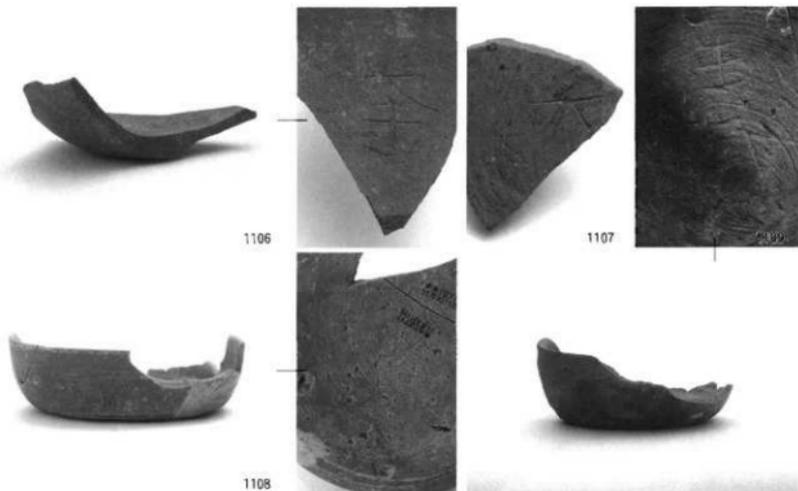
1103



1105

IV区 その他／土師器坏・皿

墨書土器
赤外線写真図版
1106
S
1117



ヘラ書き・刻書・筆そろえ

第2節 墨書土器の詳細

1. はじめに

青木遺跡では、Ⅰ区より935点、Ⅳ区より170点の合計1105点の墨書土器、ほかに3点の線刻土器が確認された。これは、一遺跡の出土点数としては、鳥根・鳥取町はもとより、中国地方でも最多の出土量である。ただし、墨書土器は文字資料としてみた場合、記載内容は基本的に非常に断片的であるので、文字内容の解釈や、さらに遺跡の性格を検討するためには、出土状況の検討と資料群の抽川作業の性格を分析が必須であるが、それらは第3節で検討を加えるものとし、本節では、まず「2. 多量墨書土器について」で著しく多くの墨書土器が確認された「伊」「家永」「秋水」「廣方」(以下多量墨書土器とする)と、おおむね10点以上が見つかったいくつかの主要な墨書土器(以下、主要墨書土器とする)の資料的特徴について解説する。なお、煩雑さを避けるため、断りのない限り「○」と「□〔○カ〕」(例「伊」と「□〔伊カ〕」)は区別せずに論ずることとする。続いて「3. 注目される文字内容の墨書土器」で、点数が少なく土器にその文字を墨書した理由の検討は困難であるが、墨書の文字内容から見て注目される資料の紹介を行う¹⁰⁾。

なお、器種については、それぞれの墨書土器において種別・器種別点数の表を添付している。表中の器種は以下のような資料を示している。

須恵器無高台環1=体部が丸みを持ち、口縁端部が外折する資料

須恵器無高台環2=体部が丸みを失い、直線的に外に開く資料。口縁端部の折れは無い。

須恵器高台付環1=体部が丸みをもつ資料。

須恵器高台付環2=体部が直線的に外に開く資料。

土師器環皿A=底部外面中央まで赤彩の及ぶ資料

土師器環皿B=底部外面は端部までしか赤彩しない資料で、体部の立ち上がりが急で底径と口径の差が少ない資料。

土師器環皿C=底部外面は端部までしか赤彩せず、体部の立ち上がりが緩やかで後揚と底径の差が大きい資料。

墨書土器の年代の項目については、第3節で解説する時期区分Ⅰ～Ⅶ期で記載している。詳細は第3節を参照いただきたい。

墨書土器一点一点の詳細については、遺物観察表を参照のこと。

また、墨書土器の類別の調査にあたっては、本章全般にわたり、研究代表古村武彦「平成11～13年度科学研究費補助金(基礎研究B2)古代文字資料のデータベース構築と地域社会の研究」付属C D「出土文字資料データベース—墨書土器・刻書土器編—」を利用している。

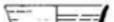
2. 多量墨書土器について

墨書土器「伊」(墨書土器実測①1～12・38)

本遺跡を代表する墨書であり、残画から推定できる資料を含め264点を数え、墨書土器全点数の23.9%、判読不能の墨書土器354点を引いた墨書土器(以下判読墨書土器と表記)751点中の35.1%を占める。「伊」の文字については、「伊努」の墨書土器が存在することから、固有名詞伊努を先頭一字に省略した資料とみて間違いない。後述するように、「伊」+○○という、派生した文字記載を持つ墨書土器がある。なお、「伊」となる資料は、旅密には後述する「伊努」の部分である可能性が否定できないが、「努」の資料点数が少ないことを鑑みると、ほとんどの「伊」は、完全に遺存していれば「伊」となると考えられる。

①種別・器種・記載部位 土師器に記載のあるものは36点で、ほとんどが須恵器蓋・環・皿・高台に記載される。

第34表 墨書内容別の器種構成

種別	器種	分類	図	墨書内容								
				伊	家永	秋永	廣方	美談社・美社	美	三	伊+〇	
須惠器	蓋	輪状つまみ		2	0	0	0	0	0	0	0	
		宝珠つまみ		39	3	0	0	1	1	0	1	
		形態不明		16	1	0	1	0	0	1	0	
	坏	坏	無高台坏1		11	0	0	0	1	3	0	1
			無高台坏2		3	8	1	0	1	0	0	1
			高台付坏1		0	0	0	0	0	0	0	1
			高台付坏2		9	4	0	3	0	1	1	0
	皿	皿	無高台皿		15	12	0	1	1	1	1	0
			高台付皿		13	3	0	1	0	1	1	0
		坏・皿類	形態不明		115	28	2	21	4	4	4	9
	土師器	その他			5	0	0	0	0	0	0	0
坏皿		A		2	0	0	0	0	0	0	0	
		B		4	0	5	0	1	1	1	1	
		C		1	0	1	0	0	0	0	0	
		形態不明		29	1	51	0	6	6	6	2	
	計			264	60	60	27	15	18	15	16	

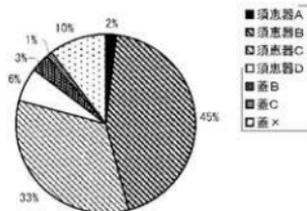
1点のみ題に記載のあるものがある(0113)。特筆すべきものは須恵器蓋で、判読墨書土器82点中64点(78.0%)ときわめて多く、判読墨書土器に占める「伊」全体の2倍にあたる。

この蓋の中には、輪状つまみをもつ資料2点(0052・0053)が含まれる。輪状つまみの蓋については他に「家永」墨書の0280・0296があるが⁹⁾、いずれも端部の形状から輪状つまみに平行する時期の資料と考えられる。環類では無高台で体部が内湾し口縁部が屈曲の環が少量ながら見られる(0106～0111ほか)。記載部位は、輪状つまみ蓋→外面つまみ内、宝珠つまみ蓋→大部分の資料が内面、環・皿類→須恵器・土師器ともすべて底部外面、高環→すべて脚部内面である。

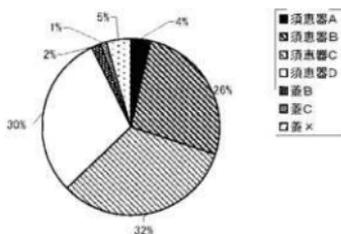
②墨書土器の年代 宝珠つまみの蓋が多いなど、上述の器種構成からⅡ期～Ⅲ期(8世紀中頃～8世紀後半)を中心にその前後に若干の点数が位置すると考えられる(詳細は第4節)。

③須恵器の摩耗度と使用痕跡 土器の摩耗状況は、Ⅰ区全体の摩耗状況とほぼ同様の傾向をがし、約40%の土器が非常によく摩耗していた(Bランク)。その他の墨書土器の使用状況を示すものとして転用視が4点(0003・0064・0095・0147)と、筆そろえを行った土器1点(0002)、他の文字が記される土器(0019・0147・0183)3点がある¹⁰⁾。このうち、筆そろえの土器は外面の文字部分には筆そろえが及んでいない。意図的に文字部分を外したかどうか不明であるが、興味深い資料である。他の文字が記される土器のうち0147は墨の遺存状況や文字の大きさなどから、少なくとも積極的に別筆であるとは言えない資料であるが、残りの2点については、明らかに別筆であり、いずれも「伊」以外の墨書が現状では薄く一度墨書された文字が使用によって薄れたためにもう一度記載された可能性を示す資料である¹⁰⁾。類似の資料には0067があり、内面は非常によく使い込まれた痕跡があり(Aランク)、外面には墨書「伊」に重なるように薄い墨痕が見られる。これは文字であると断定できないため釈文では拾い上げていないが、同様に使用によって文字が薄れたため、あらためて「伊」を記載した可能性のあ

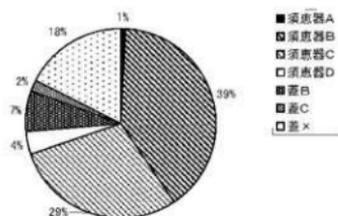
第63図 Ⅰ区の墨書土器摩耗度



第64図 Ⅳ区の墨書土器摩耗度



第65図 墨書土器「伊」の摩耗度

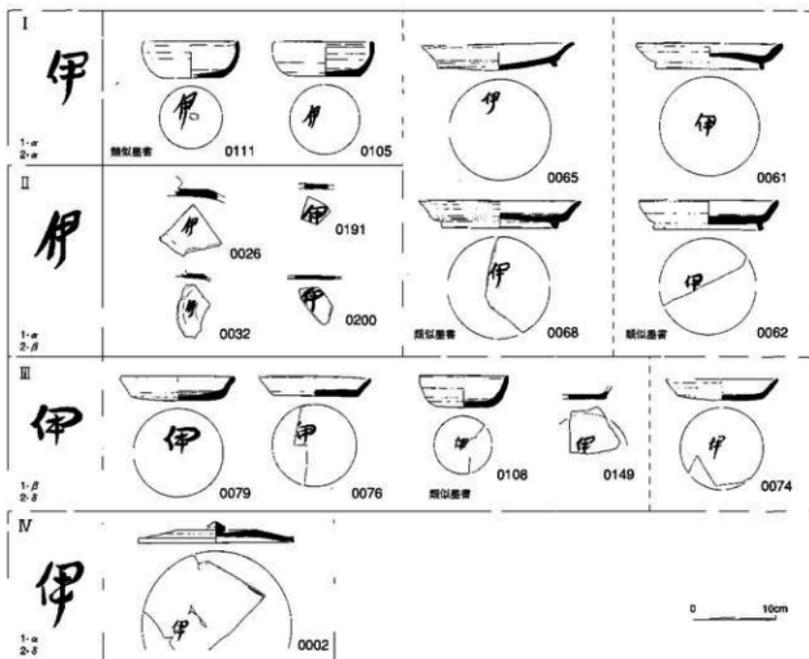


伊 ¹	イ ²	イ ¹		
	1-α類 イ状	1-α類 イ状		
	イ ²	イ ²	イ ²	イ ²
	2-α類	2-β類	2-γ類	2-δ類

第66図 「伊」の字形

る資料である。これらの資料は墨書土器「伊」全体の中では決して多くはない。しかし、「伊」の墨書との前後関係は不明なものの、これらの痕跡が残る土器は墨書土器「伊」と異なる用途で使用された時点もあったことになり、使用痕跡の存在とあわせれば、「伊」の墨書土器については使用していない土器に墨書を施し他の用途に転用せずに廃棄された可能性は低い。

④字形の分類²⁶ 「伊」の字体は単純な構成からなるが、「イ」偏を2類、旁「尹」を4類に分類でき、「伊」としては、Ⅰ～Ⅳ類の字形を確認した。「イ」は2筆で記すものを α 類、1筆で「く」字状にするものを β 類とした。全体として β 類は少ない。「尹」は第66図のように、楷書に近い α 類以外に、筆を連続させる β ～ δ 類の4類に分類できる。 γ 類は「イ」について β 類の資料が多く、対応関係がありそうである(第67図)。



第67図 「伊」字形別墨書土器

⑤類似墨書 「伊」の墨書は多数あり、字形で確認できる区分以上に、さらに多くの雰囲気や類似し、かつ他の同類の「伊」と異なる雰囲気の資料群が抽出できる(以下類似墨書とする)。第67図のⅠ類0111-0106は共に縦長で人偏を旁と同じ高さで記す一群である。同様に、0065-0068は旁「尹」の最後の「ノ」を下に長くのばす一群、0061-0062は「ノ」をのばさずに「ヨ」の部分が大きな割合を占める一群である。Ⅱ類の0026-0031は縦長の文字になり「ノ」の最後を左側に引き出す一群、Ⅲ類の「ヨ」の部分を大きく記し、「ノ」の画は細く簡単に記す一群である。この群は「イ」偏についても β 類である。

以上の文字の「雰囲気」は、墨書土器を相互に見比べてみたときの平石の主観であるが、土器の図面を見てもら

えばわかるように、おそらく同時代にくられる同型の同一器種で確認できるという特徴を持つ。したがって、これらの類似墨書は同一人・あるいは同一時点に記載した可能性は高いと思われる。全体として複数の字形と類似墨書存在から、一時にあるいは一人の人間が複数の土器に墨書する行為が、何度も行われたことが「伊」の墨書土器の中に確認できる。

⑥出上点数 I区257点 IV区7点。

墨書土器「伊努」(墨書土器実測図13・38)

前述の固有名詞「伊」を「伊努」と二文字で表記するもの。点数的には「伊」に比べ圧倒的に少ない。なお、伊努郷の郷名については、『風土記』によれば神亀3(726)年に「伊農」表記から「伊努」表記に替わり、それ以前は秋鹿郡のイヌ郷が「伊努」と表記されていた。一方、神社名については出雲郡のイヌ社(合計11社)は「伊努社」「伊農社」がともに見え、秋鹿郡のイヌ社は「伊努社」と表記される(『風土記』)⁶⁾。このように、出雲郡のイヌ表記は神亀3年以降も混乱しており、「伊努」墨書土器を確実に726年以前のものとするのは困難である。

①種別・器種・記載部位 8点中上師器は1点のみで、その土師器も遺跡内では数の少ない内外面赤彩の資料である。残りはすべて須恵器環・皿である。器種では、IV区0936とおそらくI区0262が無高台で口縁端部が内曲する環、0937が体部に丸みをもつ高台付環。記載部位はいずれも底部外面。

②墨書土器の年代 上述の器種、特に体部に丸みをもつ須恵器環と赤彩が底部中央に及ぶ土師器から、1期(8世紀前半)を中心に、一部中葉にかかる資料が見られる。

③須恵器の摩耗度と使用痕跡 7点すべてに何らかの使用痕跡が認められた。

④出土点数 I区5点 IV区3点。

墨書土器「伊」+○(墨書土器実測図13・38)

前述「伊」に「本」(0265ほか)・「大」(0270ほか)・「酒」(0273)・「酒環」(0274)・「賀カ」(0275)・「識」(0278)が加わるもの。「伊」から派生した墨書土器と考えられる。同様の事例には、郷名「春日」にかかる「春部(マ)」と「春部□」「春里長」などが出土した兵庫県山垣遺跡例がある(兵庫1990)。

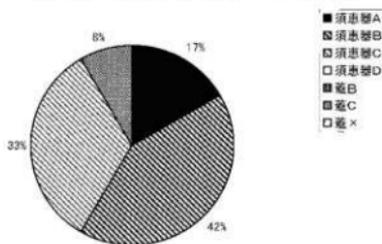
①種別・器種・記載部位 土師器は2点のみで残りは須恵器。0275「伊識」は体部に丸みをもつ高台付環。蓋(0270)「伊大」は宝珠つまみの時期のものである。

②墨書土器の年代 0278(I期。8世紀前半)、0268(I～II期8世紀前～中葉)、0273・0274・0264(III期。8世紀後葉)の資料から、おおむね8世紀代の資料と考えられる。

③須恵器の摩耗度と使用痕跡 よく使い込まれたと思われるAランクの資料を含み、すべての資料に使用痕跡が見られた。資料点数の差もあるが、「伊」よりさらによく使用されている印象のある土器である。

④出土点数 I区出土「伊本」5点「伊大」3点「伊酒」1点「伊酒環」1点「伊賀」3点、「伊識」1点「伊」1点 IV区「伊本」1点。

第68図 墨書土器「伊」+○の摩耗度



墨書土器「家永」(墨書土器実測図14・17・39)

「家永」の二文字記載からなる墨書土器で、確実な「家永」事例が29点、ほかに「家」もおそらく「家永」で

あると考えられる。特徴的な字体を持っているため、0335~0338の様な「永」の事例も後述「秋永」の「永」とは容易に識別が可能である。「伊」に次いで多い60点が確認でき、判読墨書土器の8.0%を占める。「家永」については、家が長く続くというやむを得る嘉字に当たり(戸M1967・三上2003)、田堵に相当するような集団名を表記したものであろうか。なお、「家」の資料(0339~0343)は「家永」の略である可能性もあるが、「家永」に典型的に見られる字体は見え、上記点数には含めていない。

①種別・器種・記載部位 土師器は「家」1点のみであり、この墨書白体が「家永」でない可能性も否定できない。残りはすべて須恵器である。器種は、無高台の皿に多いのが特徴であり14点を数える。一方、「伊」墨書土器には多く見られた蓋類は3点しか見えず、輪状つまみをもつものの、端部の形状から宝珠つまみの段階より後の資料である。記載の部位は蓋が内面2・外面1、高帯が環部内面(0299)に記載を持つが、他はすべて底部外面である。

②墨書土器の年代 蓋類がほとんど見えないこと、体部に丸みを帯びた環類が見えないことから8世紀の資料はほとんど見えず、IV期9世紀前期を中心とすると考えられる。

③須恵器の摩耗度と使用痕跡 45%の土器がBランクであり、残りの35%もCランクであった。蓋の資料を除くと、ほぼ「伊」と同じ状況であるといえる。同様に使用痕跡についても転用硯(0280)、パレットとしての内面利用の見られる土器(0288)があり、墨書土器「伊」と同様に、未使用の土器に墨書され直ちに廃棄は想定できない。

④字形の分類 「家永」は特徴的な字形で構成されており、本稿でそれぞれ字の特徴的な要素について、現在確認できる墨痕の形状から分類を行った(第70図)。

「家」は1・2の部分で明確に区分できた。1の部分は縦画が2本(楷書本来の「家」)の α 類、1本に略される β 類に分類可能である。2の部分は、2筆で書かれる楷書の家を α 類、連続する1筆であるが「乙」上に上に跳ね上がる β 類、「つ」状に下の文字に連続する γ 類に分類した。「永」も同様に2カ所を判別に用いている。1は中央の縦画で α 類を直線的なもの、 β 類を「ろ」字状のものとする。2は α 類は2筆に明確に分かれるもの、 β 類は1筆のもの、 γ 類は上側に跳ね上げるものである。

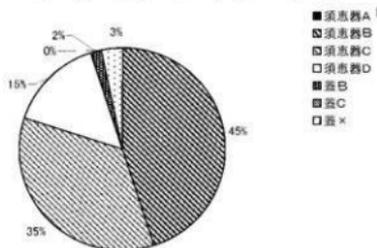
これらの要素が「家永」でどのように表現されているか、その組み合わせを「家永」の字形とすると、以下のよう整理できる。

「家永」Ⅰ類：家 α ・ α (最初が1、次が2の形態。以下同じ)、永 α ・ α

「家永」Ⅱ類：家 α ・ β 、永 α ・ α 、二文字は筆を続けて記すものもある。

「家永」Ⅲ類：家 α ・ β 、永 α ・ β 、二文字は筆を続けて記す。

第69図 墨書土器「家永」の摩耗度



家			
	家1-α類 2本	家1-β類 1本	
永			
	家2-α類 2筆・私う	家2-β類 1筆で書く	家2-γ類 つ字状
永			
	永2-α類 2筆・私う	永2-β類 1筆で書く	永2-γ類 跳ね上げる

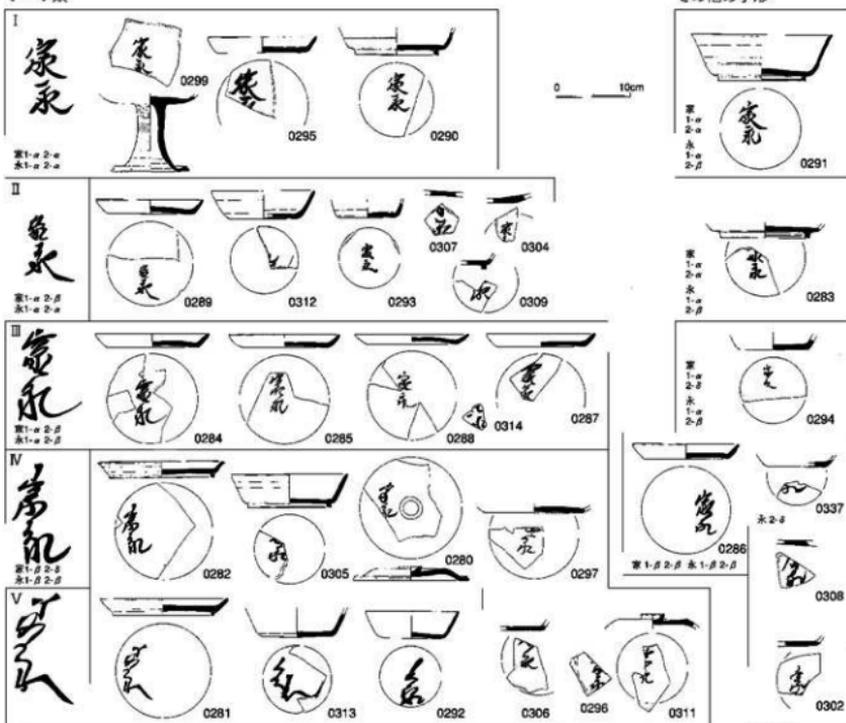
第70図 「家永」の字形

「家永」Ⅳ類：家 β ・ γ 、永 β ・ β 、二文字は筆を続けて記す。

「家永」Ⅴ類：上記の事例に当てはまらず、「家」・「永」ともに楷書体を激しく逸脱するもの。

なお、金属器模倣のいわゆる稜碗(0290-0291)は一見するとよく似た字形であるが、「永」の最後の画が大きく異なっており(0290- α 、0291- β)、同一人物による同一機会の墨書ではないであろう。

Ⅰ～Ⅴ類



第71図 「家永」字形別墨書土器

⑤字形の評価 先述の「家」「永」それぞれの構成要素は、楷書の「家永」を祖型に設定して考えると、 $\alpha \rightarrow \beta \rightarrow \gamma$ 類の順で祖型を離れていく(すなわち簡易・省略した表現になる、以下遠近で表現)。ここでⅠ類~Ⅳ類を見ると、家の $\beta \cdot \beta$ (遠)と永の α (近)の組み合わせはなく、永の β (遠)と家の $\alpha \cdot \alpha$ (近)の組み合わせ(Ⅱ類)はあるが、二文字を連続して続け辞して書くか否かという点で見ると、Ⅲ類・Ⅳ類より楷書に近いことは明らかである。したがって、全体として見ると「家永」墨書土器は例外はあるものの、祖型を離れていく一方向でかつ一連の流れとして捉えられる。

これらの字形の差については、それが個人の差であるのか、書く行為の目的の差であるのか、時間的な差であるのかは判断できないが、少なくとも、同一人による同一機会の墨書行為の結果と考えるのは困難と思われる。このことは、「家永」を特定個人がその名を記したものと見ずに、一定の集団の名称を記したものとみる見解の状況証拠である。

⑥出土点数 Ⅰ区「家永」35点 「家」・「長」で「家永」と考えてよいもの24点。Ⅳ区「家永」1点。

墨書土器「秋永」(墨書土器実測図17・39)

「家永」と同じく60点の出土が確認される(判読墨書土器の8.0%)。うち、「秋永」二文字が確実な事例は27点で、残りは「秋」あるいは「永」の一字であるがその可能性は高い。「家永」同様、「永」を含んでいることから嘉字の可能性があり(戸田1967・二上2003)、田堵に相当するような集団名を表記したものであろうか。

①種別・器種・記載部位 「秋永」の特徴は、そのほとんどにあたる57点が土師器で、底部外面を除いて赤彩されている資料である点にある。このような事例は、他に「縣」「厨」などがあるが、点数の多さでは「秋永」が突出している。記載部位はすべて底部外面。

②墨書土器の年代 ほとんどが土師器で小片が多いが、中心は底部外面に赤彩の及ばない、Ⅲ期(8世紀後半)を中心とした時期と考えられる。

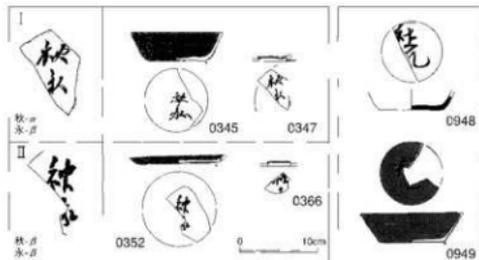
③使用痕跡など 「秋永」墨書自体がほとんど土師器によって占められており、分析はできなかった。

④字形の分類 「秋永」墨書土器は土師器が多いこともあってか、小破片(遺存度F)の資料が多く、全体を窺い知れる資料は少ない。字形は次に述べる例を除きほぼ一定(Ⅰ類)であり、「秋」「永」の一字でも文字の推測は容易であった。例外的事例は「秋」については傍の最後を払わずに止める資料(0352-0366)の2点で、このうち0352の



第72図 「秋永」の字形

「永」についても他の「永」一般と異なる字形が推測されるので(Ⅱ類)、「秋永」には少なくとも2種の字形があったことが推測される。また、Ⅳ区で「□□【秋永カ】」としている資料(0948-0949)があり、明らかに上述Ⅰ・Ⅱ類と異なる字形であるが、言い換えると一文字目は「社」など「秋永」と別の積読可能性を検討する必要もあろう。



第73図 「秋永」の字形別墨書土器

繰り返しになるが、確実にⅡ類と考えられる資料は2点のみであり、墨書された器種・種別の状況同様「家永」墨書に比べるとはるかに斉性が高く、大部分が一時に墨書された可能性がある。

⑤出土点数 I区58点 IV区2点

墨書土器「廣方」(墨書土器実測例18・39)

27点を確認している(半読墨書土器の3.6%)。「家永」「秋水」とは異なるが「廣」を含んでいることから嘉字の可能性があり(平田1967・三上2003)、同様に集団名の可能性を指摘しておく。

①種別・器種・記載部位 種別はすべて須恵器で「秋水」と好対照をなす。器種は不明なものが多いが、高台付坏では体部は直線的に立ち上がる資料(0402)が確認されている。記載部位は、1点ある蓋が内面、他はすべて底部外面である。

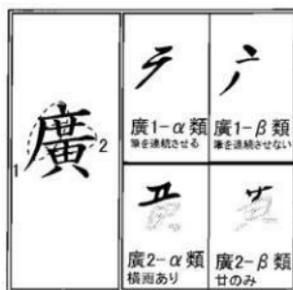
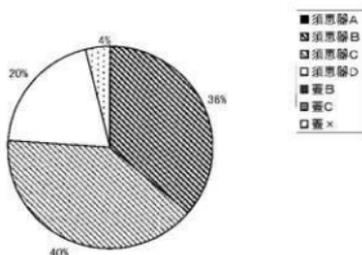
②須恵器の摩耗度と使用痕跡 約4割の須恵器が摩耗しており、状況はⅠ区の須恵器全体と同様であるが、一定料使用痕跡のない土器が見える(5点)。

③墨書土器の年代 良好な資料は少ないが体部に丸みをもつ坏類はなく、Ⅱ～Ⅲ期(8世紀中葉～後葉)にかけての資料であると考えられる。

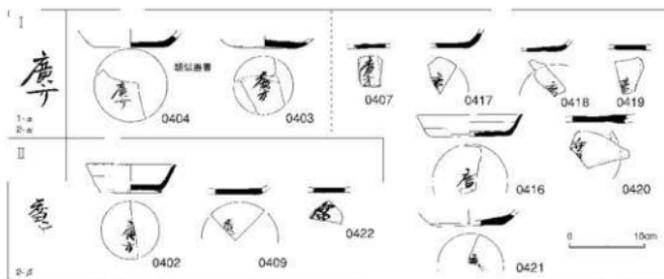
④字形の分類 「秋水」と類似し、積極的に多くの字形が確認できる状況ではない。唯一分別可能であったのが、「廣」の中の「黄」を省略する事例であり(β類)、可能性があるものを含めて3点が確認された。また0402・0422は「广」について筆をいったん離して書いており、Ⅰ類と異なる。このように、Ⅱ類型の字形が確認できたが、全体としては字形の斉性は高く、非常に印象の似た類似墨書(0403・0404、0407・0408)が見られる。

⑤出土点数 I区22点 IV区5点

第74図 墨書土器「廣方」の摩耗度



第75図 「廣方」の字形



第76図 「廣方」字形別墨書土器

墨書土器「美談」「美談社」「美社」(墨書土器実測図19・39)

ここでは確実に「美談社」「美社」の墨書であると考えられる「美談社」「美社」美「美□」「□社」「社」墨書上器を取り扱う。「美談社」はその通り、「風上記」の美談社彌太彌社、「延喜式」にみえる美談神社を指し、「美社」はその省略記載であると見てよいであろう。

①種別・器種・記載部位 種別は須恵器10・土師器5。器種は蓋・坏・皿が特に偏りがなく見られる。それぞれの中でも、坏では無高台で体部が内湾し口縁部が屈曲する資料もあるが(0426)、直線的に立ち上がる資料(0405)もある。土師器については、高台付の資料は見えないが、赤彩が底部全体に及ぶものも見える。「美社」関連墨書は全体の資料点数は少ないながら、その種別・器種についてはバラエティーに富んでいる。記載部位については、蓋→内面・坏・皿類→底部外面である。

②墨書土器の年代 これらの墨書土器の年代は、墨書からミダミ表記が「三太二」から「美談」に改められた神亀3(726)年以降の資料とすることができる⁹⁾。一方、器種にはばらつきがあるのは上述の通りで、上器の年代はⅡ期～Ⅳ期(8世紀中葉～9世紀前葉)に及ぶと考えられる。

③須恵器の摩耗度と使用痕跡 須恵器の摩耗度は摩耗の見られないDランクを含む一方で、よく摩耗したAランクのものも見え、ばらつきのある資料群であるといえる。なお、0424・0428は、「美談社」「美社」記載に重ねて90°軸をずらして「門」が別筆で加筆される。「門」墨書は後述するように特殊な記載様式を持っており注目される(内田2005)。

④字形の分類 複雑な文字であるが、墨書の遺存状況が悪いため字形の分類は行えなかった。

⑤出土点数 I区11点 IV区4点。

墨書土器「美」(墨書土器実測図19)

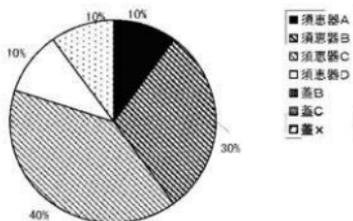
以前は確認できなかった(平石・松尾2004)、確実に「美社」でなくなる「美」・「美」資料も今回5点(0437～0441)確認された。したがって、ここでは墨書土器「美」だけでなく、上端下端が欠損して「美」しか判読できない「美」「美」「美」も取り扱う。なお、ミダミ表記の「三太二」「美談」の事例(「風上記」)、墨書土器「三太二」(0539-0540)「美蘭」(0541)墨書の事例から、後述「三」が「美」と同様に固有名詞美談の略である可能性がある。

「美」「美」が「美談社」「美社」の一部である可能性については、まず「社」の点数と同じ3点程度が「美談社」「美社」であると推定できる。ただし、確実な事例は「美談社」「美談」15点に対し「美」5点であり、「伊」に対して圧倒的に「伊努」が少なかった「伊」「伊努」墨書と異なることは確実で、実際は、「美」「美」のうちの多くは「美談社」「美社」の一部である可能性が高い。

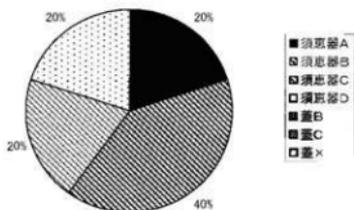
このほか、墨書土器「美上」(0442)は「美」から派生した墨書と考えることもできるが、人名でもよく、1点のみの資料であるので「美」分析対象としない。

①種別・器種・記載部位 種別は須恵器11点、土師器7

第77図 墨書土器「美談社」「美社」の摩耗度



第78図 墨書土器「美」の摩減度



点で、須恵器蓋1点を除き環・皿類である。器種がわかるものは、蓋437が宝珠つまみの時期の資料、坏0438・0960が体部が丸みを帯び口縁端部が外反する資料である。記載部位は蓋内面、環・皿類底部外面。

②墨書土器の年代 「美談社」「美社」同様、神亀3(726)年以降であることは間違いない。土器の年代は、遺存の良好な資料が確実に「美」と断定できないため材料に乏しいが、おおむね「美談社」「美社」と同様のⅡ～Ⅳ期(8世紀中葉～9世紀前葉)までと考えられる。

③須恵器の摩耗度と使用痕跡 4点のBランクを中心に、A～Dランクまで散らばりを見せる資料である。使用痕跡がばらつくのも「美談社」「美社」墨書土器の特徴であることから推察すると、やはり多くの資料が「美談社」「美社」の一部であると考えられる。確実な「美」の事例のうち、0441は「伊」の上に「美」を軸をずらして重ね書きし「伊」から「美」への転用を窺わせるほか、0439・0440は転用碗であり、よく使用されていると言える。

④出土点数 Ⅰ区11点 Ⅳ区7点。

墨書土器「田日」「田比」「田」(墨書土器実測図20・40)

「田」を含む墨書土器の一群である。Ⅳ区出土の事例には「長田」「宅田」があり、「田」の事例はこれらの一部である可能性もあるが、Ⅰ区からは「長田」「宅田」共に出土しておらず、単なる「田」あるいは「田日」の略である可能性が高い。一方、「田」も多く見え、二文字目の確認できる「田口」「田比」、タビの読みをもつ墨書土器群の存在は確認してよいと思われる。

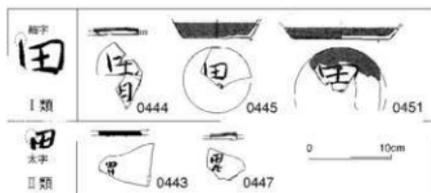
①種別・器種・記載部位 須恵器10点、土師器18点であるが、遺存状況から器種を特定できる資料は少なく、かろうじて土師器環で体部が直線的に伸び上がり、底部外面のみ赤彩しない資料(0445・0446・0454)が確認できる程度である。記載部位は、須恵器蓋→内面、その他は底部外面である。

②墨書土器の年代 小片が多く判断は難しいが、Ⅱ期(8世紀中葉)以前に遡る資料はないと考えられる。

③須恵器の摩耗度と使用痕跡 須恵器11点中8点がBランクであり、よく使用されていると考えられる。ただし、使用痕跡の認められない資料(2点)もある。

④字形の分類 「田」の字形については、一画目の「」を高い位置からはいるⅠ類と、低い位置から始めて2画目の「」がその上に被さるⅡ類がある。Ⅰ類は仕上がりが細筆、Ⅱ類は仕上がりが大筆と文字の墨の太さも対応する。このことから大きく2つの字形が存在することは確実である。

⑤出土点数 Ⅰ区22点 Ⅳ区6点。



第79図 「田日」「田比」字形別墨書

墨書土器「三」(墨書土器実測図20)

横線3本からなる墨書で、「三」のように長さが異なる、あるいは反り・跳ね・筆の連続などがあって「田」や記号その他でない判断された資料である。「美鮎」「三鮎」の墨書土器の存在から、美談を省略した「美」と同義である可能性もある。出土状況は「美談社」「美社」の墨書は、Ⅰ区Ⅳ区でほぼ均等に出土しているのに対し、「三」墨書はⅠ区でしか確認されておらず、「美談社」「美社」とは異なる産葉状況を示している。

①墨書土器の年代 「三」は「美」より容易に書くことができるので、ミダミの表記が「美談」に変更された神亀

3(726)年以降でも使用された可能性はあり、年代設定の根拠としては弱い。0467はⅡ期(8世紀中葉)の資料、0465はⅢ(8世紀後葉)、0471はⅣ期(9世紀前葉)で、さらにⅤ期に下る可能性のある資料もある。

②種別・器種・記載部位 須恵器7点、土師器8点で、須恵器は高台付皿・無高台の皿、体部が直線的に立ち上がる高台付環、土師器は高台付の環・皿に見られ、蓋1点を除き、底部外面に墨書される。

③須恵器の摩耗度と使用痕跡 須恵器7点中4点がBランク、2点がCランクの使用痕が残る(残り1点は蓋)。

④出土点数 Ⅳ区 15点。

墨書土器「門」(墨書土器実測図21)

「門」の墨書で、後述のように本遺跡墨書土器の中でも際立った特色のある資料である。

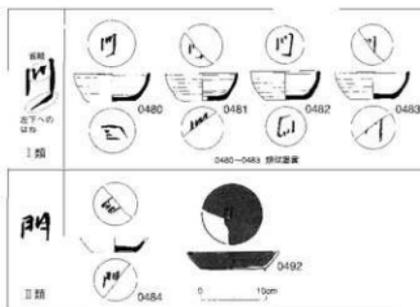
①種別・器種・記載部位 須恵器49点では、いずれも底部内外面に「門」が墨書される。このうち形態のわかる資料(0480～0483)はいずれも無高台で体部が丸みを帯び、口縁端部が外反する、ほぼ同一時期の資料と推定され、字形も同じである。蓋の外面墨書資料である0482、底部外面のみに墨書される0490・0491は字の大きさや字体も異なるようで、記名部位も一般的であることから全く異なる用途の墨書である可能性は否定できない。一方1点のみの土師器は外面に墨書されないものの、底部内面に墨書されており、土師器墨書土器一般の事例と異なり、底部内外面の「門」墨書と共通点が認められる³⁰⁾。

②墨書土器の年代 0480～0483は時間幅の限られた資料で、Ⅲ期(8世紀後葉)頃であろうか。全体にⅡ～Ⅲ期(8世紀中葉～後葉)の資料と考えられる。

③須恵器の摩耗度と使用痕跡 0480～0486の内外面に墨書のある7点の資料に関しては、内部の摩耗はほとんど認められず(C・Dランク)、使用していない土器に墨書されたと考えられる。0491・0492は摩耗度という点でもこれと異なる。

④字形の分類 「口」の部分省略したもの(Ⅰ類)と楷書で正確に「門」を記したものが(Ⅱ類0484)。特に前者は、最後に左下方に長く払うという特徴的な書きぶりであり、いわゆる同筆の可能性が高い類似墨書である(前述のように器種器形も同じ土器)。Ⅰ類・Ⅱ類とも底部内外面墨書の事例であり、2種類以上の字形が存在したことは明らかである。

⑤出土点数 Ⅰ区13点。

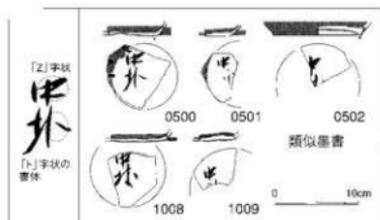


第80図 「門」字形別墨書土器

墨書土器「中」「中北」(墨書土器実測図22・41参照)

「中」は1点しか見えず、「中北」の可能性もあるように思えるが、「中」墨書の大部分は須恵器であり、須恵器「中」については別な機能の墨書である可能性が高い。一方で、土師器の「中」(0498・0499)は「中北」の部分と判断して矛盾はない。両者は異なる機能を持ったものであろう。

①種別・器種・記載部位 須恵器と土師器は別な機能の墨書と考えられる。形態のわかる須恵器は、



第81図 「中北」類似墨書

無高台の皿(1025)、高台付の体部に丸みを有する杯(1030)のみ。土師器は底部に赤彩の及ばない資料。いずれも底部外面に墨書する。

②墨書土器の年代 「中」(須恵器)は小片が多いが、1025-1030はⅡ期(8世紀中葉)頃である。「中北」(土師器)は赤彩が中央に及ばず、体部の立ち上がりも緩やかなのでⅣ～Ⅴ期(9世紀)の資料であると考えられる。

③「中北」の字形 「中北」は、「中」「北」とも一般的ではあるが印像の似た字形で書かれており、「中」も含めた7点中、「中北」の可能性の高い5点は類似墨書である(第80図)。「秋永」同様全体に斉一性が高い。

④使用痕跡など 「中北」墨書自体が土師器によって占められており、分析はできなかった。

⑤点数 須恵器(推定「中」)Ⅰ区7点(Ⅰ中含む)Ⅳ区4点。

土師器(推定「中北」)Ⅰ区7点Ⅳ区2点。

墨書土器「長田」「長」(墨書土器実測図40)

「長田」については地名・人名の他、氏族名の「他田」の異表記の可能性もあるが、現存する史料では確実な長田=他田の事例はない。また、他田(他田舎人)氏は東国を主に分布することが知られ(直木1968)、出雲においてはその存在は確認されていない。

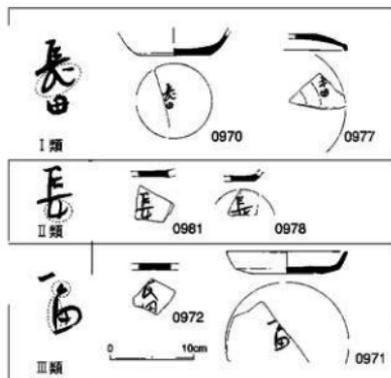
①器種・器種・記載部位 「長田」と推定される墨書土器と「長」墨書土器はすべて須恵器である。器種の判別しているものとしては、無高台の皿(0975)、端部を垂直に引き下ろす蓋(0977)、体部が丸みを帯び口縁端部が反外する無高台の杯(0980)がある。記載部位は蓋の内面の他はすべて底部外面である。

②墨書土器の年代 断片的な資料が多いが、0977・0980はⅡ期(8世紀中葉)頃の資料であろう。

③須恵器の摩耗度と使用痕跡 須恵器14点中、半数以上の8点が、摩耗痕跡なしのDランクであり、全体に摩耗している土器は少ない。

④字体の分類 文字の遺存状況はよくないが、「長」の下の「K」部分の書き方には特徴が見いだせ、筆を連続させて書き、最後の一画は点のようにする長 α 類、「女」字状に書く長 β 類がある。このうち長 α 類の「田」は最初の一画を次の「一」の位置より上に飛び出させることはない(田 α 類)。しかし、「長田」墨書土器の「田」には、一画目を上の高い位置からはいはる田 β 類があること、この田 β 類の墨書土器の「長」は上述長 α ・ β 類と異なる可能性が高いことから、全体としてⅠ～Ⅲ類の字形を確認できた。

⑤点数 Ⅳ区 14点。

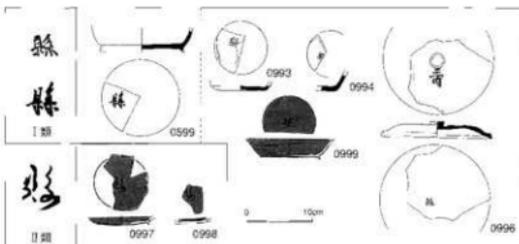


第82図 「長田」字形別墨書土器

墨書土器「縣」(墨書土器実測図28・41)

「延喜式」神名帳出雲国出雲郡に見える神社名に「縣神社」があり、その記載は「美談神社・同社比売遅神社・県神社」の順であるので、出雲の延喜式内社は地理的に隣接する順に記されているとする朝山氏の見解に随えば(朝山1999)、青木遺跡の周辺にあったと考えるのが妥当で、現在出雲市美談町に縣神社が、同美談神社境内社と同じく縣神社が鎮座している。「風土記」では神祇官社に1社(上述延喜式内社)と不在神祇官社に2社の縣神社が見える。「縣」墨書についても、この縣社・縣神社と関係があるものと推測される。

①種別・器種・記載部位 種別は須恵器が5点、土師器が3点で、須恵器には宝珠つまみの蓋が見られる。記名部位は全8点のうち7点までが底部内面で、Ⅰ区出土の須恵器高台付杯(0599)のみが底部外面に墨書する。0599は出土地点も異なるうえ、後述するように字体もやや異なるので、異なった用途のものである可能性が高い。



第83図 「縣」字形別墨書

②墨書土器の年代 須恵器蓋0996・

土師器皿0999は共にⅣ期(9世紀前半葉)である。一方Ⅰ区出土の0599はⅡ期(8世紀中葉)であろうか。

③須恵器の摩耗度と使用痕跡 須恵器5点中3点がBランクで1点がCランク、1点が蓋である。内外面に墨書のある0996はいずれが先行する墨書であるか判断は難しいが、現状では「縣」の方が薄れている。

④字形の分類 楷書で書かれるⅠ類と、かなり崩したⅡ類があり、他にⅠ区出土資料も旁「糸」がⅠ類と異なっている。

⑤点数 Ⅰ区 1点 Ⅳ区 7点。

墨書土器「物爪」(墨書土器実測図41)

「物爪」は氏族名の物集(連)、あるいは物部○爪十爪○などの人名省略形、あるいは名前(のみ)である可能性が高い。前者は「新撰姓氏録」右京未定雑姓(物集連)、山城国未定雑姓(物集)に見え、始皇帝を始祖とし山城国乙訓郡物集郷、現在の京都府向日市物集町を本拠地としたと推定される氏族であるが(佐伯1975)、「物集」「物爪」の通用事例、出雲での同氏の分布はない。後者は物部氏の略となるが、「出雲国大郡根室名帳」をはじめとし、出雲西部地域の橋本郡・出雲郡・神門郡に分布が確認できる(平石2004)。

①種別・器種・記載部位 土師器4点、須恵器4点が推定されており、底径と後掲の差が大きく体部が外反するが底部中央まで赤彩が及ぶ土師器(1001)が唯一器型の判明する資料である。墨書部位はすべて底部外面。

②墨書土器の年代 Ⅳ～Ⅴ期(9世紀)の資料と考えられる。

③須恵器の摩耗度と使用痕跡 須恵器4点の内訳は3点がCランク、残る1点がBランクである。

④字体の分類 文字の残存状況が不良で推定資料が多いことから行わなかった。

3. 注目される文字内容の墨書土器

ここでは、土器に何故その文字が墨書されたか、あるいはどのような用途のために付加されたのかという墨書土器の墨書内容理解について検討が難しい資料であるが、単純に文字内容から注目される墨書土器について触れることとしたい。繰り返しになるが、墨書の理由・用途の検討を経てはじめて墨書の内容が理解されるので、文字内容のみを抽出し検討することは墨書土器の分析としては不十分である。したがって、以下はいずれも、今後それぞれの墨書土器を検討するうえでの可能性の指輪として理解いただきたい。なお、記載は墨書土器番号の若い順に行っている。

方位の見える墨書土器

方位と十〇の記載からなる墨書土器がある。西が最も多く「西子」(0514)「西上」(0515)「西」(0516～0519, 071～0774)も「西」あるいは「西」の可能性が高いが見え、他に「南」(0761)「東」(1073)がある。〇+方位の資料と

して「川北」(0532~0534)と前述の「中北」がある。

「厨」墨書土器 (0520~0523、1074)

厨の墨書土器については平川南氏の研究があり、国郡の「厨」墨書土器については、饗宴にあたって器書された可能性があり、厨遺構そのものを示すものではなく、館など饗宴の場から出土することが少なくないこと、また一般集落からも「国」や「(地名)」を冠さない「厨」墨書土器がしばしば出土することが指摘されている(平川2000)。本道跡出土事例はすべて「厨」のみで、後者の事例に類似する。

①種類・器種・記載部位 すべて土師器底部外面であるが、底径の大きい皿状の器種(0523)と、底径が小さく直線的に立ち上がる環(1074)の両者が見られる。

②墨書土器の年代 0523はⅡ期(8世紀中葉)頃、1074はⅤ期(9世紀中葉~後葉)。

③出土点数 I区4点 IV区1点。

墨書土器「神財」(0535)「神口」(0536-0537-1062)「祝口」(0538)

いずれも神に関わる墨書で、「神財」のみが高台付の皿/環と半断される他は器種不明である。1062を除いてⅠ区出土。「神」関係の墨書土器はほぼ全国から出土しており、関東地方の茨城・栃木・群馬・埼玉各県と、特に墨書土器の多い千葉県などから多数の出土例が知られているが、墨書土器の出土量自体の少ない近畿以西の西日本では滋賀県に比較的多く見られる他、事例は少ない。県内の事例では、地名である「神門」を除くと、出雲国分尼寺出土丸瓦のへら書きに「神御」が見られる(鳥根県教育委員会1975)。

墨書土器「祝」の事例は「神」関連墨書に比べると格段に少なく、茨城県神保町遺跡の「祝家」(鹿島町教育委員会1980)、山形県南興野遺跡(山形県教育委員会1988)、山梨県宮ノ前遺跡(雄崎市教育委員会1992)、後田遺跡(雄崎市教育委員会1989)、「大社祝」「大祝」「長岡祝」の出土した富山県桜町遺跡(小矢部市教育委員会2003)などの事例が知られているに過ぎない。

墨書土器「三鮎」(0539~0541)

「三」あるいは「美」に鮎をプラスしたもの。この資料の存在から、墨書土器「三」が「美」を指す可能性が指摘できる(墨書土器「美談」「美談社」「美社」「美」参照)。またこの墨書土器については「三」=「美」であるので、美談(社)に関わる鮎を納めた土器の意味であろうか。ただし、3点中2点は蓋。時期は3点とも比較的そろっておりⅢ期(8世紀後葉)と見られる。

①字形の分類 「三鮎」の2点と「美鮎」では「鮎」の文字も異なる可能性が高い。すなわち「三鮎」では偏の「」は「一」で表記されるのに対し「美鮎」の事例では「大」で表記されており、2類からなる字形が使われた墨書と判断できる。

②出土点数 I区3点。

墨書土器「飯石」(0542)「飯」(0543)

飯石は飯石郡・飯石郷あるいは郡郷名の由来となった伊弉志都部命(『風土記』)のいずれかを記した墨書と見て間違いなく、「飯」についてもその可能性はある。県内では意宇郡内である松江市黒田遺跡で「云石」の墨書が出土している(松江市教育委員会1996)。

「殿」の見える墨書(0548-0549)

「殿」は大型の建物、あるいは有力者に対する敬称として使われる語で0549は「殿」の上に二文字と左側にもう一行の文字が確認されている。

寺・仏教関係の墨書

寺・仏教に関わる墨書も、少量であるが存在する。「[寺]」(0552)・「寺」(0553)・「寺環」(1082)のほか、「會」(058

2)「眞」(0731)・「浄」(0779)なども仏教に関わる用語・あるいは僧名などの可能性がある。I区出土の0552は体部が丸みをもつ無高台の坏,0533は同じく丸みをもつ高台付坏で、ほぼ(Ⅰ期)同時期の資料と考えられる。

墨書土器「㊦」(0593)

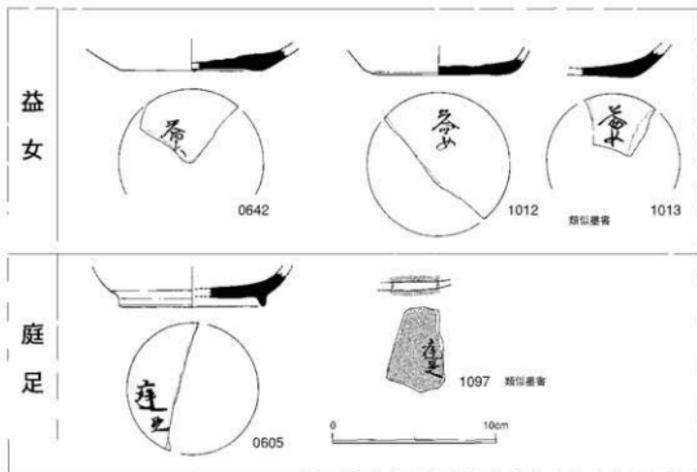
「祇」の墨書の周開を丸で囲った丸付き文字である。神祇令によれば、「地神曰祇」であり、同天神地祇条義解では「地祇者。大神・大倭・葛木鳴・出雲大女神等類是也」とされる。

墨書土器「庭足」(0605-1097)

体部が丸みをもつ高台付坏(0605)と底部全面に赤彩の及ぶ土師器坏(1097)に墨書される。一般的な字形であるが「庭」は「互」の書き出し位置が類似しており、両者はいわゆる同筆と考えられる(第84図)。

墨書土器「益女」(0642-1012-1013)

器種不明ながら、体部の立ち上がりが緩やかな須恵器坏・皿の底部外面に墨書される。「益」の一番下の横棒をほとんど引かず、「四」字状に記し、「女」はまさにひらがな「め」字状に記されている。一般的な字形ではあるが、バランスが3点とも酷似する類似墨書で、いわゆる同筆と見てよいと思われる(第84図)。



第84図 「益女」「庭足」の字形

井に関わる墨書土器

文字「井」と類似する「井」についてあわせて論じる。「川井」と記す資料に「川井/井」(0652)「川井」(1061)があり、「井手」(1010-1011)がある。このうち0652は「川井」と記した後に軸を変えて「井」を墨書する資料で、「井」については跳ねや止めが確認できることから記号と見るより文字「井」と理解するべきであろう。同様の資料が斐川町三井Ⅱ遺跡(斐川町教育委員会2001)より出土している。1061は「川」と「井」が別筆で、0652から類推すれば「井」も文字「井」を意識したものである可能性がある。「井手」の資料では1010が、墨書の他に底部内面に「井」状の四本の線を線刻する。一方で、底部外面の「井」は1011資料と共に記号と見るより文字「井」と判断すべきものである。全体として、「井」(0652)、底部内面の「井」(線刻)(1010)、別筆の「井」(1061)の存在から、いずれも「井」に関わる墨書土器と考えるべきである。ただし、「井手」は『尊卑分脈』『公卿補任』に佐為王の兄である葛城王(橘諸

兄)が「井手左大臣」と見え、橘氏の氏寺井手寺が存在したように、橘氏と関わりの深い地名でもある(現京都府綴喜郡井手町)(義江明子1986)。

【註】

- (1) 墨書土器に記載された文字は、あくまでも土器使用のために付加され文字であり、土器が墨書された理由を想定した上で、文字の意味するところを検討する必要がある。しかし、土器の一つ一つから抽出できる要素は少なく、また第4節で後述するように出土状態について個別の土器を検討できる要素もきわめて少ない。したがって、本節で最初に触れるように多数の同じ墨書土器のように、資料群から墨書の性格を検討可能なものについてのみ論じることが正当な方法ではあるが、個別の墨書の文字についての論究もすてになされており、今後の検討の可能性を示すものとして解説を加えたい。
- (2) 他に「長田」の墨書の見える0977も、端部の形状から輪状ツマミの盛行する時期の蓋と考えられる。
- (3) このほか1は内外面に「伊」が墨書されるが、次に述べる類似墨書に当たり、同一人物あるいは同一時の墨書と考えられる。
- (4) 先に書かれた文字は147では「伊」の可能性が高い。
- (5) ここでいう字形とは、墨書の記載を迫った段階で確認できる、文字の形状のことである。筆の太さ細さ、筆遣い、払いや止めの有無、各部の大きさのバランスなどの情報は加味していない。したがって、直接記載した人物の差を示したり、弁別を行うための概念ではない。また、上述のように個人レベルの筆跡を反映する概念でもないで、同じ字形が複数人物によって記される可能性について肯定も否定もするものではない。本文中でも述べるが、①複数の同じ文字の墨書土器の字体が異なる場合、が墨書目的・執筆者・時間などを異にした複数機会に渡って書かれた可能性を指摘でき、②複数の同じ文字の墨書土器の字体が1類しか見えない場合、前述の筆書機会が単一(複数人が一定の規制の下で同じ字形を書く可能性もあり得る)と推定できるとどまる。筆跡の個人単位での分別には、黒田正典氏(黒田1989)のような書体・書写形態の復元と個人的要素の抽出が必要となるが、本書ではそこまでの検討は行わず、いわゆる同筆と考えられる資料については、同字形であることに加えて、主観的に同じ雰囲気を持つ資料を抽出し「類似墨書」として別概念で表現している。
- (6) 伊勢郷については関(1997)参照。
- (7) なお「社」については厳密には「美談社」「英社」以外の社名である、あるいは単独である可能性があるが、そのような事例は知られていないので「美談社」「英社」の「社」部分であると判断して記載する。
- (8) 美談は明らかに好字なので、「三太三」の文字が神亀3(726)以降も簡略であることを理由に使用されることはあるとしても、美談が先行する可能性はない。ミダミの表記は他に「彌太彌」(『風土記』出雲郡彌太彌社)があるが、墨書土器には「彌」「弥」共に見えない。
- (9) 須恵器坏0480~0483は0492と時期が異なると考えられる。

第3節 墨書土器の分析

1. 墨書内容と年代

まず、墨書土器の年代について検討を加える。前節で述べたように、「家永」「秋水」など 定量出した同一記載資料には、器種・器形などに画一性が認められるまとまりがある。そこで、墨書された内容ごとに、その年代がどのような前後関係にあるかを検討する。前節では本節で検討した時期区分と暦年代を用いて記述をおこなった。

時期区分の前提

はじめに墨書がおこなわれる蓋坏・皿型を中心とした時期区分を明確にする必要があるが、当遺跡のみで十分な年代検討ができる状況では当然なく、出雲地方でおこなわれた従前の研究成果を援用する。出雲地方の特に古代須恵器を対象とした編年研究は出雲国庁跡の調査を契機に大枠が示され、昭和45(1970)年に公表されたいわゆる国庁5期編年が現在でも基盤となっている。ここでは「大原評」木簡との共伴や、都城と共通する器種などから絶対年代の定点が与えられた。その後は型式学的手法に依拠した研究などもおこなわれたが、良好な資料に恵まれず整合性をもつ編年研究に到達することはなかった。その後、安来市黒井田町の高広遺跡における発掘調査で、遺構面の重複関係によって層位関係の明確な一括資料が得られ、特に7世紀後半から9世紀にかけての編年がおこなわれた。高広編年は国庁編年の矛盾点を解決しており、セット関係の変遷観、前後関係についてはその後の調査事例で覆ることなく、現時点でほぼ共通理解となっている。高広編年の暦年代については国庁編年との整合がはかられたものであったが、その後、国庁出土の「三太二」墨書輪状つまみ蓋などの資料によって若干の見直しが必要なものも明らかになっている。

当地域の研究者においては、こうした研究史と暦年代決定資料を念頭におきつつは編年の枠組みが共有されていると考えるが、それが完全な整合性と確実性をもったものとは到底言えない。それはひとえに良好な一括資料が国庁の調査以降一向に増えず、考古学的研究手法の大前提、すなわち層位関係の明らかな一括資料同士を出発点とする方法が採れないからである。暦年代についても下がかりとなる資料は非常に乏しい。

本書の時期区分

上記のような制約があり、編年研究が十分なものでないことをふまえた上で、本書における時期区分(I~V期)を以下に記す。暦年代については国庁編年、高広編年とそれ後の若干の資料を加えた現時点の年代観を記すが、今後の資料の増加によっては前後する可能性が大であることを明記しておく。なお、各時期区分における器種組成および器形の特徴等については、第85図の実測図で明確に読み取れるため、個々の変化を記述することは省略する。

I期は高広編年IV A期に相当する。青木遺跡ではこの時期の明確な遺構は認められず、IV区流路の埋土にこの時期のものがまとまって含まれている。8世紀前半である。II期とIII期は高広編年IV B期を細分したもので、青木遺跡ではII期とIII期の遺物が明確な層位的上下関係で確認された。II期は8世紀中頃、III期は8世紀後半である。II期の遺物は遺構面直上の一括資料でまとまってみられる。III期は遺構面を被覆する包含層中遺物の中心時期である。IV期・V期は高広V期に相当するが、高広遺跡自体ではIV期の土器は出土していない。IV期は国庁編年のV段階にあたる構成である。9世紀前半にあたる。V期は9世紀中葉~後半である。

遺構との前後関係

青木遺跡の遺構はII期に出現し、IV期には廃絶した可能性が高い。墨書土器はI期のものからみられるが、数は極めて限られている。墨書土器の大半はII期からIII期にかけてのもので、IV期のものは非常に少ない。遺構が廃絶した後のV期に下る可能性をもつものがわずかにあるものの、確実に墨書はほとんどみられない。

「伊努」の年代

8点と出土数が少ないが、時期は墨書土器全体からみても最も古い時期にまとも、I期にほぼ限られている。IV区流路1からは0936～0938がまとまって出土しており、出土状況の層位的関係においても、土器の形態上の特徴（器形、赤彩塗面など）においても他の墨書内容より古く、「伊」に先行することがあきらかである。

「伊」の年代

輪状つまみの蓋のつまみ内部に墨書するものが2点（0052、0053）あり、I期から出現することがうかがえるが、その中心はII期からIII期にかけてである。他の多量出土文字「家永」「秋永」「廣方」よりその中心時期は明らかに古い。

「家永」の年代

IV期に限られており、最も新しい段階のグループをつくっている。IV期で蓋はほとんど消失しているため、器種は皿が圧倒的に多い。V期に下るものはみられず、非常に限られた期間に墨書されたものである。

「秋永」の年代

赤彩土師器坯に限定されるために遺存状態が悪いが、器形と赤彩範囲（底部に赤彩しない）からみてIII期のものに限定される。字形の検討からは非常に斉性が高いことが認められており、III期の中でも限られた一機会にまとめて墨書された可能性が考えられる。

「廣方」の年代

良好な資料が少ないため断然としないが、II期からIII期にかけてのものである。時間幅はそれほど長いと考えにくいので、図示した長さのまま上下に動く可能性がある。

「門」の年代

II期からIII期にかけてみられる。このうち器形や字形が画一的な0480～0483はその時間幅の中のある限られた短期間のもつと判断される。

「美社」の年代

II期とみられる0960からあり、最も新しいもので0425のようなIV期に下る可能性をもつものである。0425や0430からみて、中心はIII期にあると考えられる。「美談社」はこれらに先行すると予想されるが、遺存状態が悪く時期判断はできなかった。

その他の文字の年代

上記以外の文字内容については、数が少なく、さらに遺存状態の制約があって文字ごとに明確な存続時期を示すことは難しい。上記以外の墨書土器全体でみれば、I期の可能性があるものは非常に少なく、II期とIII期のものが圧倒的に多い。これは全体の中で最も多い「伊」の期間とほぼ重なる。I区・IV区の時期差は特に認められず、ともに8世紀中頃から後葉にかけてほとんどの墨書がなされたと言える。IV期のものは非常に少ないが、赤彩土師器の一部に可能性があるものを含む。V期には遺構が明確に、遺構があった場所は湿地化している。確実にこの時期にあたる墨書資料は確認されず、9世紀中葉には完全に墨書行為自体が他所へ移動したものとみられる。

2. 遺構ごとの墨書土器の傾向

次に、遺構単位で出土した墨書土器の内容について検討を加える。

IV区流路1

流路1はIV区の西端で検出された自然流路で、北側の山塊から流れ出て南の低地へとごくゆるやかに流れている。この埋7中からは14点の墨書土器が出土した。第Ⅲ図に示したが、土器にみる年代や、墨書された字形にまともがあり注目される。

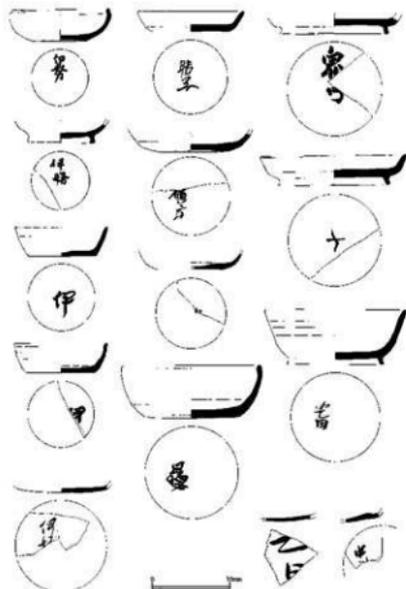
まず土器自身の形態であるが、坯身の体部側面が強く内湾し、口縁部を明確に折り返して段をつけるなど、墨書土器群のなかでも古い要素を残すもの(0936)が認められる。また書かれた字形では、「伊努」が3点あることが注目される。墨書土器の中で最も多く中心を占める「伊」は固有名詞「伊努」を省略したもので、「伊努」と表記するものがより古く墨書された可能性が高い。遺跡全体では「伊努」墨書はⅠ区5点、Ⅳ区3点出土しているが、このうち3点がまとまって流路1から出土している。「伊努」墨書と器形からみる年代の古相は整合しており、「伊」1文字表記のものに先行することが確認できる。流路1の墨書はこのほか「伊」2点、「廣方」1点を含んでいる。包含層からは多数出土した「秋水」がみられない。「秋水」の墨書は赤彩土器器に限定され、その期間がかなり短期間に集中することが考えられる。また比較的新しい時期に墨書されたと考えられる「家永」も含まれていない(可能性があるもの1点あるが、字体がやや異なる)。こうした一群が含まれないことは流路1の一群の独立性が高く、その埋土への墨書土器の埋没が古い時期に限定されていたためと考えられる。

Ⅰ区SX50

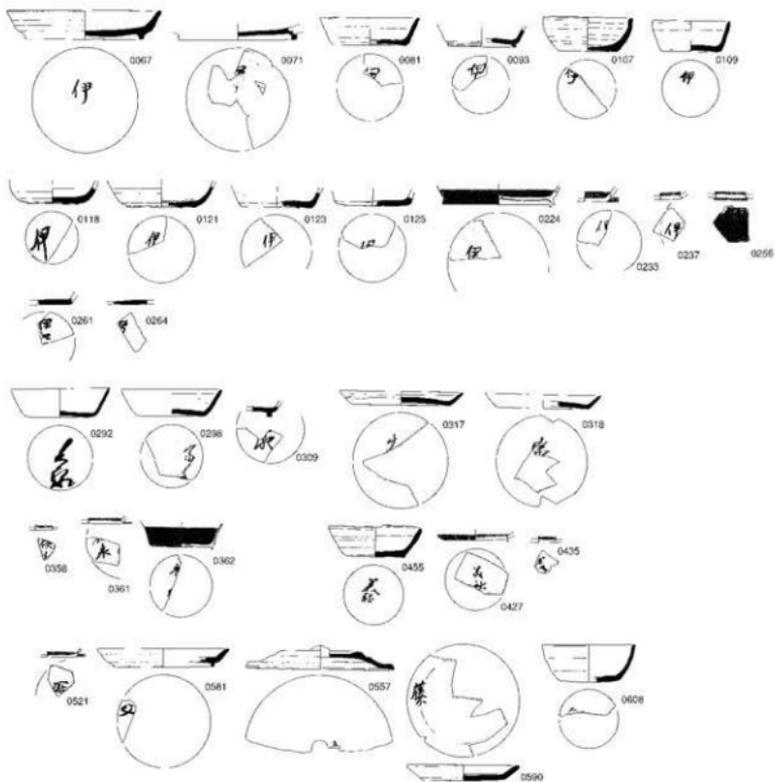
SX50は礎石建物SB04の東隣に位置する廃棄土坑で、記録・文書木簡が多数出土した遺構である。この遺構は建物などの遺構が機能していたのと併行する時期に廃棄・埋没が起ったと考えられる。よって、包含層中の墨書土器が長い時期幅のものを含むのに対し、遺構との同時期性が高く時期幅が限定されると考えられる。

SX50出土の墨書土器は6点あるが、そのうち判読できる5点はすべて「伊」と墨書される。器種も須恵器坯に限られており、数は少ないながらも極めて高い画一性がうかがえる。「伊」は「家永」「秋水」「廣方」などの墨書より古い段階にまとまりをもつと考えられるが、SX50での出土状況はこれと良く整合すると言える。

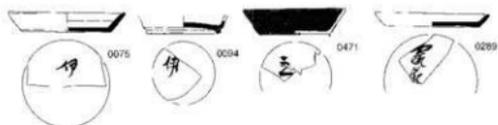
字形の分類からみると、「伊」の書きぶりには複数のものが混在しているものの、器種は無高台の坯に限られていて、使用・廃棄の単位が器種と関連性をもっていたことをうかがわせる。



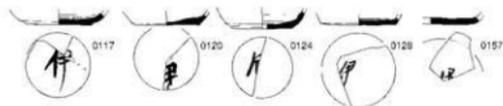
第86図 Ⅳ区流路1出土墨書土器



I区 SD16



I区 SE01



I区 SX50

第87図 I区・遺構出土墨書土器

I区SD16

SD16はI区を南北に流れる溝遺構であり、建物や石敷き井泉と伴って管理されたものである。この埋土中からは149に及ぶ多量の墨書土器が出土している。このうち器形がわかるもの、文字が判読できるものを中心に第87図に示した。結論として、I区包含層の傾向と共通し、特に日立った偏りや排他的様相は認められない。すなわち、器形からみても古い「伊」のグループが最も多く、より時期が下る「秋永」「家永」が次いで多い。これはI区全体での様相と全く等しい。

SD16の埋土は遺構機能時と同時に堆積したものでなく、遺構発掘の契機ともなった水流と湿地化の際にまとも埋没したものである。これは溝埋土上半に砂礫層が、掘り出したことで確認された。墨書土器の多くはその一括埋土に含まれていたと考えられ、その意味で遺構面を被覆する包含層と基本的に同性格のものである。よって、SD16出土の墨書土器は包含層の傾向と区別される特徴がないものと理解される。

I区SE01

SE01は石敷き井泉遺構で、上記SD16とも併設されたものである。石敷きの加飾や、丁寧な二重井枠構造などからみて特殊な用途が想定され、具体的には祭祀儀礼に関するものとみられる。その周辺から21点の墨書土器が出土した。判読できたものが少ないが、特に井泉の機能や祭祀行為の存在をうかがわせるような墨書は認められない。井泉の周辺では遺構面に乗った状態で須恵器坏皿類が出土しており、特に井枠後方に立っていたヤナギの根株の周囲にまともまっていた。ただしこれらに墨書はなく、仮に井泉周囲の儀礼に関連するものだとしても、それと墨書された器との間につながりはなかったと考えられる。

その他の遺構

上記以外の遺構に伴う墨書土器として、I区の溝遺構と礎石建物周辺のものがある。溝は出土数が少なく、特に特徴的な様子をうかがうことができない。10世紀代の溝と考えられるものを含んでおり、二次的混入とも判断される。

礎石建物SB04・SB05として取り上げられた墨書土器も検討したが、遺構被覆上出上と基盤層中出土の区別ができず、これも特に有意なまとまりや傾向を見出すことができなかった。

3. 記載内容別墨書土器の出土状況

I区とIV区の墨書土器出土の概要

最初にI区とIV区を比較したときには、両区で特徴的な墨書土器が確認できるであろうか。墨書土器の概要で述べたように、ほぼ調査面積が同じで、確認された遺物包含層の状況も類似するが、土器の総量と墨書土器の点数は大きく異なる。すなわち、I区が935点、IV区が170点で、判読墨書土器でI区614点、IV区135点で比率は5.5(判読墨書土器4.5):1になる。ただし、墨書土器の出土状況についてはすでに第7章で述べたように最終発掘時の元位置を示すものは少なく、実際にはI区IV区の上流から運ばれてきた資料であるといえる。以下煩雑さを避けるために単に「I区(IV区)の墨書土器の特徴」と記すが、正確にはI区・IV区出土資料の供給源の特徴と考えるのが正しい。

多量墨書土器の出土状況

まず、「伊」「家永」「秋永」「廣方」の多量墨書土器の出土状況がきわめて特徴的である。すなわち、「伊」はI区が244点に対し、IV区は7点であり(比率36.7:1)、上述の「伊」を含めた墨書土器出土比率の5.5:1、「伊」以外の判読墨書土器I区357点、IV区163点の2.2:1であることと比べるとさらにI区出土の割合は高く、「伊」の墨書土器はほとんどがI区より上出しているといえる。続く「家永」「秋永」も同様で、それぞれI区59点、IV区1点(「家永」)、I区58点、IV区2点(「秋永」、IV区「秋永」2点については字体が異なり別の文字の可能性もある)ほとんどI区で占められている。最後の「廣方」のみはI区22点、IV区5点であり、墨書土器

第35表 多量・主要墨書土器の出土調査区

	多量墨書土器							主要墨書土器								全体	
	伊	家永	秋永	廣方	伊努	伊十〇	美談社・美社	美	出	三	門	中	長	物			
I区	257	58	59	22	5	15	11	11	22	15	13	6	8	1	935		
IV区	7	2	1	7	3	1	7	4	6			3	2	14	8	8	170

全体の事例よりもややIV区の出上点数が多い。

主要墨書土器の出土状況

次に10点前後以上が出上する主要墨書土器の出上状況について検討してみたい。次の第35表にみえるように、主要墨書土器には、I区を中心に出土するものと、IV区から出土するもの、また、両調査区から出土するものの3類型に分類できる。第1類型は、I区を中心に出土する資料で、「伊」十〇・「三」・「門」と、おそらく「美」があげられる。このうち、「美」については若下⁷⁾の説明が必要である。すなわち前節で述べたように、「美」と推定可能な墨書土器は18点あり、I区11点、IV区7点とI区IV区でほぼ均一に出土する。しかし、下端の欠損する「美」、上下端の欠損する「美」を除き、「美談社」「美社」になる可能性のない「美」資料は5点しか確認されておらず、一方で「美談社」「美社」と推定される資料15点に及ぶことから、実際は「美」「美」の多くは「美談社」「美社」の一部であると考えられる。その一方で確実に「美」となる資料5点はすべてI区からの出土である。第2類型は、IV区を中心に出土する資料で、「長出」「物爪」「縣」をあげることができる。第3類型はI区・IV区共に見られる資料であり、「伊努」「美談社」「美社」⁸⁾「出比」である。全体的な遺物や墨書土器の出土量についてI区がIV区の5.5倍であることを考えると、第1類型は一般的な墨書土器の出上状況に含まれる可能性があるが、実際には「伊」十〇・「三」・「門」の合計44点のうち、IV区出上事例は「伊本」1点という際だったI区への集約を見せており、これらもI区に特徴的な資料と認めてよいと思う。第2・3類型は、IV区の墨書土器自体が少ないことを考えれば間違いなくIV区の明確な特徴を示すと考えられる。

I区における多量墨書土器の出土状況

次に、ほとんどがI区から出土している多量墨書土器「伊」「家永」「秋永」「廣方」のグリッド毎の墨書土器点数を見てみたい。

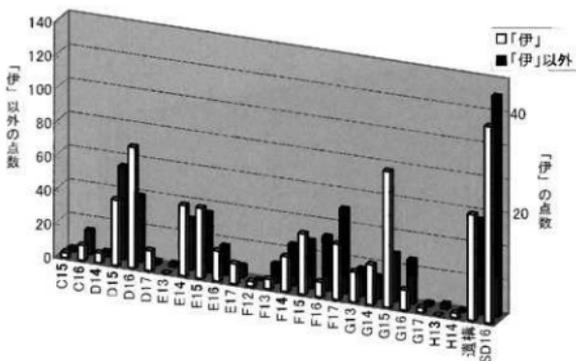
261点、判読墨書土器の35.1%を占める「伊」であるが、第88図にみえるように、グリッド毎の出土量は、残る「伊」以外の墨書土器全体の出土の傾向とほぼ一致することが確認でき、他にとり立てて特徴を指摘することはできない。むしろ、8世紀～9世紀にかけての長期間にわたる墨書土器使用・廃棄全体の流れのなか墨書土器「伊」の出上は理解すべき現象であることを窺わせる。

「伊」に続く点数の墨書土器「家永」(60点)・「秋永」(60点)・「廣方」(27点)の出土地点はいかがであろうか(第89図)。まず「家永」であるが、複数の字形を持つことから、墨書された機会は複数あると見られる資料であるが、ほぼ墨書土器一般の出上状況に対応していると見てよいであろう。一方、字形の斉一性の高さ、類似墨書の存在などから墨書機会が少ないのではないかと想定された「秋永」「廣方」であるが、「秋永」についてはF14・G16とSD16からの出上点数が多いことが特徴としてあげられる。この両グリッドは、連なる遺構であるSD16・SE01に関わる湿地化した部分の西辺・南辺のいわゆる周辺にあたる。なお、「秋永」の字形の中で例外的とした

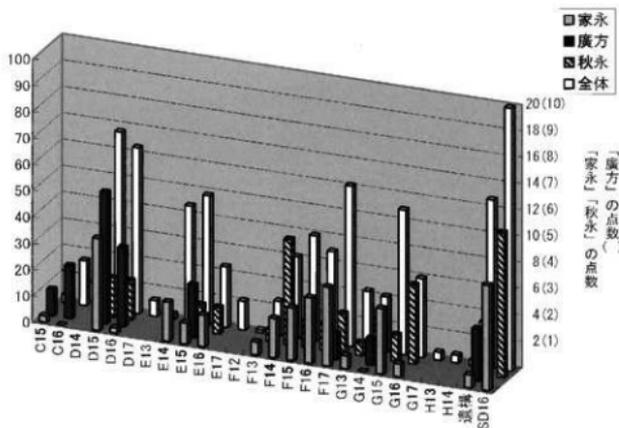
β類の資料は、F16(0352)・F16(0366)からの出土であり、上述F14-G16のいずれかにまとまっているわけではない。また、I区北辺からの出土事例は無いわけではないが少ないといえるであろう。以上のことをまとめれば、「秋永」はSD16を中心としたI区の南側を中心に出土していると言える。なお、F14-G16は土師器墨書土器の出土量が多いことから(共に15点で、グリッド出土墨書土器の50%を占める。墨書土器全体中の土師器の割合は35.1%)、特に小片の多い土師器墨書土器が移動しやすい環境なども考える必要があるかもしれない。

残る「廣方」については、大きく墨書土器全般の傾向と異なるわけではないが、第80図中のF13～G16、要するにSE01を中心とした遺跡の南半分からの出土例がほとんどなく、「廣方」墨書が遺跡北側を注意的に最終的に廃棄されたことを推測させる。

第88図 I区墨書内容別の出土地点1(伊)



第89図 I区墨書内容別の出土地点2(家永・廣方・秋永)

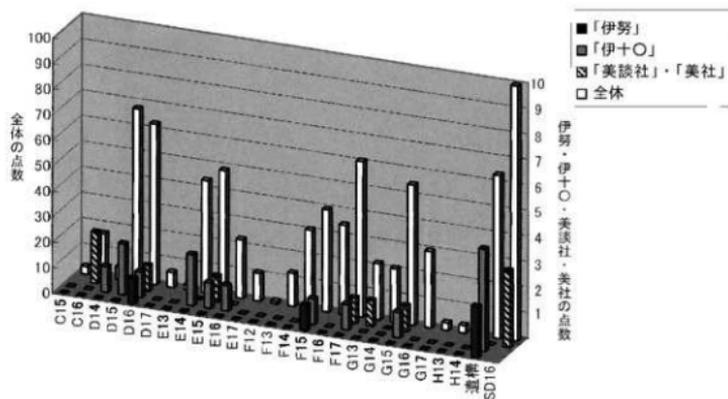


以上、「秋永」「廣方」墨書については、I区南辺あるいは北辺から多く出土する傾向を指摘し得た。いずれも、複数グリッドからの出土であり遺跡調査一般にいうところの「一括的な廃棄」を示す状況とはほど遠いが、墨書土器「伊」「家永」の出土状況とは異なることは確かであり、間接的にはあるが墨書土器「廣方」廃棄についての規制の存在を考えることはできる。

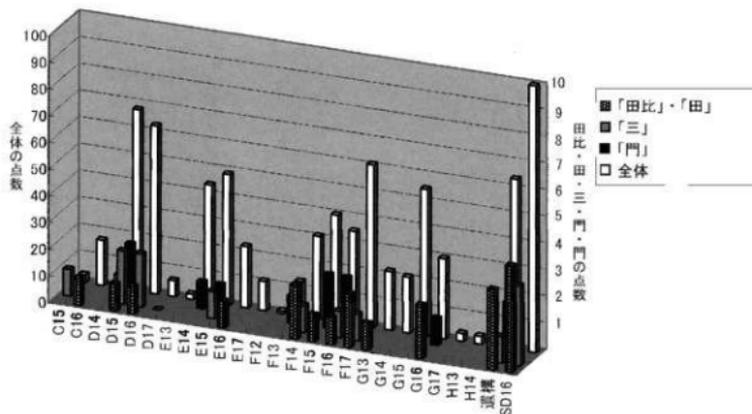
その他の墨書土器の出土状況

では多量墨書土器以外の主要墨書土器の出土に傾向はあるのであろうか。第3節で検討を加えた主要墨書土器のうちのI区出七分の「伊努」(5)・「伊」+「〇」(15)・「美談社」(16)。「田」(田比)(22)・「門」(13)。カッコ内はいずれも点数)・「三」(13)の出土状況は以下の通りである(第90・91図参照)。いずれの資料も、上記の「伊」などに比べると資料点数が少ないため、そのための分布の若干の偏りは認められるが、とりたててあるグリッドに集中する様子は窺えない。

第90図 I区墨書内容別の出土地点3(伊努・伊+〇・美)



第91図 I区墨書内容別の出土地点4(田比・三・門)



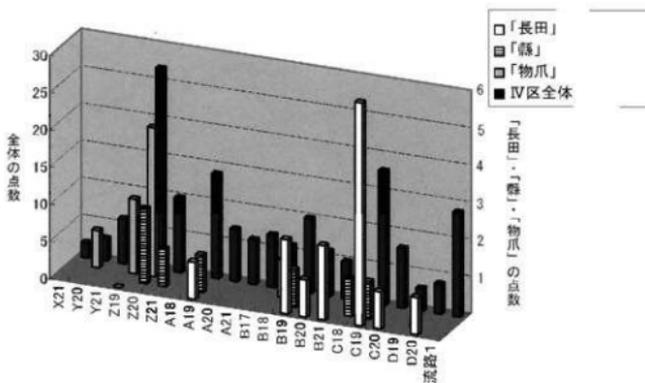
以上の検討によって、I区については「秋永」「廣方」墨書が南側あるいは北側にある程度のまとまりを見せる他は、墨書内容と特定グリッドとの関係を追うことは困難であると言える。

IV区における主要墨書土器の出土状況

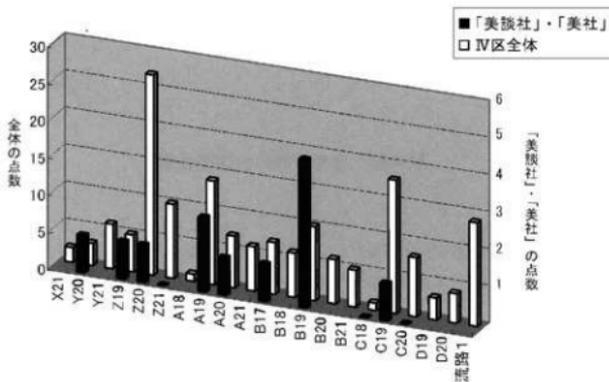
一方、IV区では記載内容から見た墨書土器の出土状況に偏りが見られるであろうか。先述したように、墨書土器「長田」「縣」「物爪」は「縣」点を除いてすべてがIV区から出土している。まずこれらから確認してみたい。表5を見ると明らかであるが、「縣」はほぼIV区全体の墨書土器出土状況に比例しているが、「長田」「物爪」については明らかな偏りが見受けられる。すなわち「長田」はC19グリッドを中心にIV区南側より出土しており、「物爪」はZ20グリッドを中心とした北側部分にまとまりを確認できる。

続いて上述資料以外の、第3類型にあたるI区IV区共に出土する墨書土器では、まず墨書土器「伊努」は3点すべてが流路1より出土している。続いて「美談社」「美社」はB19グリッドから4点が出土するが、おおむねIV区の出土状況に準じている。

第92図 IV区墨書内容別の出土地点1（長田・縣・物爪）



第93図 IV区墨書内容別の出土地点2（美談社・美社）

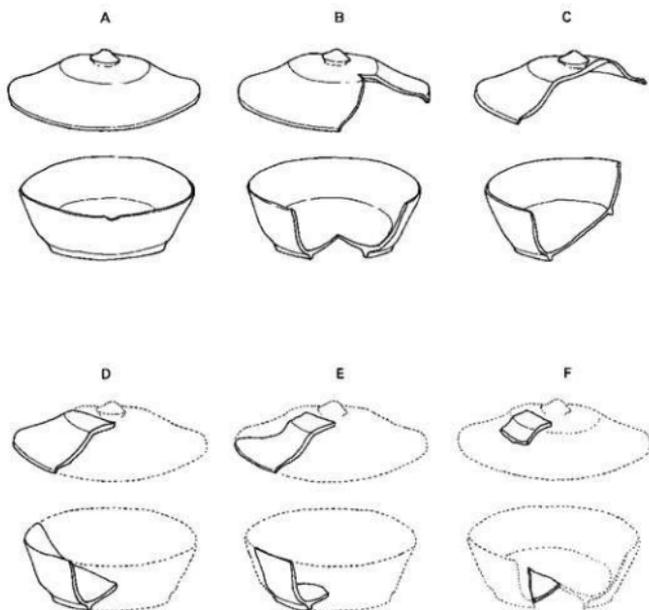


以上、Ⅳ区における主要墨書土器の出土状況を確認したが、「長田」「物爪」についてはⅠ区の「秋永」「廣方」同様に大まかな出土地点のまとまりが検出できた。「長田」については時代が比較的に限定されるが字形は3種類を確認でき(前節参照)、墨書された機会が限定されると考えられる。「秋永」「廣方」とは異なるが、やはり廃棄については何らかの規制があり、それが出土状況に間接的に反映されていると考えられる。

4. 破碎の状況

分析の意図

次に、墨書される土器がどのような遺存状態で出土しているかを検討する。これは、廃棄される際に意図的に打ち欠かれた墨書土器の存在を指摘した研究⁹⁾をふまえ、その使用および廃棄の段階に何らかの有意な傾向が見いだせるかどうかを考えるためである。意図的に破碎される土器には、墨書する行為と打ち割り廃棄する行為を通じて達成される呪的な思想、意図が反映されているとされるが、¹⁰⁾遺跡でそうした廃棄時の人為的作為が認められるか、以下検討する。



第94図 遺存状態の分類模式図

遺存状態の区分

本来の全体形に対し、どの程度の比率が残存しているかを示すためにA～Fの6段階を設定した。個別資料の分類結果は観察表に示している。本章第1節の凡例で述べているが、ここであらためてA～Fの段階区分を述べる。

- A 完形品。または一部欠損があるものの、形状について完全に復元可能なもの。
- B 一部に欠けがあるもの。口縁部などに欠損があるが、全体の75%以上が残存しているもの。

- C 全体の50～75%程度残存しているもの。
 D 全体の25～50%程度残存しているもの。
 E 器形の復元あるいは推定が可能な最低限度遺存しているもの。全体の約20%程度。
 F ごく小片で、器種の特定や器形の推定ができないもの。全体の20%以下。

遺存状態の傾向

前図の基準にもとづき全資料の分類をおこなった。対象は高坏4点を除く1101点である。まず、A～Fの各区分の比率を検討する。

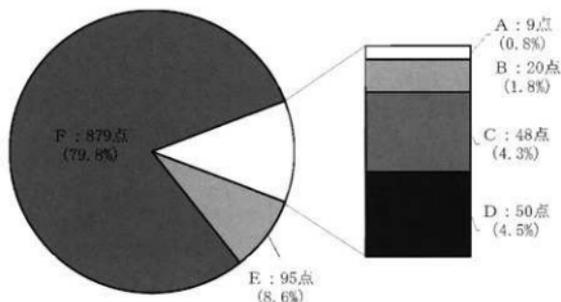
第95図には、それぞれの資料点数と比率を示した。一目してわかるように、Fに分類される小片が圧倒的に多く、全体の8割近くを占めている。これにEを加えると88.4%にも及び、当遺跡における墨書土器の残存状態が極めて悪く、微細な破片になるまで破碎していることが見て取れる。ほぼ完形のAはわずかに0.8%、これにBを加えても2.6%ほどであり、使用時の形状をほぼ保つものが非常に少ない。

これを、墨書土器以外の土器全体の傾向と比較する。墨書土器以外の土器については第15章に掲載しており、須恵器については遺存状態の良い372点を掲載資料として選別している。これはここでの遺存状態区分に照らすと、AまたはBに相当する。墨書のない須恵器は膨大な量が出土しており、残存状態が良くても同型、同大である坏類などは非掲載としたものが少なくない。よってAまたはBに該当する須恵器は約600点である。これに対し、分母にあたる墨書のない須恵器全体は、破片数にして、約50000点である。よって、墨書のない須恵器の、AまたはBの比率は約1%と導かれる。つまり、残りはC以下で、そのうち大半はFに該当する小片である。

この数値をみる限り、墨書土器の遺存状態は土器全般と比較して特徴的な傾向を示すとは言えない。E・Fの比率8～9割という比率は墨書されるか、されないかに関わらず共通していて差異がなく、墨書土器に破碎されて小片化したものが多い、といったような傾向はない。

これは墨書土器を含む包含層出土の多量の土器が、一次的廃棄地点から水流などによって一定程度の移動を経ていることが影響しているのかもしれない。結果として小片になる個体が多いために、それが完全に自然作用による二次的破損なのか、あるいは人為的な破碎がふくまれているのか、峻別することは難しい。ここで注意されるのは、IV区の流路1における状況である。流路1はゆるやかな流れをもつ自然流路で、流路内に廃棄されたり

第95図 墨書土器の遺存状態



流れ込んだりした資料はそれほど移動することなく埋没したと考えられる。流路1埋土から出土した土器は全般に包含層から出土したものと比べ明らかに遺存状態が良い。一方、流路1からは墨書土器14点が出土しているが、その内訳はA1点、B3点、C3点で、半数が全形の50%以上を保つ遺存状態であった。これは墨書土器全体の遺存状態からみると極めて特異で、流路1の墨書土器が墨書のない土器と同様に破損していないことを示す。

つまり、残るべき環境においては、墨書土器はそれほど破損せず残存しているわけであり、墨書土器の破損状況が環境要因に左右されていることがわかる。すなわち人工的作が墨書土器の遺存状態に影響を与えていない、といえる。

また、欠けが認められる資料について、打撃痕が残されていないか注意して観察したが、そのような個体は見いだせなかった。さらに、口縁部周辺を連続して欠き割ったような破面をもつ資料も注意して探したが、明確な人為的打ち欠きと認められるような連続した動きをもつものは無い。

接合関係の検討

次に、接合関係にある資料から、どのような破損の状況が読み取れるか検討する。墨書がある破片については、本来の器形をより良く復元するために、周辺グリッドから出土した資料を集めて特に丁寧に接合検討作業をおこなっている。作業は当然ながら、墨痕の無い破片を含めておこなっている。しかしながら、墨書土器について破片同士の接合ができたのは90個体に限られた。これは墨書土器全体の1割に満たない。つまり9割以上の墨書土器は接合する破片を見つけることができず、1破片として存在することを示す。

当遺跡での出土量は夥しく、接合検討が十分にできたとは考えていないが、それにしても接合できた資料が少ないことは注意される。墨書土器は包含層中における垂直分布にばらつきが大きく、一次的な廃棄場所からある程度の時間をかけて出土地点にもたらされた可能性がある。よってその過程で破片が広範囲に散逸し、結果として接合が進まなかったことを示すのかもしれない。

第36表には接合関係ごとの数量を示した。「形2」としたのは、接合作業後の、最終的な資料の遺存状態を示す。これに対し、「形1」は接合できた資料の中で、最も大きい破片の大きさを示す。接合関係を形1-形2という順で示すと、例えば「C-A」は半分近い破片に、別の破片が接合して最終的に完形に復元されたことを表している。

ここで注目したいのは「F-B」「E-B」で、これは小さな破片同士が多く接合して、最終的に完形に近い姿に組み上がったものである。そのような資料はB全体20点中5点認められた。またこれに準ずる「F-C」「E-C」はC全体29点中12点ある。これは比較的高い割合であり、おそらく徹底的な検討を加えれば、さらに小片同士の接合が進む可能性を予測している。

つまり、当遺跡の墨書土器遺存状態は、中心となる大きな破片+小片多数、という図式ではなく、均質な大きさ（小ささ）多数に割れてしまっている、ということである。人為的な破砕であれば、手に持って打ち欠くにせよ、地面や石に投げつけて割るにせよ、打撃によって均質な小さな破片に割れるとは考えにくく、現状の破

第36表 墨書土器接合関係一覧表

形2 (接合後)	接合無し	接合したもの		総数
		接合関係		
A	6	C-A	3	9
B	5	B-B	2	15
		C-B	2	
		D-B	6	
		E-B	4	
		F-B	1	
C	19	C-C	1	29
		D-C	16	
		E-C	11	
		F-C	1	
D	32	D-D	1	18
		E-D	8	
		F-D	9	
E	67	E-E	1	28
		F-E	27	
F	829	F-F	50	879
	958		90	1101

損があくまで自然要因による二次的なものであることを示唆している。

遺存状態のまとめ

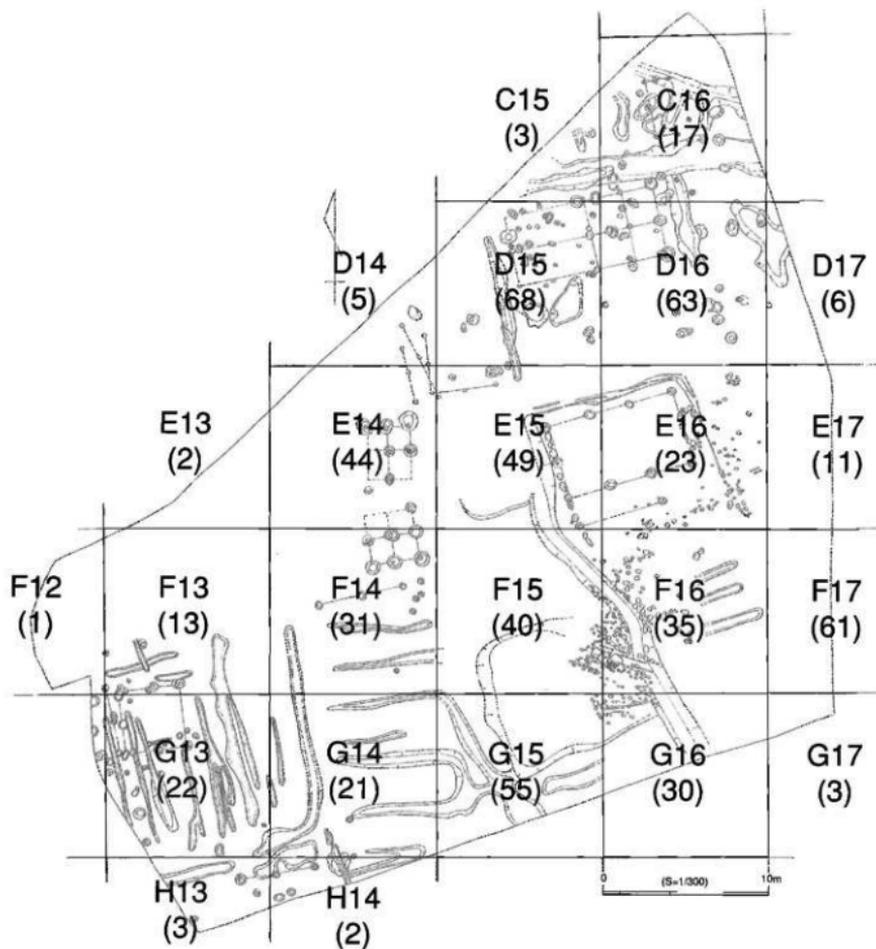
以上をまとめると、当遺跡の墨書土器の遺存状態は非常に悪く、約9割が小片となっていること、またその割合が墨書されない土器とほぼ同一で、墨書土器に遺存状態の特異的な傾向はみられないこと、廃棄時に明確な人為的な破砕が加わった痕跡を持つ資料は認められないこと、などが指摘しうる。これはあくまで最終的な形態の検討結果であり、自然発現によって二次的破損が進む以前に、破砕行為が存在した可能性を否定するものではないが、現状でその有無を論じることは難しい。

【注】

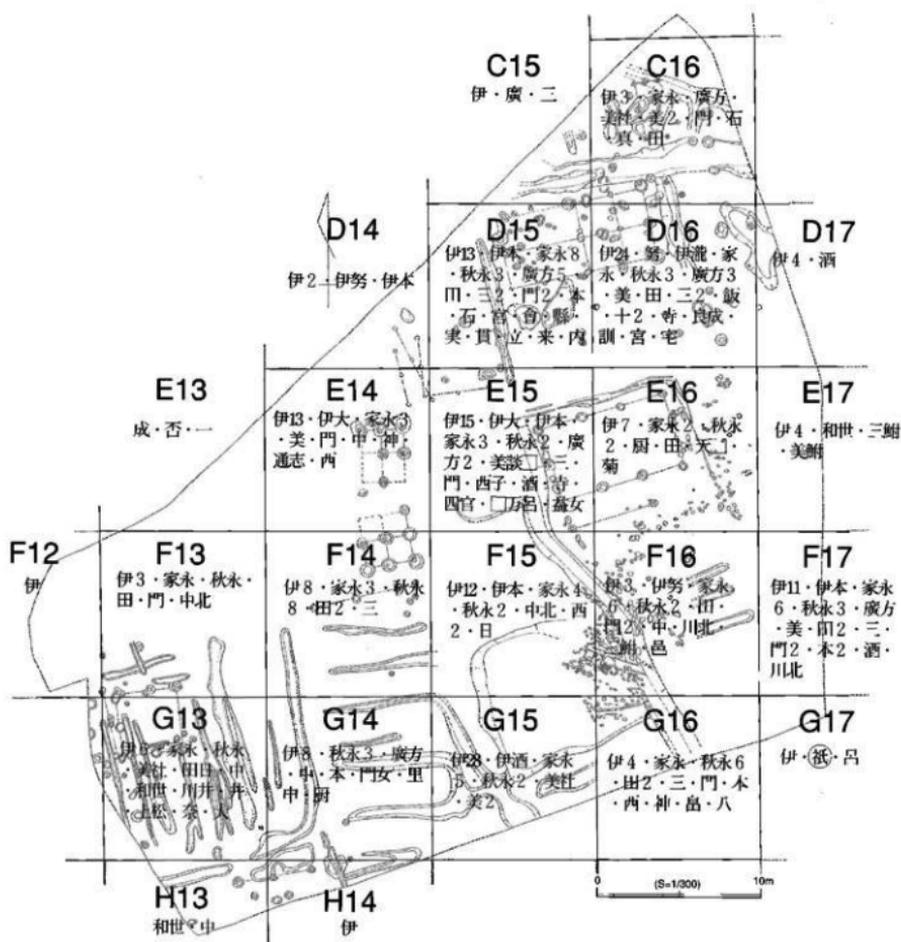
- (1) 本節で言う「美社」には「美談社」や美談社になる可能性のある資料【「美」 「美」をすべて含んでいる。
- (2) 荒木志伸「墨書土器にみえる諸痕跡について」『お茶の水史学』第43号、1998年9月、などで指摘されている。

【参考文献】

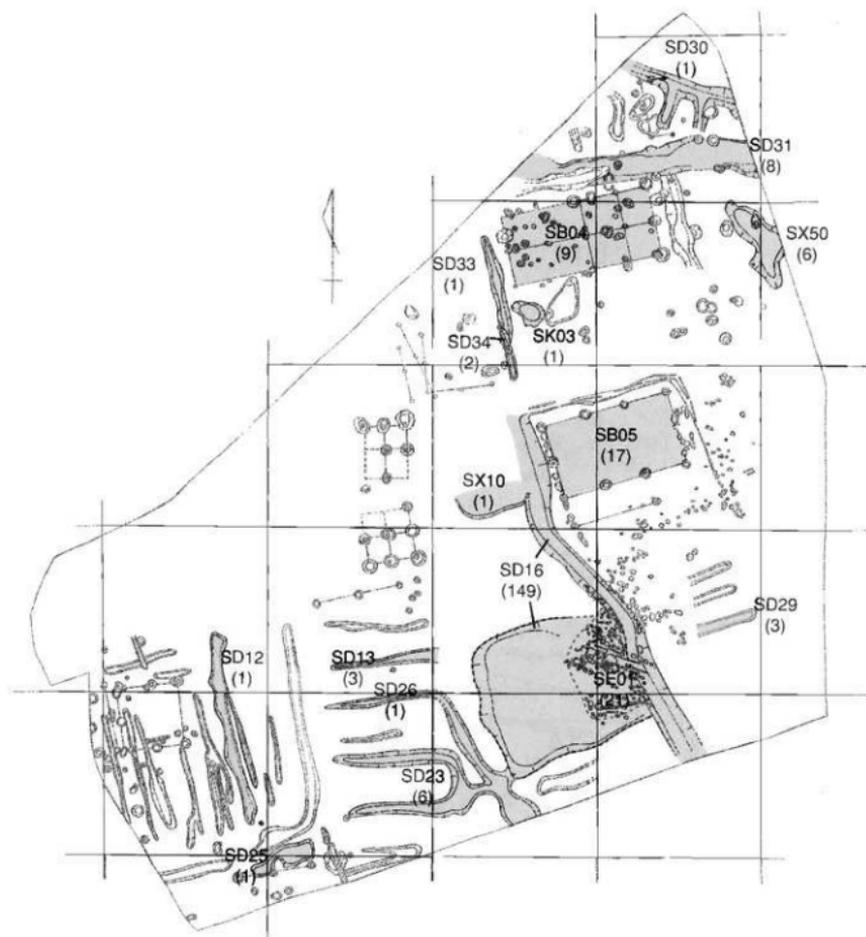
- 朝山皓1999『出雲国の式内社』『出雲国風土記とその周辺』島根県教育委員会（初出1952）
- 内田律雄2005『出雲の神社遺構と神祇制度』『古代の信仰を考える』（第71回日本考古学協会総会資料）
- 黒田正典（共著）1989『古代集落と墨書土器』『国立歴史民俗博物館研究報告』22
- 佐伯有清1975『新撰姓氏録の研究 考証編6』吉川弘文館
- 関和彦1997『二つの「イス」郷と多久国』『古代出雲世界の思想と実像』出雲大社文化事業団
- 田芳美1967『中世文化形成の前提』『日本領土制成立史の研究』岩波書店（初出1962）
- 直木孝次郎「吾人」1968『日本古代兵制史の研究』吉川弘文館
- 平川南2000「廻」墨書土器論』『墨書土器の研究』吉川弘文館（初出1993）
- 平石充2004『物部氏と出雲西部の地域権力構造』『古代文化研究』12
- 三上喜孝2003『文献史学からみた墨書土器の機能と役割』『古代宮衙・集落と出雲土器』奈良文化財研究所
- 義江明子1986『橘氏の成立と氏神の形成』『日本古代の氏の構造』吉川弘文館
〈報告書〉
- 富山県小矢部市教育委員会2003『桜町遺跡発掘調査報告書 弥生・古墳・古代中世編Ⅰ』
- 茨城県鹿嶋市教育委員会1980『鹿嶋町内遺跡発掘調査報告Ⅰ』
- 島根県松江市教育委員会1995『黒田陸遺跡発掘調査報告書』
- 島根県教育委員会1975『出雲国分尼寺第2次発掘調査概報』
- 島根県斐川町教育委員会2001『杉沢Ⅲ・原切Ⅰ・三井Ⅱ遺跡発掘調査報告書』
- 山形県教育委員会1988『南興野遺跡第2次発掘調査報告書』
- 重崎市教育委員会1989『後田遺跡』
- 重崎市教育委員会1992『宮ノ前遺跡』



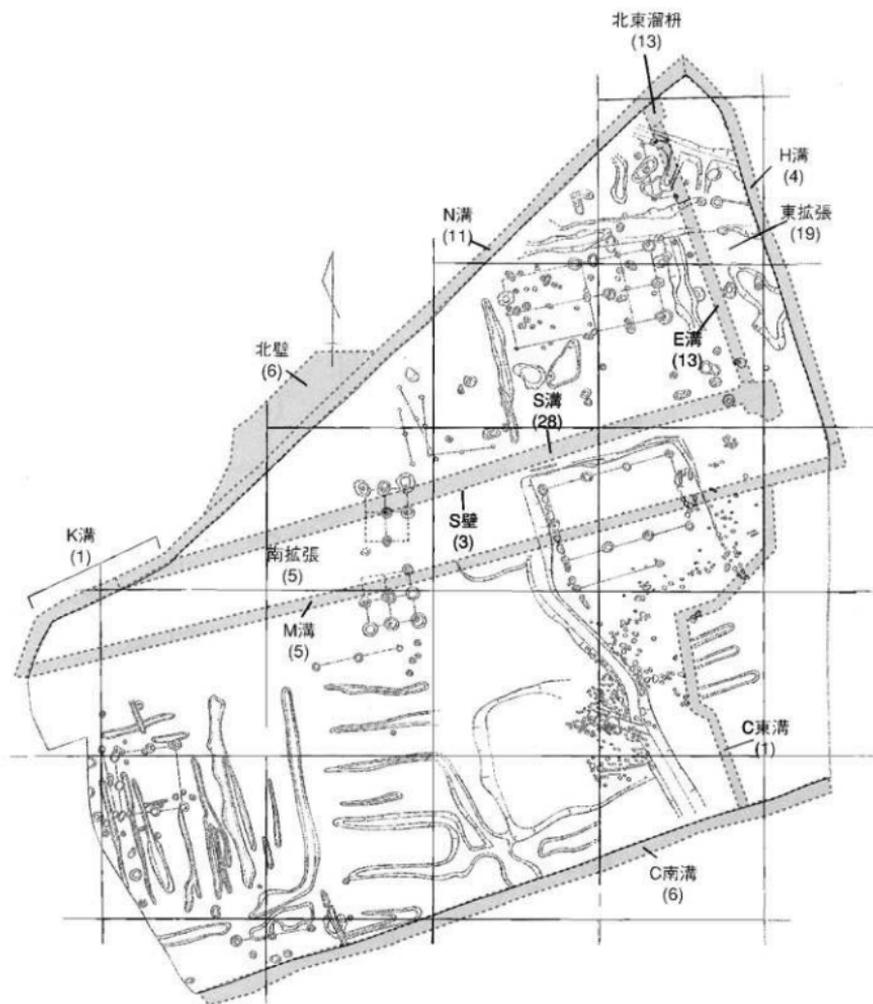
第96図 墨書土器出土点数 (I区 グリッド)



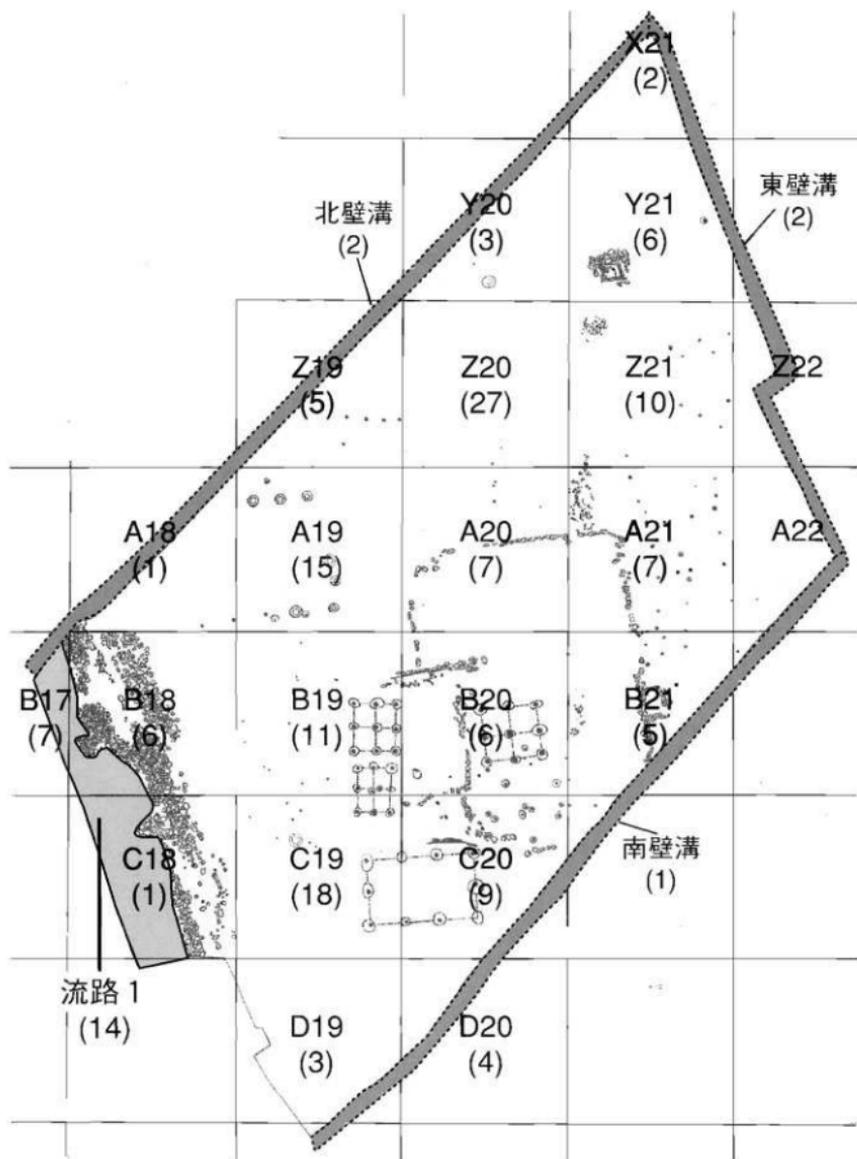
第97図 墨書内容の分布 (I区 グリッド)



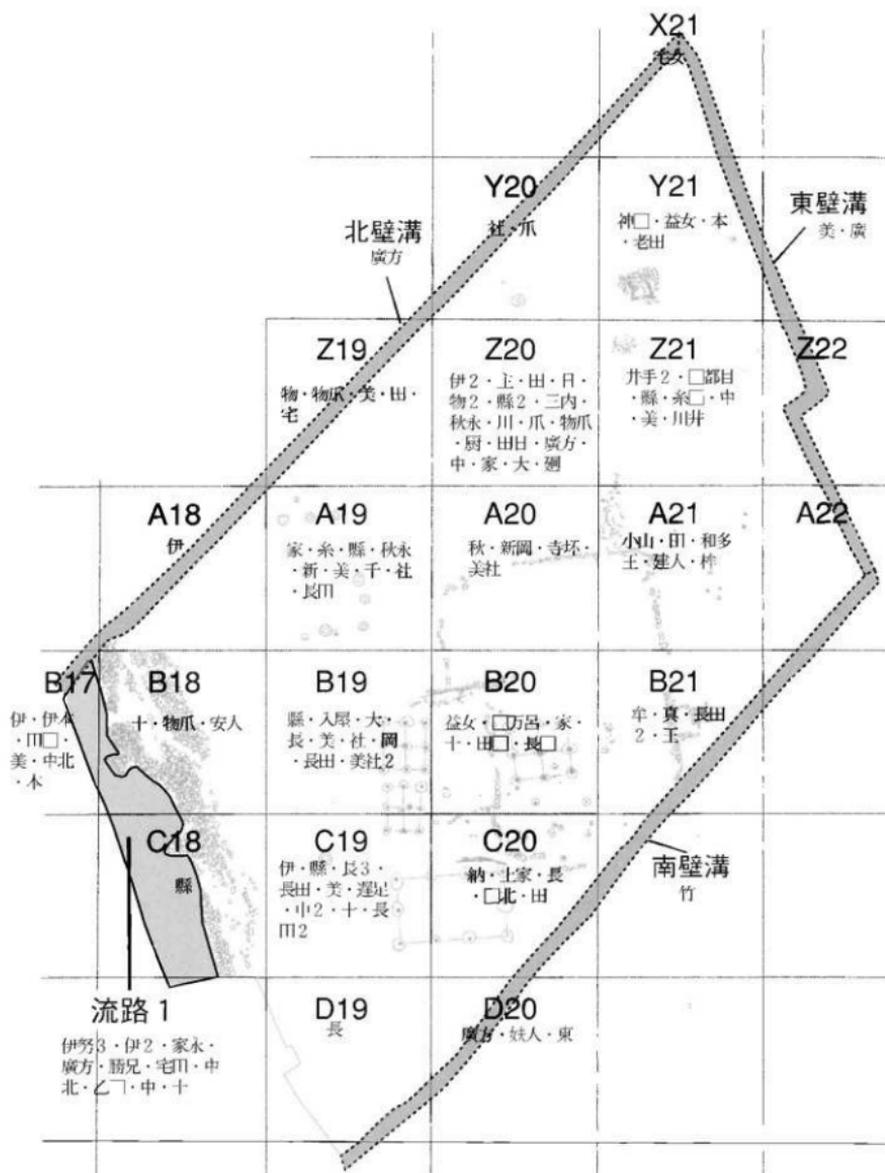
第98図 墨書土器出土点数 (I区 遺構内)



第99図 墨書土器出土点数 (1区 遺構内)



第100図 墨書土器出土点数 (IV区)



第101図 墨書内容の分布 (IV区)

第10章 漆紙文書・その他の文字資料

本章では漆紙文書2点と、木製品円形出物底（蓋）板に文字あるいは記号が記されたもの5点について扱う。

第1節 漆紙文書

第15章第6節「漆付着土器」に掲載したU36とU37に付着した文書を、それぞれ1号・2号漆紙文書とする。土器の状況等については、第3分冊327ページを参照していただきたい。

1号・2号漆紙文書とも、1区E15グリッドの包含層中から出土した。1号漆紙文書については遺構面のほぼ直上であった。

1. 1号漆紙文書

文書の付着状況

赤彩された土師器環の底部内面に漆塗紙に使用されたと考えられる文書（漆紙文書）が一部付着、残存している。ただし、紙の残存状況を見ると、底部中央は全く残存せず、周囲の体部側面部分にのみ残っている。また、漆紙の断片A内側には、紙が密着しない漆皮膜が存在している。以上の点から、付着している漆紙文書は、土器の中にあつた漆が使い切られた状態で土器の上に置かれ、接着していた体部側面を中心に残ったものであろう。言い換えると、漆紙文書自体は漆蓋として使用中のものが土器とともに遺存したのではなく、漆容器の蓋としていったん利用され、漆付着物としてまとめて廃棄するために本漆土器上に置かれた状況を示していると考えられる。

1号漆紙文書

漆土器に乗せられた状況で出土していることから、漆蓋として使用された後に廃棄された時点の状況が反映されていると考えられる。例えば現存漆紙の中央が巻紙の中央になる、とは限らない状況であるといえる。むしろ環の直径と当時の卷子・一枚物文書の規格（端切りのされる卷子でも縦27.6～28.6cmのものが多い。杉本2000）から類推すると、折りたたまれたものの一部である可能性も考慮に入れる必要がある。ただし、現状では紙の屈曲部もみえず、2枚以上の紙が重なった状況も確認できない。なお、文字はすべて鏡文字の状況で確認しており、漆に接していた側の面を紙背から透かして読んでいる状況である。

以上のような保存状況から、文書内容については断片的にしか知り得ないが、断片Aを中心に復元すると第102図ようになる。ただし、中央部分が失われているため、文字数、行数等で示した相互の間隔は、おおむねの目安と考えていただきたい。

断片Aでは「年貳」を釈読できる。また「貳」の下は空の部分があり、また、右側の縦線は校合などに使われたいわゆる合点の一部である可能性が高い。また折界風の折り目を確認することができた。「年貳」の右側の行は、一見すると塗りつぶしたような文字列が確認され、断片Bの左端の文字列に類推することと相互の位置関係から同じ文字列と考えられる。断片Bではその行の3行分ほど右（復元上は左）に「四」状の文字が確認される。大きさなどから「貳」の可能性もある。なお、この二の上は空白である。さらに断片Cでは□の右側（復元上は左）3行分くらいの箇所文字列が確認できる。

以上、不明な点が多い資料であるが、断片BCには空白が目立つ。大胆な推測をおこなえば、「年貳」の記載が高さを合わせて列記され、その下に空白部分のある文書、すなわち帳簿状の文書であった可能性が高い。また、数字に人字が使用されていることは、決定的な要素ではないがある程度丁寧な書きぶりの帳簿であることを推測させる。

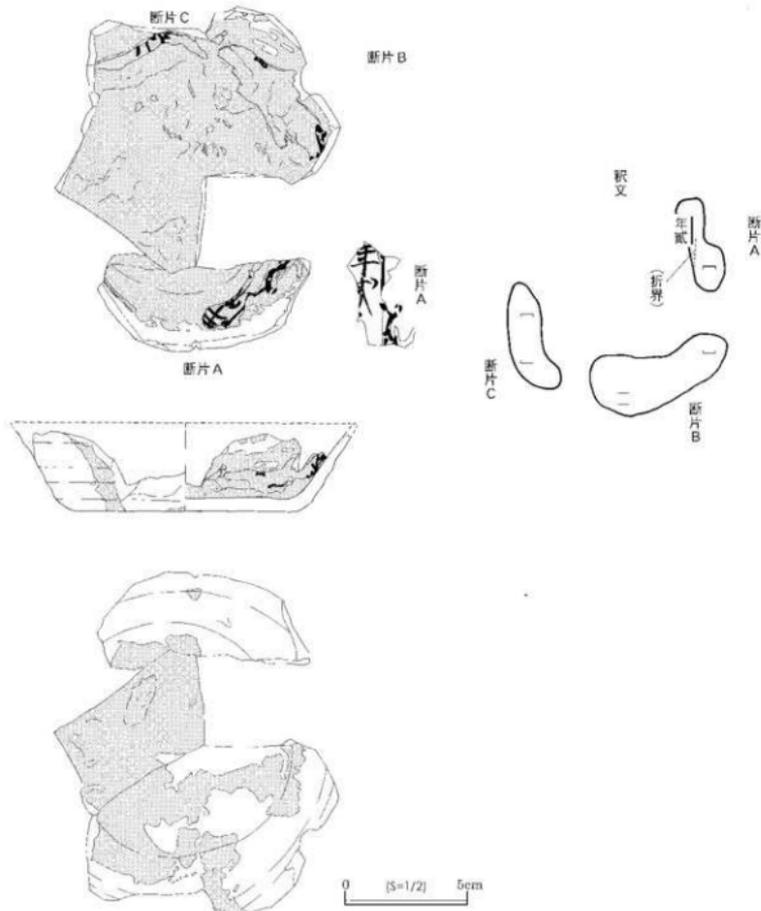
2. 2号漆紙文書

文書の付着状況

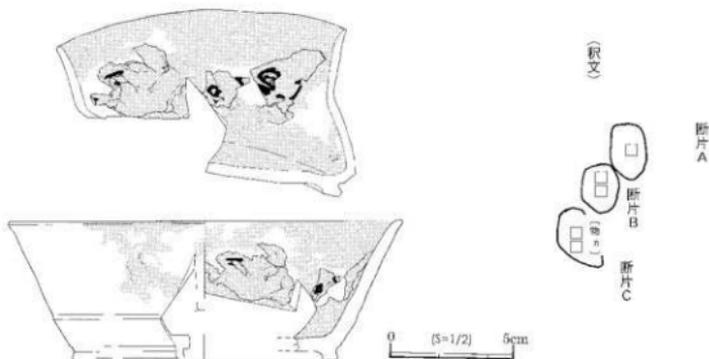
須恵器の高台付杯の体部内面に、漆罫紙に使用されたと考えられる文書が付着している。付着箇所は、体部の中・上位で、底面近くの漆付着部には砂が取り付いている。なお、文書が収縮した箇所は、体部に付着した漆を吸着し土器の面がきれいになっていることからすると、体部の漆が乾燥せず文書側に吸収しうる段階で文書と土器が接していたことになる。内部の漆は使い切られている。

2号漆紙文書

文字は正位で確認でき、罫紙は両面が残存する。記載はすべての3片にみられるが、非常に断片的で、断片Cの「□(物カ)」が唯一判読できる文字である。また、紙が収縮していることから相互の位置関係も移動している可能性がある。性格は不明。



第102図 1号漆紙文書実測図・釈文



第103図 2号漆紙文書実測図・釈文

【参考文献】

杉本一樹2001「律令制公文書の基礎的観察」

『日本古代文書の研究』古川弘文館（初出1993）

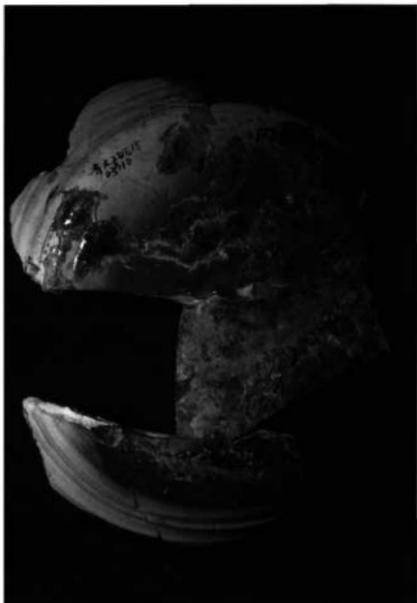
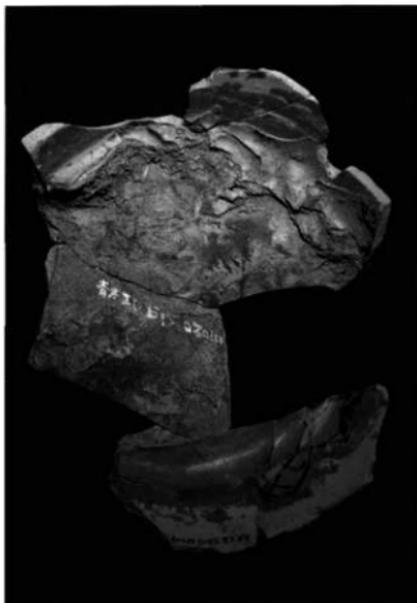
第2節 その他の文字資料

木製品の円形曲物底板に、刻字あるいは焼印によって文字・記号が記されたものが5点ある。第15章第11節「木製品」で木製容器にあわせて掲載しているが、ここであらためて述べる。実測図、写真、法量等の観察表については第15章を参照していただきたい。

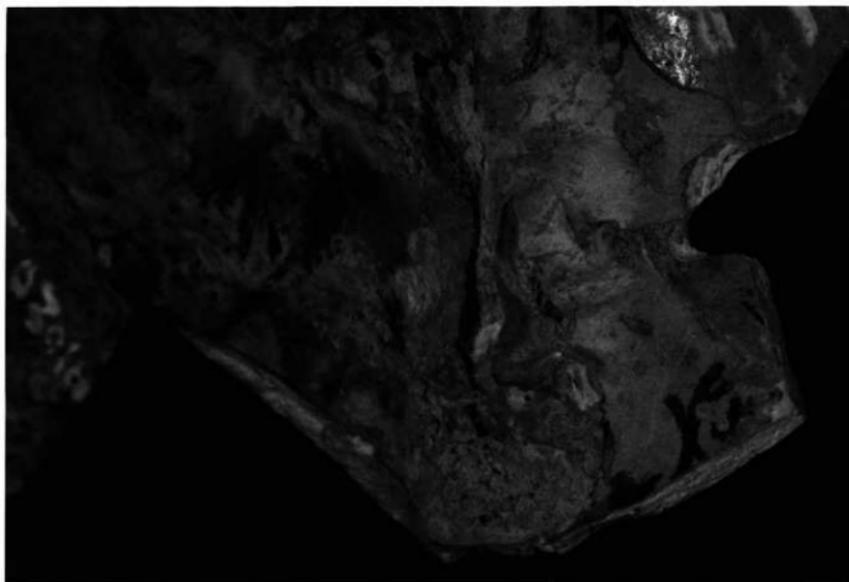
遺物番号は、W115、W127、W129、W132、W137である。いずれも記載部位は使用時に外面になる面（底板とした場合の下面）である。全て包含層中の出土で時期をしばれないが、8世紀末～9世紀前葉頃の可能性が高い。

W115は直径15.7cm、スギ材で、側板との結合はピン結合。中央に直線的な刻みが平行して三本入り、「三」とも取れるが文字を意図したものかは判断できない。W127もスギ材、直径17.4cm、紐結合。中央に細い線で「三」と刻字される。3本の線の長さや配置からみて、数字の「三」が表されたものとみてよい。容量や複数ある中での序数表示と考えられるが、墨書土器では「美鮎」「二鮎」の資料が「三」墨書が「美」を表す可能性を示唆しており、それとの関係が注意される。W129は直径17.2cm、スギ材、紐結合。中央に「十」字形に焼痕が残る。焼きコテ状の工具で直線を交差させたもので、記号と考えられる。W132は復元径17.8cm、破損資料。中央をやや外した位置に、「十」と刻まれている。W136は直径17.6cm、スギ材、紐結合。縁近くに焼コテで「井」形の記号が付される。文字の「井」とは考えにくい。W137は直径18.0cm、スギ材、紐結合。中心からやや軸を左にずらして、縦に3文字記される。「大原□【毛カ】と読める。

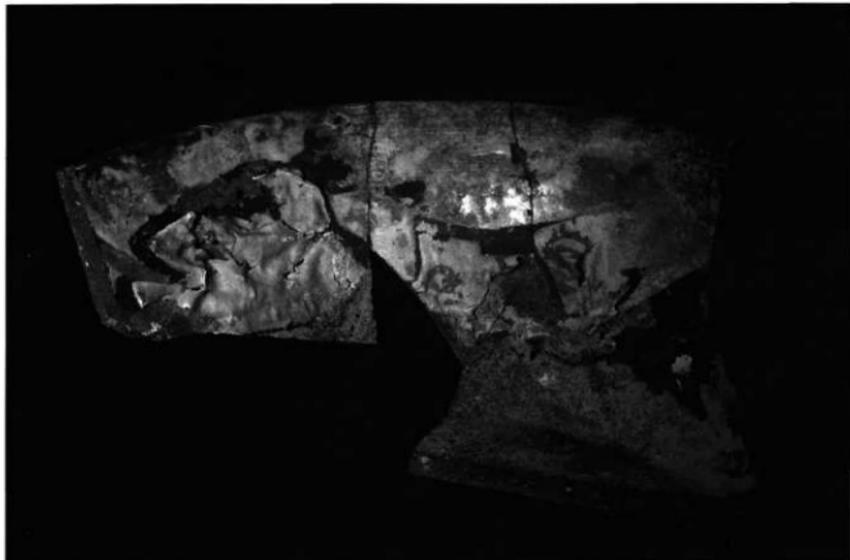
写真図版四 一号漆紙文書



鏡像（左右反転）画像



写真図版六 二号漆紙文書



第11章 文字資料の総括

第1節 木簡からみた遺跡の機能

1. はじめに

平成13年～15年にかけての青木遺跡発掘調査では合計86点の古代の木簡が出土している。これらの木簡群は、厳密な意味で一括廃棄された木簡群ではないものの、その形状や記載内容用には類似するものがあり、相互に無関係な木簡群とは考えられない。むしろ後述するように、本木簡群は相互に特定の状況で生じた複数廃棄単位から構成され、さらに周辺資料が加わって構成された資料群であると考えられる。

本節では、遺跡の性格に迫るために、まず本遺跡出土木簡の中で数量的にも多く特徴的な資料である、固有名詞十人名記載木簡の機能と性格、使用の場面について検討を加え、続いて、多数木簡、すなわち木簡群の出土した出土遺構を中心に、木簡の出土単位とその性格を検討し、最終的に木簡からみた遺跡の機能に言及することを試みたい。

2. 固有名詞十人名記載051型式付札木簡について

定義

本遺跡を特徴づける木簡の一つに固有名詞十人名記載木簡がある。この木簡は、完存する典型的なものでは木簡学会型式番号で051型式、すなわち上端を短冊状、下端を左右両端から絞り込んで尖らす形状であり、その記載内容は固有名詞の頭1文字に人名を表記したものである。なお、記載はすべてオモテ面で完結しており、ウラ面に及ぶものはない。下図には代表例を示した。完存していないが本木簡に推定できるものを併せると合計21点が確認される。



第104図 典型的な固有名詞十人名付札木簡

なお、形状等は同じで、固有名詞の頭1文字の記載を省略し、人名のみの記載が施される木簡がある(後掲第37表)。確定はできないものの、付札木簡において記載内容が一部省略されることはしばしばみられることであるので、これらの木簡も固有名詞十人名記載木簡の一類型(固有名詞省略型)と考えて良いであろう。

記載の内容

まず、記載内容であるが、後述する固有名詞が何を指すのかはしばらく措くとして、付札にかかれた人名は、一般論的には付札の付けられた物品の提供者(提供責任者)を示す、と考えられ、本木簡についても特にこれを否定すべき状況はない。以下、記載は物品の提供者と考えて論を進めることとする。

木簡の用途

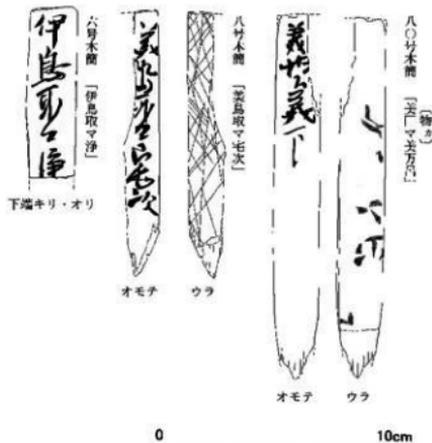
次にこれら固有名詞十人名記載木簡の用途であるが、一般的に051型式の木簡、すなわち下端を尖らせた木簡は縄などに挟み込むための加工である(彌水1976・今泉1998)、あるいは米・塩などの顆粒状の荷物を収納している俵などの中に押し込むための加工であるとされる(友田2003)。友田氏は、都城出土の051型式・033型式(ともに下端を尖らせる木簡)については、物品名がわかるものについては米・塩が多いこと等から、この下端を尖らせる形態(剣先型)を「米塩に特化したもの」とする(友田2003)。この指摘に従えば、本木簡も物品名の記載こそみえないものの、米・塩の袋・俵などの中に入れて込んだ付札という評価ができる。

一方で、これら固有名詞十人名記載の051型式木簡自体について、付札として物品に付加された木簡ではなく、地面に突った下端を差し込んで直立させた、呪符木簡やいわば文字の記載された齋申のような用途を持つものではないかとの理解の可能性が示唆されている¹⁰⁾。

結論を先に述べると、今のところ、積極的に呪符・齋申状の使用を想定する根拠は少ないと思われる。第1に齋申状に使われる呪符木簡にしばしばみられる、風雨の当たる状況下での使用によって墨書部分がミズ腫れ状に浮き上がる状況の木簡が、固有名詞十人名記載木簡にみられないことがあげられる。先に述べたように、木簡自体にはⅣ区出土資料のような保存状況の悪いものが少なからず含まれるが、ミズ腫れ状のものはなく、表面全体に木質が失われている、あるいは墨だけが全体に抜け落ちている状況のものが多い。

第2に、先に述べたように、木簡の遺存状況からSX10出土の木簡がもっとも廃棄(あるいは樹立)状況に近いと考えられるが、後に述べるようにこの木簡群の付札は多くが上下端を欠損し、うち2点(6・8号)は明らかに人為的な、固有名詞十人名記載木簡としての使用以後の二次的加工と考えられる。すなわち6号木簡は下端がキリ・オリされており、8号木簡はウラ面に無数のキリ痕跡があり、表面が剥離する。仮にこれらを地面に刺したと考えると合、その木簡を回収して二次的に加工したことになり、あり得ないことではないが、可能性は低い。これに類するものとして、80号木簡もウラ面に現在の形状によって切断される文字記載がカットグラス状ケズリによって削り取られている。これも現在の形状での利用がされた場合、転用材を使用したことになり祭祀具的な用途のものに使われた可能性は低い。

さて、ここで木簡の形状と用途について話を戻すと、051型式は友田奈々美氏の指摘に従えば、



第105図 二次加工痕・転用痕のある固有名詞十人名記載木簡

木簡は物品の梱包材の内側に差し込まれるものであり、目視しやすいた面に括り付けられることによって、その梱包物や容器の内容物に関わる人名を明確にするための付札木簡ではない。

特に、本木簡群には木簡の添付されたであろう物品についての名称・数量などの記載がないわけで、仮に上述の想定が当てはまらないとしても、物品の内容をわかりやすく明示する機能は全くないと考えられる[※]。一方で、固有名詞十人名は、物品に木簡が添付された時点の状況(どこの誰が供出した物品か)が不明にならないように記載された情報である。したがってこれらの付札木簡は、木簡と物品が移動・あるいは保管された状態で時間が経過することを前提としたもので、物品が消費されるまで、物品に密着する付札、すなわち一般にいうところの荷札の機能を持つ付札木簡であったと理解することができよう[※]。

第37表 固有名詞十人名記載木簡の諸属性

木簡番号	遺出土	固有名詞	人名	量法				上端形状	上端調整	調整ウラ面	調整分類	木取	樹種
				長	幅	厚	部無分長字						
2	SX10	(久)	人舌・上若乙女	218	19	6	86	方頭	キリ・オリか	未調整	A	板目	スギ
3	SX10		口置永床	(108)	20	3	(52)	方頭	キリ・オリ	未調整	A	板目	スギ
4	SX10	伊	肘マ小橋繼	159	20	4	66	方頭	簡易ケズリ	未調整	A'	板目	スギ
5	SX10	伊	稲置マ自安方	201	14	4	112	方頭	簡易ケズリか	不明	A'	板目	スギ
6	SX10	伊	鳥取マ浄	(82)	24	3	—	方頭	キリ・オリ	ケズリ	B	板目	スギ
7	SX10	美	舎人魚当	(111)	20	2	32	方頭	簡易ケズリ	不明		板目	スギ
8	SX10	美	鳥取マ宅次	(130)	(18)	2	(29)	方頭	簡易ケズリ	ケズリか	B	板目	ヒノキ
9	SX10	美	若和マ差	(94)	(20)	3	—	方頭	簡易ケズリ	未調整	A'	板目	ヒノキ
10	SX10	美	口置□	(65)	(18)	2	—	圭頭	平面ケズリ	ケズリ	D	板目	スギ
20	SX50	—	鳥取マ	(151)	14	3	120	欠損	欠損	ケズリ		板目	
21	SX50		海マ豊足	230	22	6	163	方頭	簡易ケズリ	ケズリ	B'	板目	
41	SD16		口置三代	216	26	3	150	方頭	キリ・オリか	ケズリ	A	板目	スギ
42	SD16	伊	海マ乙	(107)	(21)	4	(17)	方頭	キリ・オリ	未調整	A	板目	スギ
44	SD23	美	古備マ綱女	183	18	4	71	方頭	平面ケズリ	ケズリ	D	板目	スギ
52	C16	伊	丈マ奈次丸	123	23	4	54	方頭	キリ・オリか	ケズリ	B	板目	
54	E14	美	若和マ帯取	185	21	3	96	方頭	平面ケズリ	未調整	C	板目	スギ
55	E14	美	口置□	(186)	27	3	95	方頭	平面ケズリか	未調整か	C	板目	
57	E15	神	鳥取マ主万呂	(182)	27	4	(81)	方頭	キリ・オリ	ケズリ	B	板目	
58	E15	伊	和文マ淨刀自女	(119)	20	6	(34)	方頭	平面・側面ケズリ	ケズリ	D	板目	
59	E16	美	[]	144	28	3	72	方頭	キリ・オリ	不明		板目	
61	F15	—	了麻呂	(106)	17	3	59	欠損	欠損	ケズリ		板目	ヒノキ
62	G15	—	生マ□	(65)	24	2	—	圭頭	平面ケズリ	不明		板目	スギ
63	S溝	美	□	(42)	(18)	2	—	圭頭	側面ケズリか	ケズリ	D	板目	スギ
74	SB02	伊	海マ加津女	240	23	4	121	方頭	不明	ケズリ		板目	スギ
75	SH02 (海)		若俊マ馬手	(217)	26	4	121	方頭	不明	ケズリ		板目	スギ
76	SB02	美カ	口置□	198	23	4	94	圭頭	平面ケズリか	ケズリ	C	板目	スギ
77	SH02	—	[]	(241)	21	4	91	方頭	キリ・オリ	ケズリ	B	板目	スギ
80	B20	伊	丈マ乙虫万呂	(197)	28	3	141	方頭	キリ・オリ	未調整	A	板目	スギ
81	B20		口置□安里	188	22	2	130	方頭	簡易ケズリ	未調整か	A'	板目	スギ
83	Z20	美	物マ美万呂	(162)	21	2	95	方頭	キリ・オリか	ケズリ	B	板目	スギ

※1 人名は、[] の訳文もそのまま提示している。

※2 表中の「欠損」は部位の欠損、「不明」は保存状況が悪く判断できないことを示す。

※3 調整のグループは右の通り。また、上端簡易ケズリのはキリ・オリに含め[※]とした

- A 上端キリ・オリウラ面未調整 B 上端キリ・オリウラ面ケズリ
C 上端ケズリウラ面未調整 D 上端ケズリウラ面ケズリ

木簡の廃棄単位

全体が良好な一括資料でないという資料の性格から、先ず出土遺構や資料の各種属性がどの程度のまとまりを持っているのかについて検討を加えたい。

固有名詞十人名記載木簡の諸属性をまとめたものが第37表である。

木簡素材製作の様相⁹⁾

最初に木簡の整形技法についてみてみたい。取り上げる属性は上端の調整方法とウラ面のケズリ調整の有無である。

まず上端のケズリであるが、上端をすべてケズリ調整し、キリ・オリ痕跡が全く確認できないケズリを平面・側面ケズリとし、キリ・オリのちのバリ状部分のみにケズリを加え、キリ・オリ痕跡も残る資料を簡易ケズリとしている(写真5・6参照)。



写真4 上端キリ・オリ

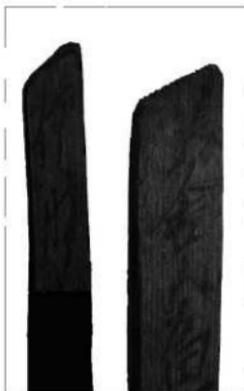


写真5 上端簡易ケズリ



写真6 上端ケズリ

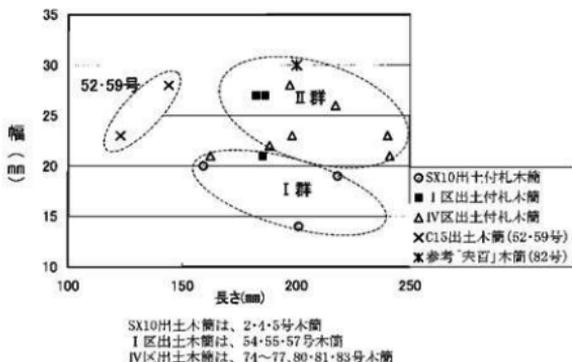
この簡易ケズリは、バリをとる目的で施されるものであり、上端を短冊状に加工する上でいわば最低限の成形と考えられる。したがって、ケズリの名称は冠しているもののキリ・オリを行わないあるいは痕跡を残さない¹⁰⁾丁寧な成形である平面・側面ケズリとは異なり、キリ・オリに近い技法(キリ・オリだけでは短冊状にならないのでやむを得ず施される)と評価しておく。

そして、これらの要素は、基本的には木簡素材の製作者に由来する要素、クセのようなものと認識される¹¹⁾。すなわち、木簡の機能に必要な要素である051型式であること、オモテ面に墨書する場所を確保することと無関係であるからである。

ここで上端の形状・調整とウラ面の調整と木簡の出土地点の相関について考えると、出土地点における明確な差異は認められないといってよい。上端加工・ウラ面調整ともケズリのあるなしの組み合わせでA～Dの4類に分類できるが、出土地点によって積極的に偏りが認められるものではない。

では、出土地点ごとの木簡素材の要素について、全くまとまりが検出できないか、というそうとも限らない。第38表は木簡の長さ・幅を基にした法量分布である。これを見ると、資料数は多くないが、SX10出土資料とIV区出土資料では、類似する資料はあるものの分布領域が全く重ならない。特に形状としては保存状況のよいIV区出土資料は下端のケズリ込みの位置なども類似した印象を持っている(第104図・109図・110図参照)。

第38表 固有名詞+人名記載木簡の法量分布



この木簡の法量は、先に見た成形・調整技法と異なり、実際の使用に当たってはたとえ相関しないとしても、木簡素材製作者が墨書する内容たとえば文字の分量や記載様式と相関する重要な点であろうと考える要素である。多分に感覚的な言い方ではあるが、「こういう木簡を多量に製作せよ」と指示を受けた場合、下端の形状(051型式)と併せて、誰もが製作上留意する要素と考えられる。時期による付札木簡法量の規格と変化は石川県金沢市上荒居遺跡でも確認されている(谷川2000)。

上記のような想定が許されれば、SX10出土資料とIV区出土資料は、複数の機会(それが製作者の差によって生じるのか、原材料の差など時間差によって生じるのかは不明であるが)に、共通の規範の元で製作された木簡群であり、なおかつ両者の規範は異なると評価できよう。また、木簡にカットグラス状ケズリがしばしばみられることは、一定の再利用がなされた痕跡と見なすことができるので、それぞれの規範は一定程度の時間の経過の中で機能したと考えられる。

木簡記載時の様相

木簡製作のもう一つの段階である記載時の要素の差は検出できるのであろうか。この記載時の差がもっとも端的に表れるのは記載内容である。しかし、記載内容についてみても、最初に記される固有名詞「伊」「美」ほかの分布が、出土地点によって分かれることはなく、もう一つの記載内容である人名についても、出土地点によって特定氏族が集り出すということもみられない。強いていえば、IV区出土資料に鳥取部がみられないが、ほかの特定氏族が集中するわけではなくIV区の特徴として積極的に評価することはできない。

しかし、記載についても出土地点ごとに異なる規範を抽出できる部分がある。それは、木簡における文字の記載場所である。第37表をみると、SX10(ほかにI区出土の事例も含め)は木簡の下端の文字のない空白部分はおおむね90mm以内に取りまり、いわば木簡のオモテ面を広く使用して墨書しているのに対し、IV区出土資料では空白部分が120mm前後のものが多く、上に詰めて書かれている傾向が抽出できる。

この記載の場所は、後述のように直接木簡の用途・機能に関係するものではないと考えられるが、同時に記載者の個性によるものであるかは慎重に検討しなければならない。すなわち、律令制公文書の作成手順について検討された杉本一樹氏によれば、紙の文書にあって文字の割り付けに必要な界のあり方は、文書の形態や格に左右されることはもちろんであるが、天平期の正税帳の事例では同一年次における異なる国の規格のばらつきに比べ、年代が違っても国ごとのまとまりが強いとされる(杉本2001)。また、複数年次の山城国計帳の界線がきわめてよく統一されていること(平川1989)、木簡の事例では、隠岐国の荷札木簡が年次を超えて同様の書式・形状を持つことが知られている(佐藤1997)。これらは、毎年繰り返される業務の実施に当たって、文書の用途・機

能に直接関係しない、いわば型無記載の様式が個人を超えて固定化される現象の存在を示している。紙と木簡を比較すると木簡は書写材料の大きさなどが任意でバラエティーに富み、一方で界が引かれること少ない。したがって、木簡にあっては先述の素材製作時における法量決定及び文字の記載時の割小位置が、紙の文書における界を引くなどの記載様式の設定に相当すると考えられる。廃棄単位毎の文字の記載位置の定型化は、一定期間の連続した木簡の製作によるものと考えたい。

使用時・廃棄時の様相

最後に木簡の使用時・廃棄時の様相であるが、これは出土地点ごとに大きく異なっており、出土地点が単なる発見場所でないことを窺わせる。

固有名詞十人名付札木簡はⅠ区SX10から9点、SX50から1点、SD16から2点、SD23から1点、Ⅰ区グリッドなど遺構外から8点、Ⅳ区SB02から4点、同じく遺構外から3点(いずれも完形でなく、推定のもの含む)出土しており、ほぼ青木遺跡のⅠ区Ⅳ区の全域に及んでいる。

このうち、SX10出土資料は全木簡10点中9点が固有名詞十人名付札木簡であり、この種の木簡が集中して廃棄されている確認できる。さらにその遺存状態についてみると、墨書の依存状況・木質の状況の良好なものが多いにもかかわらず、完形を保つものは少ない。

また、Ⅳ区出土資料は、SB02とグリッド取り上げ資料があるが、両者とも遺存状態を見ると完形であるにもかかわらず、全体に摩耗し、墨書の状況もきわめて悪いという特徴を持っている。SB02出土、グリッド出土資料は取り上げ位置こそ異なるが、同じ埋没状況にあったと考えられる。Ⅳ区出土木簡については同じ遺存状況の木簡が平面位置的には広い範囲に出土しているということができ、これは78号木簡に顕著なように、埋没直前には流水の影響を受ける状況にあったためであると考えると整合的に理解できよう。

以上のように、SX10・Ⅳ区出土資料はそれぞれがおそらく一括的に廃棄されたのであろう。さらにSX10出土資料のうち6-8号木簡は下端が二次的に切り落とされているので、ほかの人為的な折損か否か不明な資料も含め出土状況は廃棄後埋没に至る間の経年変化ではなく、木簡廃棄行為の一部と考えるのが妥当である。以下SX10出土の固有名詞十人名付札木簡をⅠ群、Ⅳ区出土資料をⅡ群とする。

廃棄単位の意味

以上のように、固有名詞十人名付札木簡は、出土地点ごとに異なった様相を持っていることは確実で、もっとも顕著なものは使用・廃棄時の様相である。しかし、木簡素材製作・木簡記載のそれぞれの段階でも、Ⅰ群・Ⅱ群それぞれに特定の規範が抽出でき、素材製作時に当たっては、個人(あるいは一度の製作)ではなく複数名・複数機会に共通する規範が適用されていたと推測できる。まとめれば、それぞれの廃棄単位は、資料の保存状況の斉一性から一括性の高い資料であると考えられるものの、複数名・複数機会による一定の年限を経た木簡製作・使用を反映していると考えられる。

木簡廃棄の年代

次にこれらの木簡の使用年代について検討を加えたい。これらの木簡の年代を知る手がかりは、まず「美」の表記である。これらが郷名なのか社名なのかはしばらく措くとして、「風土記」にみえる神亀3(726)年の民部省口宣によって改められた地名であることは間違いなく、この点から、726年以降の木簡とすることができる。

次に木簡にみえる「和」(9-54・58号木簡)の表記であるが、これは人倭部氏氏名のヤマト表記がヤマト国号の表記と対応していることから、人倭部が和和部に表記を改められた、天平宝字元(757)年以降の木簡と考えることができる⁸⁾。「和」表記の9号木簡を含むⅠ群は757年以降のものとしてよい。また、同群に含まれるSX10からは延暦10(791)年と思われる年期的な木簡が出土しており、Ⅰ群はこの前後に製作されたと考えて矛盾はない。

かわってⅡ群ではヤマトが「倭」とされている(81-82号木簡)ので、単純に考えれば756年以前の木簡となるが、むしろ全国的には756年以降も若狭部・倭文部には「倭」が使用されている。ただし、類似した出土状況の78号木簡が「若狭部」の表記で天平8年の年紀を持つことや『類聚国史』巻87に見える出雲郡人若狭部臣真麻から、

出雲郡では天平字元(756)年以降若和部が使用されたと考え、Ⅱ群を含むⅣ区出土木簡がすべて756年以前の天平頃の資料であると考えと理解しやすい。

年代を考える上では、52号木簡の「丈マ奈次丸」の表現も注目される。「丸」はマロの表記形態であるが、現在のところ確実に8世紀代に遡る用例は知られておらず、藤原宮の跡地に営まれたいわゆる宮廻上の弘仁元(810)年の稲刈納木簡が最古の事例となる(加藤優1983、平川・三上2001)。加えて、52号木簡は長さが極端に短く(125mm)、記載はほぼ木簡のオモテ全面に広がっており空白部分はなく、幅も広いという、固有名詞十人名付札木簡の中では際だって特殊な形状をしている⁹⁾。出土地点も先述の廃棄単位からは離れ、調査区の北辺に位置する(C15グリッド)。同じグリッドから出土している59号木簡も、記載内容こそ不明であるが似た法量と形状を持ち、恐らく同じ群を構成していたのであろう。以上の理由から、52・59号木簡はⅠ群・Ⅱ群とは異なる時点で製作・廃棄された資料と考えられる。その前後関係については厳密には不明というほかはないが、Ⅰ群と同一遺構出土の延暦10年木簡の存在や、ほかの木簡に「丸」表記がないことからすれば、52・59号はⅠ・Ⅱ群より下と考えられる。

このように少なくとも3回以上、固有名詞十人名付札木簡の廃棄がおこなわれた可能性があり、その年代は8世紀第2四半期以降、8世紀末までに収まり、その種の木簡が9世紀前半頃まで作られていた、とまとめることができる。

3. 固有名詞十人名付札木簡の使用の実態

本項では引き続き、固有名詞十人名付札木簡の使用された場について検討する。前項の木簡そのものからの検討の結果は以下のように総括できよう。

- (ア) 木簡には遺跡周辺の固有名詞十人名が記載される。厳密な証明はできないが、人名は物品の供出者と考えられる。
- (イ) 木簡は、物品に対する記載はなく供出者が記載されることから、物品に密着して移動する付札木簡、一般に言うところの荷札の機能を持つ。
- (ウ) 木簡は複数の単位で廃棄されており、これは時間差を示すと考えられる。時間の幅は少なくとも8世紀後半～9世紀前半まで(ただし、9世紀前半の資料はごく少数と想定される)で、木簡を使った行為が一定程度連続して行われたことを示す。
- (エ) 一方で、廃棄単位の検出と資料の依存状況などから、それぞれの単位は 括弧的な廃棄状況を示している。すなわち、木簡は同時に複数が使われる性格のものである。供出者は木簡ごとに異なっているの、複数の人物からの供出が同時に行われたことを意味する。

続いて本項では記載内容について分析を進める。

固有名詞の記載

まず、木簡の最初の1文字の固有名詞について、この点から検討したい。現在、人名でない先頭の文字としては確実なものに「伊」「美」(ともに多数存在)「神」(57号木簡)があり、やや不確実なものに「海」(75号木簡)、可能性のあるものに「久(久戸)」(2号木簡)がある。このうち「伊」「美」については、遺跡所在地の郷名に伊努郷・美談郷があることから、郷名の頭1字表記と考えることもできるが、実際に確実なことは、固有名詞である伊努・美談の表記であることにとどまる。これは、伊努・美談は郷名以外に有力な固有名詞として神社名(伊努社・伊農社・美談社・彌太彌社)が存在するからである。

この記載の意味を検討する上で注目されるのは、57号木簡の「神鳥取マ主万呂」、75号木簡の「海」である。仮にこの「神」「海」を神社名とすると、「神」は『出雲国風土記』(以下、『風土記』と略)出雲郡の神社記載に見える神代社あるいは『延喜式』巻10神名下にみえる伊努神社同社の神魂伊豆乃亮神社・同社神魂神社、「海」は同じく

『延喜式』の大穴持海代日子神社・大穴持海代日女神社が挙げられる。

なお、「久戸」(2号木簡)については、郷名・神社名ともに直接比定できるものは知られておらず、2号木簡自体を固有名詞十人名付札木簡でない可能性もある。

「神」については、神魂伊豆乃壳神社・神魂神社は伊努神社と同社であり「風土記」では伊努神社とされていることからこれらの省略である可能性は低い。残る神代社は「延喜式」でも神代神社としてみえる社で、現在の斐川(附川の万九千神社、あるいは同町宇夜谷の神代神社が古代の神代神社に関係する神社に比定されている。『延喜式』の神社記載については、『延喜式』の編纂に当たり、所属郡を検討せずに機械的に弘仁式社のうちに貞観式社・延喜式社を記載したことが指摘されている(宮城1957)、出雲国の場合は、延喜式内社187社中184社が弘仁式段階以前、具体的には『出雲国風土記』に「在神祇宮」の社とされているため、逐次的に宮社が増えることによる記載の混乱は少ないとされる(小倉1994a)。むしろ、朝川皓氏によって、現在式内社に比定されている神社で隣接する神社が、『延喜式』記載上も隣接することが知られており、出雲国の『延喜式』神名帳の記載順は地域的に隣接するもの順であるとされる(朝川1999)。ここで『延喜式』記載を確認すると以下の通りである。史料1 『延喜式』巻10神名下(出雲国出雲郡)(上略)久佐加神社・同社大穴持海代日子神社・同社大穴持海代日女神社・伊努神社・同社神魂伊豆乃壳神社・同社神魂神社・同社比古佐和氣神社・意布伎神社・都我利神社・伊佐波神社・美談神社・同社比壳遲神社・泉神社・同社和加布都努志神社・印和神社・都武自神社・宇加神社・美努麻神社・布勢神社・意保志神社・出雲神社・同社韓国伊太氏神社・斐手神社・竈屋神社・鳥屋神社・神代神社・曾根能夜神社・同社韓国伊太氏神社・伊佐賀神社・久武神社・加毛利神社・御井神社(下略)

これらのうち下線のある神社は、基本的に神社は遺存地名と同所に所在することを前提として考えた場合、遺存地名から古代の神社所在が推定できる神社である。さらに、太ゴシックとした神社は、『風土記』に社名以外に同一地名(郷名ほか)があり、郡家からの里程記載などで所在地がより確実に推定できる神社である。なお、御井社は、「三井」の墨書土器の出土(斐川三井Ⅱ遺跡)から同様に古代からの所在地を限定できる。この記載順からは、神代神社が出雲郡北部の北山山系と南部の弘経山麓の神社の中間に位置していたことが推定できる。この地域は『風土記』によれば神戸郷・出雲郷であり、これは現在の青木遺跡に隣接する郷であるといえる(第106図)。

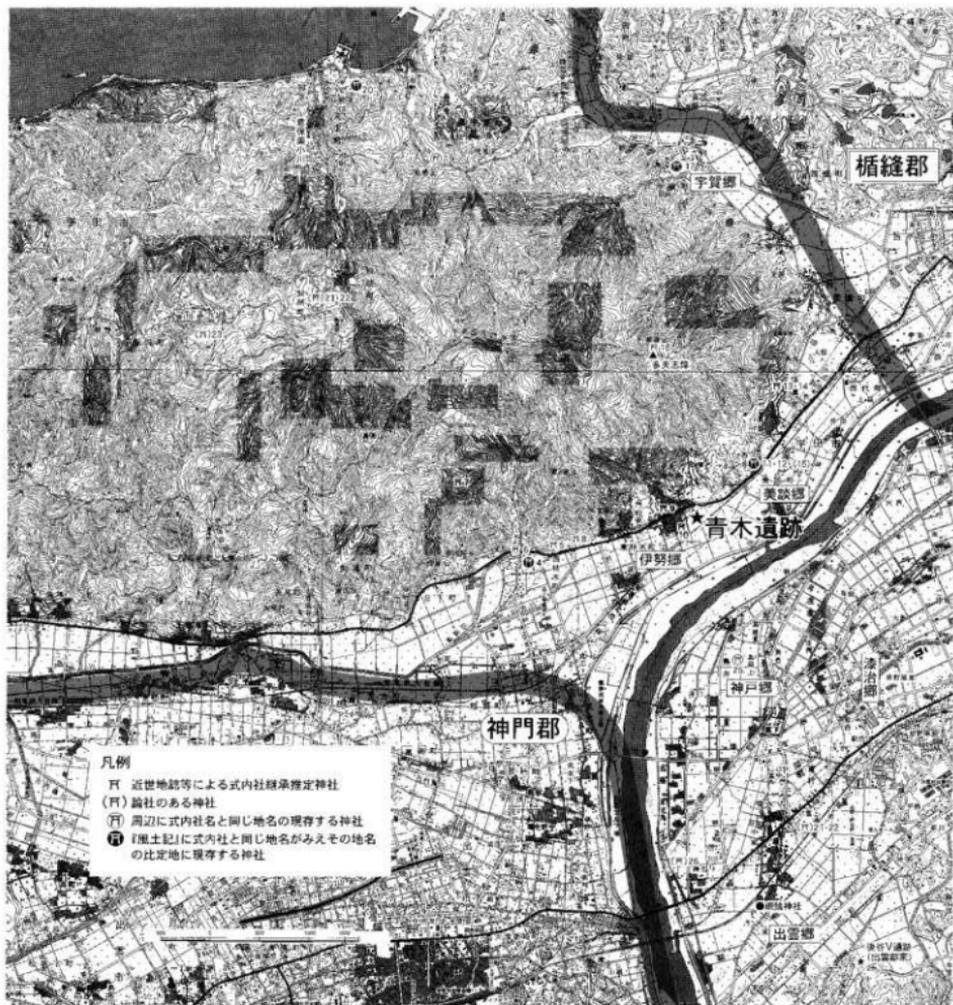
次に『延喜式』の久佐加社同社大穴持海代日子神社・大穴持海代日女神社であるが、これらは『風土記』に久佐加社(1社)・来坂社(2社)として見え、3社からなる同社のグループである。『風土記』は基本的に神社については地名を冠した社名(久佐加社・来坂社)で表記するのに対し、『延喜式』は同社については一社のみを地名を冠した社名とし、残りを祭神名で表記する事に由来する。いずれも遺存地名などから、青木遺跡西方約2kmの現出雲市日下町周辺に位置した神社であることはほぼ確実で、先の神代神社同様、遺跡に隣接する地域に所在する神社であると評価することができる。なお、この「海」を神社名と考える場合に問題となるのが76号木簡になる。この木簡は第8章で記したように、最初の部分は「美」の可能性を重視して釈読しているが、「日下」の可能性もあり、この場合日下は神社名で考えると理解しやすい。

久佐加社の名称からは、日下部に関わる神社であることが想定される。本木簡群や、「歴名帳」でも日下部が確認できるが、同時に海部も確認でき、海部に関わる神社である可能性も否定できない。

一方、固有名詞を郷名と理解した場合、「神」は先述の遺跡に隣接する地域である神戸郷と理解されるが、「海」(「日下」)については整合的に解釈することが難しい。

しかし、社名の略とした場合でも、先述の大穴持海代日子神社・大穴持海代日女神社は久佐加社の同社について祭神から表現した神社名であり、地名から呼ばれる名称では来坂社(『風土記』)であったと考えられる。もしも海代日子神社が通用しているのであれば、伊努神社の同社である神魂神社を省略した「神」などが複数あってもよいと思われるが、伊努神社同社の省略はみられない。また遺跡に近接したと考えられる都我利神社・意布伎神社・泉神社(墨書土器はみえる)などもみえず、郷名と共通する「伊」(伊努)「美」(美談)のみが多い点も、や

や不審であるといえる。



第106図 青木遺跡周辺の延喜式内社と風土記記載地

1久佐加神社・2同社大穴持海代日子神社・3同社大穴持海代日女神社・4伊努神社・5同社神魂伊豆乃亮神社・6同社神魂神社・7同社比古佐和氣神社・8意布位神社・9都我利神社・10伊佐波神社・11美談神社・12同社比赤蓮神社・13県神社・14同社和加布都努志神社・15印和神社・16都武自神社・17宇加神社・18美努麻神社・19布勢神社・20息保美神社・21出雲神社・22同社韓国伊太氏神社・23壺代神社・24騎電神社・25烏屋神社・26神代神社

※「延喜式」の記載順である

「海」「日下」の釈文については確定できない状況も含めれば、現状では、これら1文字の固有名詞が神社名・郷名のいずれかであるのか決しがたいが、仮に神社名としても、「伊」「美」が大部分を占めることは、郷というままとまりと全く無関係とは考えられないと思われる。

氏族名から

続いて人名記載に登場する氏族名をみてみたい。木簡にみえる氏族名は鳥取部(3)・若倭(和)部(以下、若倭部)二統(3)・海部(3)・倭(和)文部(以下倭文部に統一)(2)・日置(2)・丈部(2)・物部(1)・生部(1)・稲置部(1)・舍人(1)・古備部(1)・□宅(御宅の可能性大)(1)・財部(1)である(□内は数)。一方で8世紀の出雲西部地域(出雲郡・神門郡)の氏族分布については、天平11(741)年の「原名帳」があり、遺跡周辺の伊努 美談郷は失われているものの氏族分布の傾向を知ることができ、木簡にみえる氏族は「□宅」を除いてすべて確認できる。では、固有名詞十人名付札木簡に登場する人物は出雲西部地域全体に広がりを持つかというそうではなく、遺跡の推定地周辺に限定されると考えられる。

ここで、3名を数える鳥取部・若倭部・海部についてみると、鳥取部は、記記のいむゆるホムツワク伝承で鳥取造祖湯河板拳(紀)・山辺大鷹(盛)が出雲で鶴を捕らえたとき、さらに「新撰姓氏録」右京神別鳥取連条ではその場所は「出雲国宇夜江」とする。この宇夜江は「風土記」の出雲郡健部郷の日里名宇夜里と同名で、現在の斐田町武部の宇夜谷周辺に当たる。ただし、鶴を捉えたとの伝承地はさらに遺跡に近い現斐(川)東岸、「風土記」



第107図 古代出雲西部地域図 (平石2004より加筆転載)

最後に海部であるが、『風土記』によれば、「鮑出雲郡尤優。所捕者所謂御崎海子也」（出雲郡凡北海条）とみえるように、出雲郡内でも遺跡の所在する斐川平野側ではなく、日本海側の現在の口御崎地区などに分布が想定される。しかし、本節で述べたように、『風土記』にみえる久佐加社・米坂社(2社)は『延喜式』の久佐加神社・同社大穴持海代日子神社・大穴持海代日女神社に相当することから、現下町[周辺]にも海部が分布したと考えられる。また、出雲郡の郷はすべて斐川平野に所在し日本海沿岸部に分布する事例はなく¹⁰、漁場は日本海側にあっても、日常的には斐川平野側に居住していた可能性もあろう。

このように、固有名詞十人名付札木簡にみえる氏族をみると、青木遺跡を中心として、距離で言えば半径2~3 km程度、郷名では、伊努・美談と隣接する杵築・神戸郷の中で考えられる氏族名が多いわけで、固有名詞十人名付札木簡を使用する行為が、郡にまで広がらず、郡の中の隣接しあう複数郷の単位で取まると考えられる。このことは、それが郷名であるか神社名であるかにかかわらず先の固有名詞の意味するところの検討結果とも重なりあう。なお、上記は一括出土の想定される固有名詞十人名記載木簡についての説明であるが、青木遺跡出土の他の木簡にみえる氏族名に広げても同様のことか指摘できる。

木簡記載の意味するところ

木簡の記載全体を考えたときには何が指摘できるであろうか。まず、先に(イ)としてあげたように、形状から付札木簡と想定されるにもかかわらず、添付された物品についての記載が全くみえないという特徴がある。このような特徴が生じたのは、木簡使用者が物品名・数量を記載する必要がなかったためであり、その理由はA自明である・B木簡の記載に当たって関心がない、あるいは物品数量は任意でよい、のいずれかであろう。

まず理由Aであるが、物品がむき出しのまま添付されていた可能性は低いので「みればわかる」ということではないであろう。また、数量は計量することによって得られるので、必要であれば物品の形が目視できたからといって不要にはならない。結論として品目・数量が一定であったことが可能性として残る。

次に理由Bであるが、木簡を添付することがある種の管理であるという前提に立つと矛盾する内容を持つが、木簡の製作自体が物品(あるいはその供出者)の管理を目的とするものではない可能性もある。

史料2 上谷遺跡の多文字墨書土器

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1.] 神郷 [| A103 竪穴住居跡出土 |
|] 真廿九日 | A109 竪穴住居跡出土 |
| 2.] 四日 [| A109 竪穴住居跡出土 |
| 3. 丈マ麻口女身召代 | A112 竪穴住居跡出土 |
| 4. 丈マ真里刀自女身召代二月十五日 | A112 竪穴住居跡出土 |
| 5. 丈マ口口身召代二月 | A112 竪穴住居跡出土 |
| 6. 丈マ稲依身召代二月十五日 | A112 竪穴住居跡出土 |
| 7.] 藩郡 [| A115 竪穴住居跡出土 |
| 8. 物部真依 延暦十年十一月七 | A116 竪穴住居跡出土 |

※1のみ上師器小形甕胴部外面、ほかは土師器坏体部外面横位に墨書。

底部の墨書記載省略(八千代市遺跡調査会2003より転載)



第108図 上谷遺跡の多文字墨書土器

史料2は多文字墨書土器の事例として著名な千葉県八千代市上谷遺跡の事例で、平川氏によると「身召代」を「身を召される代わり」として坏の中に物品が納められたとされる(平川2000)。この墨書の目的は、疫神等に対

し、供献を行うことを告知することにあるので当然物品や数量は基本的に任意でよく、少なくとも他者から管理されるものではないので、記載されない¹⁹⁾。

このほか、都城における大祓でも、木簡による祓対象者の明示が行われている。すなわち、大祓儀は「儀式」[延喜式]によれば、天皇の祓と諸官人の祓から構成されるが、朱雀門前の諸官人の祓は参加者が「男官女官之人、不限官人雑色及直」、皆可集祭、但卑人進封任意耳」(『令集解』神祇令大祓祭穴記)とされ、「儀式」によれば、祓が行われる前に官人の数について式部・兵部・中務省の録が「司司申留刀襦札若干枚申給止申」と官人の「札」の数を読み上げることとなっており、官人による「札」の提出が想定されている(三宅1995)。この「札」の内容は不明であるが、官人のある種の着到の札と考えるのが妥当であり(東野1977)、所属・姓名などが記され、祓対象者の明示が目的であったと推測される。ただし、百官人に対する祓の祓物は祓帳官が備えることになっており官人による物資の供出はなく、この札に付札的要素があったとは考えられない。このほか「延喜式」[儀式]など儀式書には他にも儀式に関わる参加者・奉仕者の着到の札が散見する(東野1977)。いずれも本例の様な付札状の木簡とは考えられないが、参加者を明示するため姓名を記す札が儀式・祭祀にあって作成される可能性は高い²⁰⁾。

先の上谷遺跡例も直接固有名詞十人名付札木簡と重ね合わされるものではない。すなわち、上谷遺跡例では、多文字墨書土器の廃棄行為は野方建物や単位として行われ、記載内容は遺跡として共通するものがあるが詳細にみると野方建物ごとに記載内容は異なっている(史料2参照)²¹⁾。これに対し、本遺跡の木簡は一括出上しており、そこには素材製作が複数機会あったのにもかかわらず共通する法量の規範が存在したり、記載行為自体については一時であったとしても、おそらく時間差と想定される廃棄単位ごとに異なる記載様式を持つという、集団による共同実施と木簡製作についてのより強い規制が読み取れるからである。したがって、物品数量は全くの任意であったとしても、集団による規制のもとに木簡が使用されていることは銘記しなければならぬ。

女性の供出者

記載の上での特徴のうち一つは、物品の供出者には名前からみて女性が含まれるということである。確実な事例として2号木簡の若乙女・4号木簡の吉備部細女・7号木簡の海部加津女がある。律令国家の収取制度のうち調・庸は男性を対象とするので、女性が含まれていることは付札木簡の使用はこれらの収取に関わるものでないことを示す。女性も対象になる収取制度としては田租・正税出挙の可能性が残る。このうち出挙については、三上喜孝氏によって茨城県石岡市鹿の子遺跡出土出挙帳と考えられる漆紙文書や石川県金沢市畝田寺遺跡出土木簡など、人別の出挙帳数量がわかる史料では人別40束の事例が多く、40束が「平均的な一人あたりの出挙額」であるとされるが(三上2003b)、同氏も述べるように実際の徴収数量は上述の史料例を含め、全く均一であることはない。田租についても、当然であるが田租量を定める実際の耕作戸数は戸別に異なっており(遠江岡浜名郡輪租帳「人日古」2-258-271)、また戸主は原則として男性であるので、両者とも先に述べたA数量が同一、B数量記載に関心がないということはほぼあり得ず、結論として本木簡群は律令国家の収取制度に直接関係するものではない。

記載内容を中心とした検討は以下のようにまとめることができる。

- (オ) 木簡は遺跡を中心とした半径2km前後、隣接する複数郷の人物によって使用されている。
- (カ) 物品の記載がないことは、物品の品目・数量が同じであるか、内容について関心がない、任意でよいことを示している。
- (キ) 女性の物品供出者の存在とから、律令国家の収取制度に直接関係する可能性は少ない。

以上の考察の結果、固有名詞十人名付札木簡は、女性も含む(キ)複数郷の人物が参加し(オ)、物品数量が同じであるか任意でよく(カ)、一括して廃棄される(エ)、律令国家の収取制度に直接関係しない(キ)何らかの行事によるもので、本遺跡では最低3回以上、ある程度連続して行われた(ウ・エ)、いるということになる。

付札木簡使用の場

このような要件を満たす行事として、儀制令にみえる春時祭田を取り上げ検討してみたい。春時祭田は、日本古代の村落祭祀を窺わせる史料として、義江彰夫・大町健氏ほかによって検討されてきた(義江彰夫1972-1978、大町1986)。なかでも、古記・古記所引の云の記述は、天平期の村落祭祀の実情を窺わせるものとして評価されている。この云の記載内容は下記のようにまとめられる。

史料3 『令集解』 儀制令春時祭田条

凡春時祭田之日集郷之老耆。行郷飲酒礼。(中略)古記云。春時祭田之日。謂國郡郷里每村在社神。人夫聚祭。若放祈年祭歟也。行郷飲酒礼。謂令下其郷家備設上也。一云。每村私置社官。名称社首。村内之人。縁公私事往來他國。令輸神幣。或每家量杖取斂福。出學取利。預造設酒。祭田之日。設備飲食。并人別設食。男女悉集。告國家法。令知。即以齒居坐。以子弟等充膳部。供給飲食。春秋二時祭也。此稱尊長養老之道。穴云。集郷之老耆。謂不必一郷也。假一郡之内。隨便宜往々有五六処耳。(下略)

- (1)「村」ごとに「社官」を置き、これを「社首」という(この社首が以下の行事をとりまとめると考えられる)。
- (2)他村に往来する人に神幣を納めさせる、あるいは「家」ごとに状況を斟酌して福を納めさせ、出挙し利を取り、酒を用意する。
- (3)祭田の日に飲食を設け、また別に食を設けて男女がことごとく集まる。
- (4)国家の法が告知され、年齢によって座につき、「子弟」が「膳部」となって飲食を供給する。
- (5)春秋の二回行われる。
- (6)このときに尊長養老の道が説かれる。

このうち、(4)・(6)については、儀式のイデオロギー的側面について述べたものであり、それが律令(国家)の意図であるのか否かにかかわらず、本木簡群の性格から直ちに論じうる状況でないで除外する。

残る部分について、以下論を進めるが、この云については、古記よりもさらに現実に即した記述が認められるという義江氏の見解に関わるものとして、「村」のように、律令及び明法家の解釈の中ではあまり使用されることがない語が散見されるのも特徴である⁹⁾。後述するように本条でも穴記では「郷」、跡記では「郷村」として「村」とはしない。このほか、「每家」の「家」も、律令上は戸と同義(戸令戸主・五条条ほか)であるが、『令集解』戸令五条条古記は「一戸之内、縱有十家、以戸為限。不計家多少也。」とするように、戸を離れた実態家族を指す場合もある語である。なお、神祇令諸國大祓条では穀物の供出について「戸別麻一条」とし、「家」の用語は使用しない。

さて、固有名詞十人名付札木簡の分析によって得られた性格として、(カ)が(2)に、(キ)が(3)に対応すること、また(エ)一括しての廃棄も、先に示した多文字墨書土器にみえる竪穴遺物単位の供獻祭祀よりも、このような一般に村落共同体全体での祭祀と考えられる行為に伴うと考えると理解しやすいことはいうまでもあるまい。

最後に、(カ)の行為に関わる集団の範囲について、木簡群からは複数郷に渡る範囲を抽出できた。春時祭田については、まず一云の元となる古記では「國郡郷里每村在社神」と表記されているが、これは平川氏が整理されたように六国史・行政文書等では、村の表記に当たっては〇〇國△△郡□□郷××村(郷里制の里省略)と表記されることと同じ表現であり、村の存在は郡郷里の枠組と異なる次元にあることを示していると考えられる(吉田1983・平川2003b)。

一方で、小倉慈山によって指摘されているように(小倉1994b) 令文の「集郷之老耆」について、古記・一云と異なり、「村」を使わずに説明を行い、「謂不必謂一郷。假一郡之内。隨便宜往々有五六処耳」と説明している。この両者は一見すると異なる印象を受けるが、先に述べたように「村」を使う古記・一云と國郡郷を使う穴記の注釈書の性格によるもので、両者の述べるところはほぼ一致し、春時祭田に「郷之老」が集まる範囲は、國郡郷里とは異なる範囲で、かつ一郡全域に広がるものではないこと(穴記)になる。これは、木簡の固有名詞や氏族名

から抽出された状況とまさに合致するものである。

小 結

青木遺跡出土の固有名詞十人名付札木簡の使用を考えると、儀制令葬時祭田条にみえるような、国郡郷里と直結しない在地の集団が執り行う、女性も参加し、提供する物資も任意あるいは一定の、いわば共同体的色彩、祈念する祭儀的な要素の強い物資の集積に当たって作成され、荷札の機能を果たしたものと評価することができよう。

4. 出土遺構、廃棄単位からみた木簡群と遺構の性格

青木遺跡の86点の古代木簡の出土地点は第109・110岡の通りである。

木簡の出土した遺構はⅠ区のスX01・10・50・SD16・23・28・32、Ⅳ区のSB02木簡溜まりであるが、このうち、1～2点のみ出土のスX01・SD23・28・32については、第8章の個別の木簡の性格以上に論ずることは難しいので除外し、残りの遺構について木簡群の性格を検討する。

Ⅰ区SX10出土木簡の様相

第2項で触れたように、10点中9点が固有名詞十人名付札木簡であり一廃棄単位を構成する。出土木簡の特徴はそのまま固有名詞十人名付札木簡の特徴となるので繰り返さないが、他の遺物出土状況などは特に集中することがなく、廃棄土坑としての性格は薄く窪地に自然要因によって堆積した可能性もあるとされ。ただし、固有名詞十人名付札木簡については法量や下端を折損する遺存状況など明らかな同質性が認められるので(第2項参照)、木簡自体は一括廃棄されたと考えられる。むしろ、後述するSX50のような一般的な廃棄の行われる場所でないところに集中していることが重要である。

Ⅰ区SX50出土木簡(SB05周辺)の様相

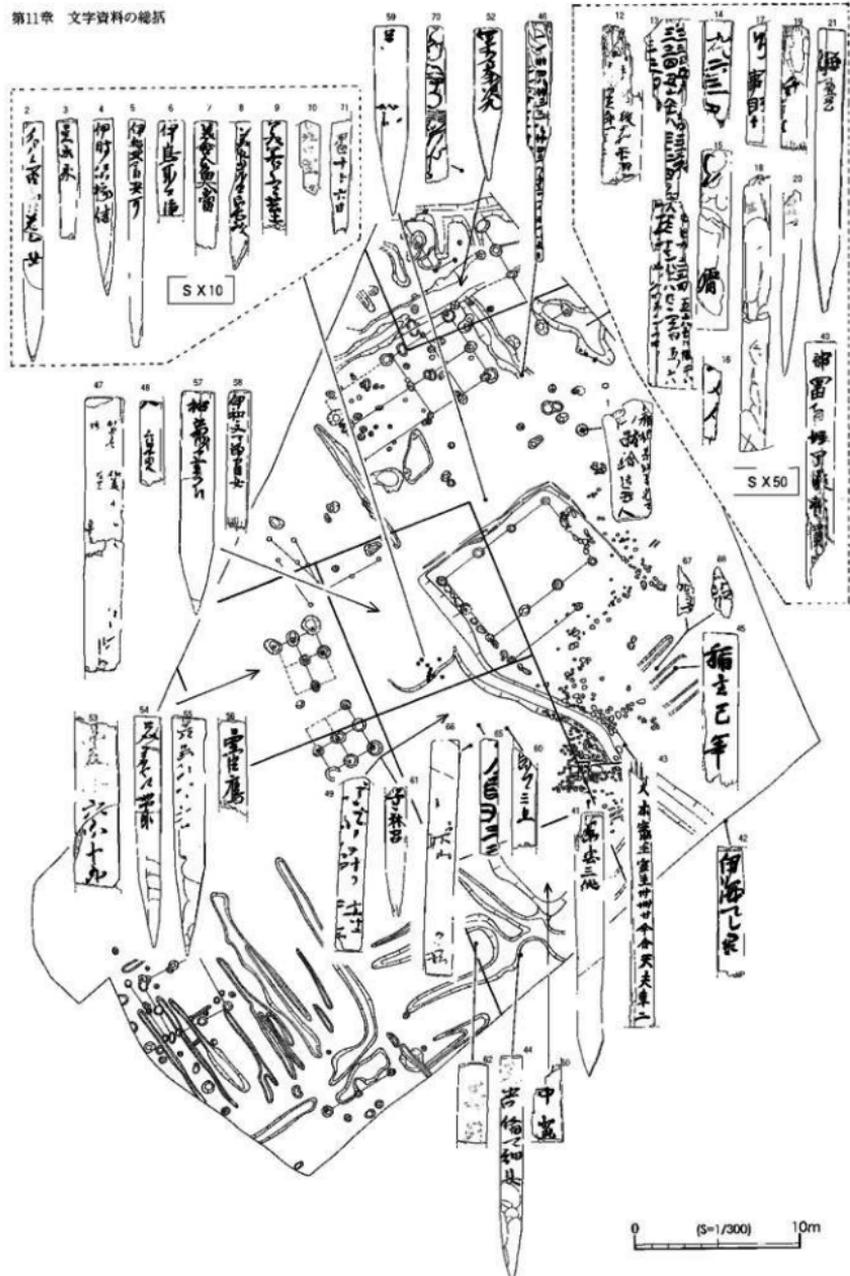
SX50出土木簡はSX10と異なり、削り屑を含めて29点中、固有名詞十人名付札木簡は2点のみしか確認されていない。一方で、13号・14号木簡のように、数字を繰り返し書き連ねることで、数字を割り振られている何かを検定した木簡(以下、検数木簡と仮称する)が複数含まれているほか、12号木簡も、「去年」「五人中廿」などの文言と厚さから、大型の記録木簡であったと推測される。他の木簡については断片的な資料が多く、内容は不明というよりは、削り屑はいずれも固有名詞十人名付札木簡の部分構成するものではないようである。

SX50の木簡以外の出土遺物には形代・木簡状木製品のほか、下駄・楯扇・羽物・曲物・紡織具・建築部材など多種多様な木製品が出土しており、廃棄土坑であるとされる。これに従えば、SX50出土木簡は遺跡における一般的な・日常的な使用を反映していることになり、そこからは、年を越えた帳簿上の記載(12号木簡)、検数(13・14号木簡)の機能が推定される。なお、検数木簡で確認されている数字は1～12であり、月(月別に行われる何か)に関わるである可能性があることを指摘しておく。また、2例のみではあるが、固有名詞十人名付札木簡も出土している。このことは、固有名詞十人名付札木簡が、本遺跡Ⅰ区で行われた一般的な・日常的な業務と全く無関係であったり、別な場所で本来使用され、その後移動し廃棄だけ本遺跡で行われたものでないことも明らかである。

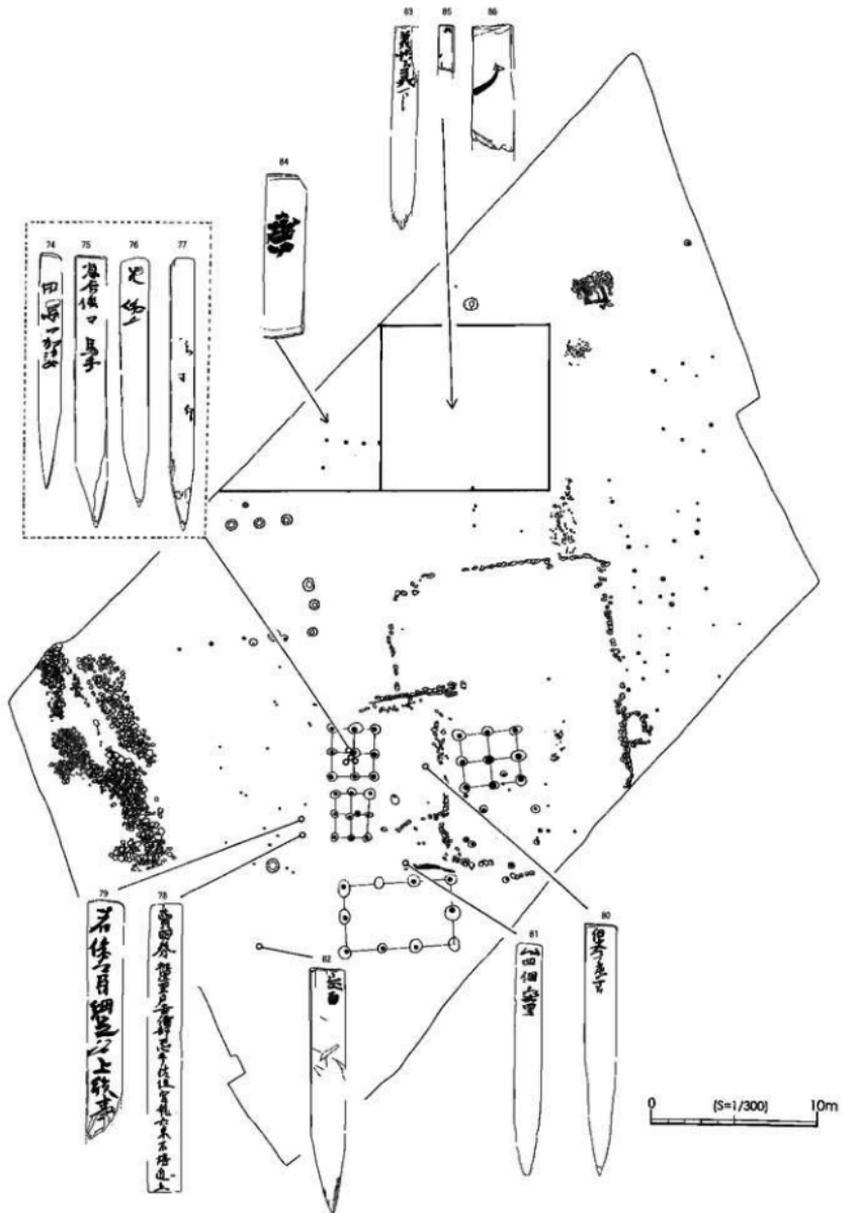
間接的にはあるが、SB05周辺の遺構出土としてSD32の46号木簡をあげることができる。この木簡はいわゆる封緘木簡への転用を企画した九九木簡である。このSD32はSB05と同方位のSB04東側に位置し、SD32・SB02はともにSD31に切られていることから、SB04・05と同時期である可能性がある。九九木簡・封緘木簡は数量の計算や、紙文書往来に關係するものであり、SX50出土木簡群の機能に関わるものとみて大きな矛盾はない。

Ⅰ区SD16出土木簡の様相

SD16はⅠ区石殿井戸に隣接する溝で3点の木簡が出土している。また、石敷き井泉遺構SE01もほろ斎時寺に機能していたと考えられるので、グリッドG15出土の50号木簡もSD16出土資料に加わる可能性がある。これらの木簡は特にまとまった出土傾向は見せておらず、内容的にも固有名詞十人名付札木簡2点、密書木簡他1点であり、SB05周辺から流れ込んだものとするのが妥当であろう。



第109図 I区木簡出土位置図(遺構・包含層)



第110図 IV区木簡出土位置図

IV区SB02木簡溜まり周辺出土木簡の様相

IV区SB02木簡溜まりと、その下流位置から出土した木簡については第2項で触れたように、同様の法量・文字の記載位置であり、遺存状況も類似を示していることから、本源的には一括的に廃棄されたものと推測される。ただし78号木簡で論じたように、埋没直前の状況は水辺に位置するような状況が推定され、全体に完形品ながら遺存状況が悪いことから、IV区北方から流水によって供給されてきた資料である可能性が高く、そのために平面位置としてはSB02に集約されず、やや拡散する様相を呈している。木簡の多くは固有名詞十人名付札木簡であったが、その他に78号木簡・79号木簡のように水田の管理や賃租、「税」(出挙のこと)の徴収に関わる木簡、82号木簡の「穴白」のように農耕儀礼の饗宴に必要な物品の付札と思われるものもある(三上2003)。また、出土文字資料としては扱っていない木簡状木製品(第15章第11節参照)も同じような遺存状況を示しており、これらに含まれ、同起源の資料であろう。

売田券木簡と税に関わる木簡について

固有名詞十人名付札木簡と同起源の資料と考えられる売田券木簡(78号木簡)はどのような状況での使用が想定されるであろうか。木簡自体から推定されることは第8章第3節の木簡の詳細で述べたとおり、A～Cの3様が考えられるが、いずれの場合も売田券の作成に関わるものであり、木簡記載内容の省略の程度から、郡以下のレベルで機能したと考えられる。同じく79号木簡は、上税に関わる人物への支出(月料)を記載した記録木簡と考えられる。売田券木簡も佐位宮の税の進上が行えなかったことによる賃租とみれば、全体としてIV区出土木簡の起源となった廃棄を行った部署には「税」(出挙)の管理を行う機能も関係していたと考えるべきである。

その他の出土木簡の様相

最後に、上記遺構以外の木簡の様相を簡単に述べておく。SD28出土の木簡は「[年]」の記載を持つもので、12号木簡の「[去年]」記載同様、年をまたがる記載である。周辺からは67・68号木簡が出土するが断片的な資料であり詳細は不明である。SD16・23出土例は固有名詞十人名記載木簡である。このほかI区出土資料をみるとSB05の西側、グリッドE15・F15・G15からは歴名風の木簡(47号木簡)、「田人」のみえるもの(48号木簡)、検数木簡(49号)など、記録に関わる木簡が多く出土しており、SX50(これ自体はSB04の東側に位置する)と性格が類似することからSB05でこれらの木簡が使用されたと考えるのが妥当であろう。一方、固有名詞十人名記載木簡については、グリッドE14～16に多くみられることから、このあたりに一括廃棄されたものが拡散した可能性もあろう(第10章参照)。また、第2項で触れたように、形状が異なり年代も新しいと推測させる「丈木奈次丸」木簡(52号木簡)のみは離れてC16グリッドから出土している。

小 結

以上、出土遺構や廃棄単位ごとに木簡群の性格を検討していくと、固有名詞十人名付札木簡を中心としたものと、記録木簡を中心としたものに分別することができ、後者はI区SB05周辺にほぼまとまりを検出できた。したがってSB04で数字の照合(検数木簡)や木簡の破棄・再利用(削屑)、人数の把握や采配(47・48号木簡)、経年事務(12号木簡)、文書のやりとり(46号木簡)が、日常的に為された、と評価できる。

一方、固有名詞十人名付札木簡はSB05の西側の窪地(SX10)ほか、推定IV区の北側など遺跡の周辺も併せて数カ所に廃棄されていたと推測させる。このことは固有名詞十人名付札木簡の取り扱いが複数の場所で行われたと第一義的に評価することができるが、廃棄単位を検出できたSX10の事例がほほ他の廃棄遺物を持たない木簡のみの廃棄単位であることからすると、SB04で行われていた日常的な文書事務とは異なる次元、おそらく固有名詞十人名付札木簡のみが単独で使用される、非日常的機会にこれらがまとめて廃棄されたと推論を進めることが許されよう。

5. おわりに一木簡からみた青木遺跡の機能一

以上、2～4での検討の結果をまとめれば、以下ようになる。

固有名詞十人名付札木簡は、付札ながら、物品・数量の記載がなく、物品数量が同一であるか任意である物品の供出に伴って使用された一般でいうところの荷札で、この荷札の付けられていた物資が使用されたときに外され、一括廃棄されたと考えられる。この廃棄は、SB05を中心に行われているが、IV区の北側、遺跡の調査班以外でも行われており、木簡の形状などから類推しても、ある程度の期間に繰り返し行われたと考えられる。

この行事の名称は厳密には不明であると言えないが、その構造的性質は木簡記載から窺えるように、租税的な徴収・管理要素を含むものではなく、共同体的あるいは、祈念する祭祀的な要素を持つと言え、現在古代史の文献資料でみえるものとしては、儀制令春時祭出条にみえる農耕儀礼に伴う飲食儀礼がそれに類似する。ただし、この類似は、行事の物資調達面における構造的性質の類似であり、同様の構造を持ちさえすれば、木簡からは窺えない祭祀行為そのものの内容が春時祭出とは全く異なっても何ら問題はない。すなわち、木簡の分析からたとえば、豊年祈願の予祝的行事が行われた、と論証するものではない。

ただし、固有名詞十人名付札木簡そのものからは言及できないが、農耕儀礼に伴う飲食儀礼が行われた可能性は高い。I区の川上木簡には、男女の人数を記載したものの(51号木簡)、「出人」のみ見えるもの(48号木簡)、匿名様のもの(47号木簡)、また、SX01川上の「稲祀」「祝」のみ見える木簡(1号木簡)等がみえ、IV区の「穴百」も古語拾遺に「田人に牛穴を食わしめき」と見えることを念頭に置けば(義江明子1996・三上2003a)、青木遺跡の木簡には農耕に伴う飲食儀礼に関するものは多く確認できることからその可能性は高いだろう。

一方で、I区のSB05では日常的に文書を使った事務処理が行われたことも、SX50川上木簡を中心とした記録木簡・削り屑、事務処理を補助する九九木簡や封緘木簡上木製品の川上からみて確実であると考えられる。特に検数木簡や九九木簡は、数量の管理・物品の管理を行う実務の部署の存在を窺わせる。

以上が、青木遺跡I区IV区について木簡から窺える機能であるとすれば、IV区川上木簡は調査区周辺(主に北側)の機能を推測させるものである。固有名詞十人名付札木簡は農耕に伴う共同飲食儀礼の広がり、IV区の北側も機能的に連続した遺跡である可能性を示し、先出券木簡は、税の管理、及び水田の管理を行う部署の存在を示しているといえるであろう。

そしてこのような木簡群を生み出した上体については、第2項で明らかにしたように、青木遺跡を中心とする半径2～3km程度の範囲に取りまり、当時の郷を超えた範囲であるが、郡域全体に広がるものではない範囲の人々であった。

【註】

- (1) 狩野久氏より指摘を受けた。
- (2) 付札木簡のうち、米の品種を記した木簡については、文字情報だけでなく付札の形状が米の品種を明示する機能があった可能性が指摘されている(平川2003a)。本付札木簡は基本的に同型式(051型式)で、その他の差異については先に述べたように基本的には時間的差異によるものと考えている。
- (3) 木簡の記載者が誰なのか(物品の提供者と同一であるのか否か)、また木簡がいつ物品に添付されたのかについては明確にしないため、「提供された物品の保管場所にて保管管理者が木簡を製作・添付した」という可能性もある。この場合、木簡は製作時から空間的には全く移動しないことになるが、物品提供時の状況を時間経過の中で記録するために機能するもので、やはり物品の出自を示す札となる。
- (4) 木札に墨書を施すことによって完成する木簡の製作段階のうち、木札の成形段階を素材製作(段階)、木札に文字を記す段階を記載(段階)とする。なお、素材製作者と記載者は同じであるとは限らず、むしろ全く無駄なウラ面の調整を行っている資料については別人であると考えべきである。
- (5) 本稿で参照している山中草氏の分類では(山中1992)、ケズリ技法はキリ・オリ技法を用いないものとされるが、キリ・オリのち丁寧なケズリを施すことでキリ・オリ技法の痕跡が残らない事例もあると想定される。
- (6) ただし、このケースも、個人を分別するものではなく、木簡素材の状況により生じるものである可能性は否定

できない。例としては、上端のケズリは縮圖にキリ・オリすることの困難な厚い木筒に多くみられる。ただし、このように考えても、木簡素材となる木の厚さのばらつきは、製作時期の差を反映する要素とはなるであろう。友田那々美2003も参照。

- (7) なお、記載の文字数は固有名词十人名のため5~7文字に収まり、大きな影響はないと考える。
- (8) 東野治之氏の指摘による。
- (9) このほかに60号木簡も似た傾向を持っている。
- (10) 宇夜の地名はこの後中世・近世に連続して確認でき、現在の宇夜谷を古代の宇夜江・里の遺称地と考えて問題ない。
- (11) 陽部郡誌郡については藤原宮木簡に「榑榑評乃呂志里」(野々村2001)がみえ、これは『風土記』にみえる乃呂志浜と同じ名前である。しかし乃呂志浜はきわめて狭小な浜で、乃呂志村も斐川平野側の谷に存在しており、日本海側に里の拠点があったとは想定できない。なお『風土記』段階では乃呂志郷は存在しない。
- (12) この種の多文字墨書土器では、地名・人名は記載されるが、供された物品名の記載された事例は千葉県八千代市権現後遺跡の1例「甘魚」(千葉県文化財センター1984)しか知られていない。
- (13) このほか、知識瓦の人名ヘラ書きなども、書かれた瓦自体が供献物で自明であるということもあるが、同様の側面を持っていると推測される。
- (14) このことはあくまでも相対的な評価であるので、平川氏の指摘する多文字墨書土器の使用が文書行政の延長にあることや、様式の伝播(平川2000)を否定するわけではない。
- (15) 鬼頭清明氏によれば、律令では本条のほか、戸令為里冬古記に「大村」がみられる(鬼頭1989)。

【参考文献】

- 朝山皓1999「出雲国の式内社」『出雲国風土記とその周辺』島根県教育委員会(初出1952)。
今泉隆雄1998「貢進物付札の諸問題」『古代木簡の研究』吉川弘文館(初出1978)
瀬永貞三1976「古代史料論」『岩波講座日本歴史』25 岩波書店
大町健1986「村落首長の支配と収取」『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房
小倉慈司1994a「8世紀における神社行政の展開」『史学雑誌』103-3
小倉慈司1994b「古代在地祭祀の再検討」『ヒストリア』144
加藤優1983「奈良・藤原宮跡」『木簡研究』5
鬼頭清明編1989「『村』の關係史料抄」『国立歴史民族博物館研究報告22』
佐藤啓1997「古代隠岐国と木簡」『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館(初出1983)
杉本一樹2001「律令制公文書の基礎的観察」『日本古代文書の研究』吉川弘文館(初出1993)
谷1「明神2000」『木簡』『上荒屋遺跡Ⅳ』金沢市教育委員会
東野治之1977「奈良平安時代の文献に現れた木簡」『正倉院文書と木簡の研究』塙書房(初出1974)
友田那々美2003「古代荷札木簡の平面形態に関する考察」『木簡研究』25
野々村安浩2001「榑榑關係木簡をめぐって」『上石堂平古墳群』平田市教育委員会
平石充2004「出雲西部地域の権力構造と物部氏」『古代文化研究』12
平川南1989「地方官衙における文書の作成・保存・廃棄」『漆紙文書の研究』吉川弘文館
平川南2000「古代人の死」と墨書土器『墨書土器の研究』吉川弘文館(初出1996)
平川南2003a「種子札と古代の稲作」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館(初出1999)
平川南2003b「古代における里と村」『国立歴史民俗博物館研究報告108』国立歴史民俗博物館
三上喜孝2003a「文献史学からみた墨書土器の機能と役割」『古代官衙・集落と墨書土器』奈良文化財研究所
三上喜孝2003b「古代の出挙に関する二、三の考察」『日本律令制の構造』吉川弘文館
宮城栄昌1957「神社配列からみた神名帳の成立」『延喜式の研究 論述編』
山中章1997「考古資料としての古代木簡」『日本古代都城の研究』柏書房(初出1992)
吉田孝1983「律令時代の氏族・家族・集落」『律令国家と古代の社会』岩波書店
義江彰夫1972「律令制下の村落祭祀と公出挙制」『歴史学研究』380
義江彰夫1978「儀制令春時祭田条の一考察」『古代史論叢 中』吉川弘文館
義江明子1996「祭祀と経営」『日本古代の祭祀と女性』吉川弘文館
〈報告書〉
八千代市遺跡調査会2003「千葉県八千代市上古遺跡(仮称)八千代カルチャータウン開発事業関連埋蔵文化財調査報告書Ⅱ」
千葉県文化財センター1984「八千代市権現後遺跡—苜田地区埋蔵文化財調査報告書Ⅰ—」

第2節 墨書土器の様相とその機能

本節では第9章で扱った墨書土器・刻書・ヘラ書き土器についての事実記載と墨書土器の基礎分析を受けて、墨書土器の用途や使用背景を検討する。

1. 生成～廃棄過程の分析による墨書土器機能の再検討

墨書土器検討の諸様相

墨書土器は文字資料としてみた場合、すでに指摘のあるようにその記載内容はきわめて簡略、ほとんど1文字あるいは一語であり、それ自体を単独で取り出して理解することは困難である。したがって記載内容について、墨書土器がどのように使用されたのかを検討することなしに文字の意味のみを抽出して想像しても、記載された文字の理解を誤る可能性がある(半川2006b)。このように本来は文字内容を念頭に置きつつ、それぞれの墨書土器の生産から廃棄までについて検討し、そこで得られた特質を文字にフィードバックさせて、文字内容・墨書土器の用途を確定していくことが望ましい。もちろん、遺跡出土の1105点の墨書土器すべてについてこのようなことが可能になるわけではないので、論理的前提としてまず同じ「○」記載の墨書土器が同じ用途の墨書土器群を形成していると仮定し、そのグループを解析することで、墨書「○」土器の生成・使用・廃棄を検討する。

なお、第9章第1節で述べたように、土器全体における墨書土器の比率は約1.4%であることから、墨書土器の周辺には、墨書はされないが同じ機能を持った土器群が存在していると考えられる。しかし、そのような土器群を確認する手段として有効な良好な一括資料が殆ど青木遺跡では見られないことから、上述の周辺土器群の抽出・検討は困難といわざるをえず、以下その存在は想定するか論究はしないこととしたい。

さて、墨書土器群として検討に堪えうる資料は、当然同記載の墨書土器が多数見られる第9章で多数墨書土器・主要墨書土器とした資料である。なお、後述するように、考察の結果同じ文字が記載されていても著しく使用状況などほかの要素が異なる場合、論理的な前提として仮定した文字内容区分による第1義的な同性質の土器群は存在しない、と結論されることもある。

墨書土器生成時の情報

墨書土器は、木簡と異なり、文字の書写材料として土器が選ばれているという側面はきわめて少ない⁹⁾。特に青木遺跡出土墨書土器のほとんどを占める、蓋の内面、坏皿の底部外面、高坏の脚部内面に記載のなされる事例は、供養具としての土器本来の用途を妨げずに記されていると考えられるので、そこに施された墨書は、まさに土器に用途・目的・意味などを新たに付加するために記されたものと意義づけることができる。すなわち、墨書行為とその土器の使用は密接に関連しているとするべきであり、言い換えれば墨書されることによって、土器は新たな要素の付加された墨書土器となる。これは当然自明のことではあるが、要するに墨書土器が生成(生産)されるのは墨書された時点であるといえる¹⁰⁾。

したがって、まず墨書についての情報、本書で触れるところであれば、文字内容・字形・墨書土器の種類・器種・土器の年代・記載部位を墨書土器生成時の情報であるとする。

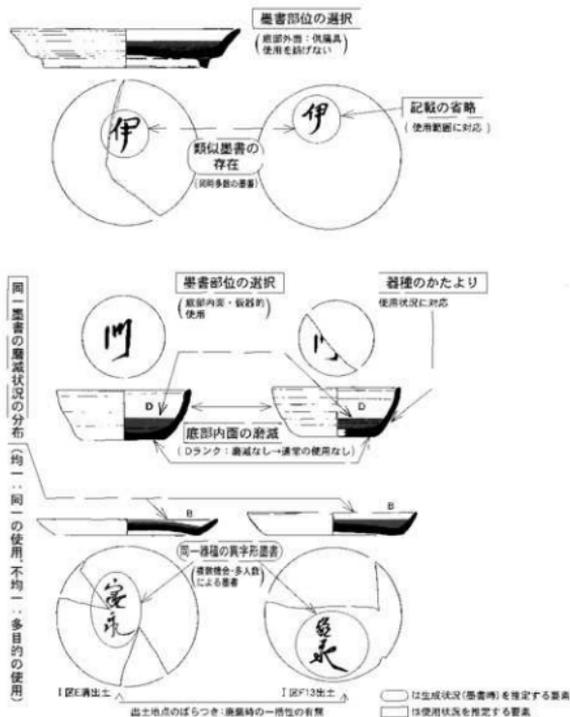
墨書土器使用時の情報

墨書土器使用時の情報としては、当然土器の使用痕跡があげられる。また、墨書の情報の中でも、墨書の薄れ具合や追筆・異筆の存在、また例えば墨書が底部内面への墨書は通常の利用の妨げになる→通常でない土器使用が想定されるなど、生成時の情報も当然使用時の状況を予定したものである¹¹⁾ので、副次的に利用することができる。なお、(墨書)土器生成・使用が廃棄と同義である事例も想定される。

墨書土器廃棄時の情報

廃棄時点の情報、出土位置・出土状況・土器それぞれの破損状況などが廃棄時の情報となる。ただし、第9章第

3節で述べたように、青木遺跡では、廃棄時点の状況を示す良好な資料は少ないので、特記すべき事項があるときのみ記載する。



第111図 墨書土器に現れる生成～廃棄時の要素

2. 多数墨書土器・主要墨書土器の生成～廃棄過程の様相

では、多数墨書土器・主要墨書土器それぞれは生成～廃棄にかけてどのような特色を有しているのだろうか。以下、多数墨書土器・主要墨書土器について見ていきたい。それぞれの墨書土器についての基本的性格は第40表にまとめてあるが、詳細については第9章第2-3節を参照のこと。

墨書土器「伊」

生成時：須恵器への記載が多いが、土師器も若干見られる。器種は杯・皿がほぼ半数ずつであり⁹⁾、ほかに高坏脚部内面の記載もあることから、須恵器供膳具のセットに墨書されたと考えられる。複数の字体を有し器種毎にいわゆる同筆の墨書と考えられる類似墨書土器が見られることは(第9章第2節)、おそらく多数の供膳具セット用土器が器種別にそろえられ、器種単位で分業的に墨書行為が為されたこと¹⁰⁾、すなわち多数の墨書供膳具セットが同時に生成されたと考えられる。ただし、土器自体の年代にはある程度幅があるので、上述の墨書供膳具セットの生成は繰り返し行われたと考えられる。

第40表 多量・主要墨書土器の概要

		多量墨書土器				主要墨書土器											
		伊	家永	秋水	廣方	伊努	伊十〇	美談社・美社	美	三	田日	田門	中	中北	長田	縣	物爪
出土点数	I区出土点数	257	58	59	22	5	15	14	5	15	22	13	7	7	0	1	0
	IV区出土点数	7	2	1	5	3	1	14	0	0	7	0	3	2	13	7	8
	出土総数	264	60	60	27	8	16	28	5	15	29	13	10	9	13	8	8
種別・器種	須恵器 坏	43	13	0	7	3	5	7	2	0	1	6	3	0	6	4	1
	須恵器 皿	22	11	0	1	1	1	3	0	2	0	0	0	0	1	0	0
	須恵器 高坏ほか	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	須恵器 蓋	57	5	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0
	須恵器 合計	228	59	1	27	7	14	15	5	7	11	12	10	0	13	5	4
	土師器 合計	36	1	59	0	1	2	13	0	8	18	1	0	9	0	3	4
	字形と類似墨書	字 形	4	2	2	2	—	—	—	—	—	2	2	—	1	3	3
須恵器 摩耗度	類似墨書(同筆)	○	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	○	—	—
	須恵器 摩耗度 A	1	0		0	0	18	14	25		0	0	(1)		0		
	須恵器 摩耗度 B	54	47		38	(1)	46	50	25	(3)	70	38	(1)		8	(3)	
	須恵器 摩耗度 C	40	37		41	(3)	36	27	50	(1)	20	41	(2)		31		(3)
	須恵器 摩耗度 D	5	16		21	0	0	9	0		10	21			61		(1)
出土状況	まともあり			○											○		○
墨書土器の類型		B	B	B	B	A/B	A	A	A/B		B	C		B	C	C	B

※1 字形は確認されている字形の類型数を表示。

※2 類似墨書(同筆)は確認できるものを○としている。

※3 須恵器摩耗度は5点以上の資料については%、4点以下の資料については(点数)で表示。

※4 墨書の類型は本節3. 墨書土器の類型とその評価を参照。

使用時：摩耗痕跡については、4割がBランク、一定程度使用されている状況で、異筆・別筆の存在や転用痕が見えることなどから、使用された土器から墨書土器が生成されたか、あるいは墨書土器として一定期間利用されたことは確実である。一方で、使用痕跡の見えないもの、大変よく使用されたAランクのものも見られず、まとめれば、均質に使用された土器群の使用状況を示している⁹⁶。このことは、多数供膳具セットがほぼ同様の使用条件にあったこと、一番想定しやすいのは同一機会に使用された結果と考えられる。

廃棄時：廃棄は「伊」以外の墨書土器と全く同じ広がりを持っており、特定の廃棄状況は見受けられない。これは、墨書供膳具セットの使用が絶えず一定期間行われた結果と考えると理解しやすい。

墨書土器「家永」

生成時：ほぼ須恵器のみの記載であるが、器種は坏・皿がほぼ同量、高坏が見られ、墨書土器「伊」に類似する。一方で蓋が見られないのは、須恵器の蓋が器種として消失している時期によるものとする事ができる。多様な字形が存在することから、墨書機会が一時であったとは考えられず、墨書が繰り返し行われたことは確実である。資料点数は「伊」に比べると少ないが、これは墨書土器の存続期間がほぼIV期に限られることを念頭に置くと、「伊」ほどではないが相応の墨書がされたと考えてもよいであろう。なお、稜碗(0290・0291)の資料に見えるように、同一器種といえども字形が異なる点が「伊」とは異なり、複数の人物による供膳具セットそれぞれへの墨書が考えられる。

使用時：摩耗痕跡は「伊」に類似し、45%がBランクである。ただし、「伊」よりはDランクが多く確認されるのは後述の「廣方」に類似する。

廃棄時：これも「伊」同様、墨書土器全体の出土傾向と変わることがなく、特定の廃棄状況は見受けられない。

墨書土器「秋水」

生成時：墨書土器「秋水」は器種が土師器環・皿に限定され、字形も特徴的な1字形にはほぼ限定され、上述の「伊」「家永」とは異なる。各種の器種から構成される供養具セット全体に墨書された可能性はなく⁹⁾、土師器環皿類の機能に沿って墨書された特定の意味を持つものと推定される。おそらく、多くは一時に土師器環皿に墨書されたと推定される。ただし、若干ではあるが同じ器種の異なる字形も確認できるので、追加で、あるいは別な人物による墨書があったことも確かである。

使用時：土師器の使用痕跡については明確な分析ができなかったため不明である。

廃棄時：間接的にはあるが、墨書土器全体と異なる特定地点へのまとまった廃棄が確認される。

墨書土器「廣方」

生成時：断片的な資料が多いが、字形は特徴的な1字形が卓越し「秋水」に類似する。ただし、器種自体にはある程度ばらつきがあるようで、須恵器供養具のセットに 時に墨書された可能性がある。なお、少量ながら若干異なる字形が存在するのも「秋水」に類似し、追加的な墨書があったと推定される。

使用時：36%がBランクであり、「伊」「家永」と類似するが、Dランクの資料も定量見られ、「家永」に類似する。

廃棄時：これも「秋水」同様に間接的にはあるがまとまった廃棄が確認される。

墨書土器「伊努」

これについては次項3. 墨書土器の類型とその評価にて述べる。

墨書土器「伊」+○

生成時：資料点数は16点と少ないが、器種にはばらつきがある。一方で土器の時期はⅠ期～Ⅲ期にかけて比較的長期にわたり存在している。また、墨書内容は単一でなく「伊」+○の○はそれぞれ異なるので、実際にはまとまりのない資料群、つまり論理仮説としての「伊」+○の土器群は存在せず、その都度何らかの理由で墨書されている可能性が高い。

使用時：摩耗状況についてみると、Dランクは見えないが、A～Cランクがそれぞれ存在し、使用状況についての斉一性が見られない。これも「伊」+○の墨書土器が、廃棄に至るまでよく使われる個体もあればあまり使われない個体もあったこと、多種多様な使用があったことを窺わせ、上述のように実際にはまとまりのない資料群であることを補足する。

墨書土器「美談社」「美社」

第9章第3節の検討の結果を受けて、文字の上下端の欠落する「美」「美」も「美談社」「美社」の一部として検討する。

生成時：須恵器土師器が共に見られるがこれは時期(Ⅳ期を含む)に関わる問題として理解できる。次いで器種のまとまりであるが、特定器種へのまとまりは認められない。では、「伊」「家永」同様に須恵器・土師器を含めた供養具セットに墨書が為されたかという、墨書の時間幅が大きく(Ⅱ～Ⅳ期)、種別・器種も限定されないのに墨書点数が少ないこと、次に述べるように摩耗痕跡にばらつきがあることからして、その可能性は少ない。

むしろ、状況は「伊」十〇に類似しており、「美談社」「美社」は時々異なる目的で異なる器種に記された墨書であると考えべきであろう。

使用時：須恵器の摩耗度はA～Dランクがそれぞれ存在する、斉一性の少ない資料である。また0424・0428のように別筆で「門」を記す資料が存在するが、すべてが「門」の記載をされているわけではない。

廃棄時：出土状況に特定地点への集中は認められないが、Ⅰ区Ⅳ区共に出土が確認される。

墨書土器「美」

ここでは「美談社」「美社」になることのない「美」「美」の資料を扱う。須恵器の摩耗痕跡についてはわずから点の資料であるが「美談社」「美社」同様にA～Cランクがそれぞれ確認されるが、出土は「美談社」「美社」と異なりⅠ区からのみの出土しか確認されていない。

墨書土器「三」

点数が少なく評価は難しいが、Ⅰ点Aランクが見られるものの、Dランクは見られず、ある程度使用された一群として理解できる。Ⅰ区からのみ出土する。

墨書土器「美」の取り扱い「美談社」「美社」と「美」には、同様の摩耗状況と異なる出土状況が認められる。一方で出土状況ではⅠ区からのみ出土する点で「三」に近い。後述するように「美談社」「美社」と「三」の関係は文字を省略して記載したのではなく用途が異なると考えるが、資料数が少ない現状ではため、どちらに類する資料であるか確定しがたい。

墨書土器「門」

生成時：全13点のうち4点はほぼ同型の須恵器坏に同一字形の類似墨書にて記されており、同一人物による複数墨書は確実である。また同じ記載様式で別字体の資料もあり、複数機会、同じ規制の下で墨書がなされている。また器種もほぼ須恵器坏に限定されていると見られる。

使用時：須恵器資料の大部分は、殆ど使用痕跡のない底部内外面に墨書されている。使用痕跡のない底部内面への墨書は、上器あるいは墨書土器としての利用目的が、通常の供養具としてのそれとなく、仮器としての利用にあったことを示す。

廃棄時：すべてⅠ区出土で墨書土器一般と同様である。

墨書土器「田日」

字形は類型が確認されるため、複数機会あるいは複数人による多量の墨書が推定される。

墨書土器「中北」

土師器坏加類に限定され類似墨書も見られることから、限定された用途で特定機会にまとめて墨書された可能性が高い。

墨書土器「長田」

生成時：すべて須恵器であるが、資料は断片的で器種との関係は不明である。字体にはⅠ～Ⅲ類に分類されそれぞれ複数確認されるから、複数機会あるいは複数人によって多数の墨書が行われているが、「長」α類の字形は無高台の坏(0970)と蓋内面(0977)に見られることから、単純に器種毎に墨書が行われたのではない。

使用時：須恵器の摩耗状況はDランクが多くBランクも殆ど見えないことから、一般的な使用頻度は低い。

廃棄時：Ⅳ区の程度限定された範囲から出土することから、間接的に一括的廃棄が想定される。

墨書土器「蘇」

生成時：断片的資料が多く、器種などの断定は困難である。字体は2類型が確認され、0697・0998は類似墨書であることから、複数機会・複数人によって多数が墨書されたと推定される。また、0999は0993などと同じI類であることからすると、種別によって書き手が別れていたと断定することはできない。

使用時：須恵器の摩耗度はBランクが多いが、墨書は須恵器土師器ともI区出上の土器の年代も異なる点(0599)を除き底部外面に墨書されている。墨書土器として供膳具利用がなされたと考えられるが、底部外面への墨書は他の事例と明らかに異なり「門」同様の仮器的性格を認めてよいと考えられる

墨書土器「物爪」

須恵器土師器が共に見えるのはIV・V期の資料を含むからであろう。摩耗痕跡は少なく、旋築はIV区の設定場所に因る傾向が見られる。病的状況が推測される。

3. 墨書土器の類型とその評価

上述のように生成～廃棄に至る過程が分析できた多量墨書土器・主要墨書土器は、さらに次のA～C類型に分類、集約することができる(第4表参照)。

A類型

まとまった量の土器に一時に多数墨書されることはなく、同じ記載内容の土器でも、摩耗度などはばらばらで、廃棄のまとまりも確認できない。おそらく、個別の事情で墨書され、それぞれ異なるなる用途に使用、個別に廃棄された推定される。

墨書の内容と使用状況(摩耗度)に相関がないことは、これらの墨書が一定の使用状況を生み出す特定の行為のために為されたものではなく、まさに行為ではなく土器に付随する機能として記されたことを推測させる。この土器に直接付属し、土器の使用状況と無関係に永続する機能として代表的なものは、「所属を示す機能」であろう。墨書土器研究上の表現をとれば、官衛的な墨書土器と言い換えることが可能である(代表的な言及として平川2000a)。

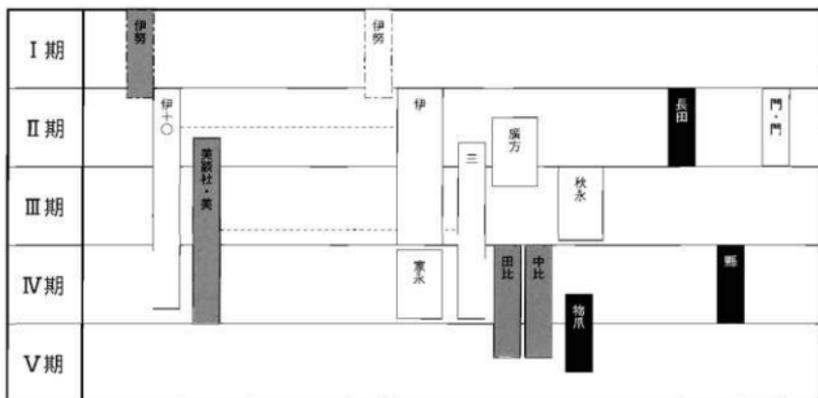
このA類型型には「伊」+「○」・「美談社」「美社」が含まれる。また、「伊努」もその可能性をもつ。

B類型

まとまった量の土器に一時に多数墨書される。さらにこの墨書行為は複数機会・複数人によって為される場合もある。使用時の状況を反映する摩耗度も全体に齊一的であり、おそらく同じ状況で使用されたと推測される。この同じ状況での使用でもっとも考えやすいのは、同時・同目的使用されることである。もちろん、異時に同目的で使用される場合も想定されるが、個々に使われるのであれば同時多量に生成される(多数の墨書土器を備える)必然性はないので、やはり同時・同目的使用の可能性が高い。このような使用状況でもっとも考えやすいのは供飲供食儀礼である。なぜ供飲供食儀礼で使用する土器に墨書が必要であったか、すなわちこのような墨書の果たす機能は何かについてはさらに別途検討が必要であるが、供飲供食儀礼参加者の一体感の創成のために、ふつうでない特定の土器(墨書土器)を用いた可能性、差別化とそれによる一体感創出機能を指摘しておきたい。土器に墨書すること、特に底部外面への墨書は、土器の使用段階で土器本来の機能を損なわずにほかの土器と区別するのに都合がよい。また、特殊な器種の土器を調達・使用するよりもはるかに容易である。

第41表 多数墨書土器・主要墨書土器の類型と時期

	A 類型	B 類型	C 類型
墨書状況	個別機会による墨書	同時多数の墨書	同時多数の墨書
使用状況	ばらつきのある摩耗状況	齊な一定程度の摩耗	一般供膳具としての利用(摩耗)なし・飯器 内面墨書
廃棄状況	特徴なし	一括的	
墨書土器の 評価	使用状況と墨書の対応なし 墨書は行為ではなく土器そのものに 対応	使用状況と墨書対応 特定行為のための目的的墨書	使用状況と墨書対応 特定行為のための目的的墨書 「祭祀に関わる墨書土器」
想定事例	(所属の表示?)	(供飲供食儀礼用)	



凡例



※墨書土器「伊勢」はA・B類型のいずれの可能性もある

廃棄には、まとまりを検出できる事例もあり(「秋永」「廣方」など)、そのような資料は器種・字体・時期などのいずれかが、きわめて限定されており、土器使用目的も、まとまりのない事例(「伊」「家永」)に比べさらに限定されていたと考えられる。

従来知られている資料では石川県松梨遺跡の墨書土器が比較的類似する事例であるが、松梨遺跡列では使用痕跡は他の土器より少なく、限定された供飲供食儀礼での使用が想定されている(望月1994)。

このB類型には「伊」「秋永」「廣方」「三」「田比」「中比」「物爪」などが含まれる。本遺跡の墨書土器の中心を為す資料である。また、「伊勢」もその可能性をもつ。

C類型

まとまった量の土器に一時に多数墨書される。さらにこの墨書行為は複数機会・複数人によって為される場合もある点はB類型と同じであるが、使用時の状況が全く異なり、一般的な供膳具としての使用状況を示す摩耗痕

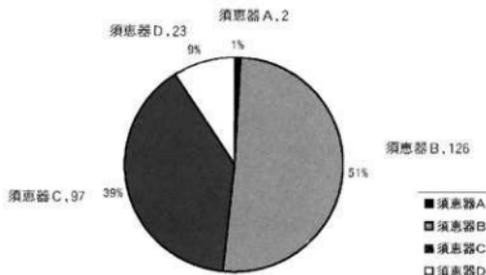
跡は殆ど残っておらず、異なる「使用」がなされたと考えられる。なお、廃棄状況については、資料点数が少ないため不明である。この類型では通常の供養具としての使用の妨げになる底部内面に墨書された事例も多く、墨書は土器に仮器的性格を付与するものであった可能性もある。今のところ、上記の「使用」は墨書行為そのものを持って終了したか、あるいは墨書されてその後仮器として使用されたと考えるのが妥当である。墨書土器研究上ではいわゆる祭祀に用いられた土器とされてきたものにあたり⁹⁾、以下「祭祀に関わる土器」と略称する。

このC類型には、「門」「縣」と「長用」が含まれる。

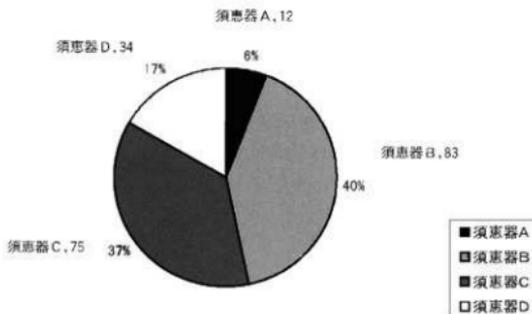
墨書土器「伊努」について

資料点数が8点と少なく字形・器種などの分類と傾向の析出は困難であった。出土状況ではA類に類似しI区IV区共に出土するが、IV区の出土は流路1に限定される。この流路1の墨書土器にはほかにIV区一般では出土の少ない「伊」(0023-0024)「廣方」(0150)が含まれており、流路1自体がI区的な要素を持つといえ、時期的には「伊」「伊」+○よりも先行することから(第9章第3節参照)、「伊」に先行するB類型に該当する可能性もある。

第42表 B類型「伊」「家永」「廣方」墨書須恵器の摩耗度
(蓋除く248点)



第43表 「伊」「家永」「廣方」を除いた墨書須恵器摩耗度
(蓋除く204点)



土器使用状況の斉一性について

本節でのこれまでの説明のうち、B類型の墨書土器で須恵器の摩耗痕跡が均質であることを特徴にあげた点について補足を行っておく。一般的に言って、どのような資料の分析にあっても特徴としてあげられる事象は突出した事例であり、均質・斉一な事例は特徴になりづらい。言い換えれば、多様な資料を数多く集計していれば特別な事情がなくとも自然と均質になっていくことが想定されるからである。例えば「伊」「家永」「廣方」の墨書須恵器は合計341点、本遺跡の判読墨書須恵器の45.8%に及ぶ多数を占めるので、上記の均質な使用状況(具体的には須恵器の摩耗度B・Cランクが中心を占めること)は、青木遺跡の墨書土器全体に言える 般的傾向ではないかと懸念される。そこでB類型の代表的な「伊」「家永」「廣方」(「秋水」は土器器主体なので除外)と、それ以外の判読可能な墨書須恵器の摩耗度を対比すると第42・43表のようになる⁹⁾。

この表に明らかなように、B類型の墨書須恵器の摩耗度とそれ以外の須恵器の摩耗度では、Aランクの非常に多く使込まれている事例とDランクの使用痕跡のない事例の割合が異なり、B類型の墨書須恵器はそれ以外の墨書須恵器よりB・Cランクの土器への集約度が高い。それぞれの点数は200点を超えるので、この差異は一定の意味を持っていると考えられる。

文字内容と墨書土器の類型

さて、再びここで記載されている文字の内容に戻って考えてみると、上述A類の「美談社」「美社」は、端的に言って文字だけでも一番内容がわかりやすい類型であることは誰も異論があるまい。このことは、間接的に上記の墨書土器生成～廃棄過程における状況検討による墨書土器機能の推定を裏付けるものであると考える。

すなわち「美談社」「美社」という墨書内容は特定の場や用途の中でなければ理解できない種類のものではなく、墨書土器が単体で、場や用途から切り離しても(発掘調査によって我々が分析する状況もこれにあたる)十分理解できるように丁寧に書かれている。これはまさに推定される用途と整合する。

一方、特定の用途のもとで機能すると推論したB類・C類の墨書内容は、一見して何を意味するのかわからない簡単なものが多い。正確には、省略がされており、記載内容を明示する機能は劣ると言える。これは、簡略な文字記載が特定の用途と併せて意味をもつ、あるいは特定の集団内では常識となっていたことを推測させ、墨書土器が場や用途が限定され機能したと考える先の推定を補強するものとなるだろう。

以上のような墨書内容からの類型の検討からも、A～Cの類型設定の蓋然性は高いと考えられる。

4. 墨書類型の変遷と遺跡の性格

次にA～C類の墨書土器の時間的変遷について検討したい(第41表)。

(1) A類型墨書土器の変遷

まずA類であるが、Ⅱ期に「伊」十〇、「美談社」が現れる。A類はいわば官衙的な墨書土器で、土器の所属(=土器の使用された遺跡の名称)を示すと考えられること、また、「美談社」とも風土記記載などから考えて遺跡周辺の地名固有名詞と理解して問題のないことから、これらの墨書土器が遺跡の名称に関わるものである可能性は極めて高いだろう。では、遺跡は一貫して「美談社」であるかという点、A類型・B類型の区別はできないもののⅠ期に先行して「伊努」の墨書が存在し、Ⅱ期以降でも、「伊」十〇や「伊」は大量に存在することから、「伊努」も併存していたと考えられる。確実なことは、「美談社」は遺跡全体の墨書土器から考えると8世紀中葉以降の後方的要素であるということである。

墨書土器「伊」と墨書土器「三」

2. 多数墨書土器・主要墨書土器の生成～廃棄過程の様相、3. 墨書土器の類型とその評価によって、「美談社」「美談」と「伊」はその用途が異なる墨書土器であることが明らかになり、「伊」は共同飲食に使用された供膳具

セットに記載された墨書土器であると推定した。このように考えると、美談に関わる共同飲食に使用された土器群は「三」と推定され、「美」よりもさらに簡略な「三」表記である点、資料点数は少ないものの齊一な摩耗状況についても類似する。また、「三」は「伊」同様にⅠ区からのみ出土することを念頭に置くと、「伊」と「三」はきわめて性質が似ているといえる。そして、この「三」が「伊」に比べて圧倒的に資料点数が少ないことと「伊」については「伊」十〇が同時期に併存していることをあわせて考えると、やはり墨書土器から見た遺跡の主体は「伊努」に関わるものであり、「美」はそれに従属する形で後出する、と考えるのが妥当であろう。

墨書土器と神社名・神名

「美談社」「美社」は社名であることは確実にしてよく、後述するようにおそらくⅣ区の遺構を指すと考えられるが、Ⅰ期より遺跡と深く関わると考えられる「伊努社」は伊努社の略名であろうか。これについては明確な結論は出し得ないが、確実な「伊努社」の墨書土器が確認できないことを鑑みれば⁹⁰、「伊努」=伊努社と積極的に主張できる根拠は少ない。

続いて「伊」であるが、まずB類であることが示すように、A類とは墨書の目的が異なるので単純に「伊努」の省略表記・土器の所属する施設名称である、ということではできない。

文字内容から神社名である可能性のある墨書土器はほかに主要墨書土器で「三」（美談社）「縣」（縣社）がある。郷名に見えず神社名のみ見える「縣」は機能の異なるC類型の墨書であり、B類型の墨書には、郷名を共有する神社名のみがみえることになる。このことは「伊」「三」が神社名ではなく郷名であろうことを予察させるが、わずか3事例の中での組み合わせであるので「伊」「三」は神社名である可能性も完全には否定できない。ただし、墨書土器「伊」は施設名・建物名などでなく共同飲食を実施した人間集団の名とする本稿の立場に立てば、近似すると考えられる伊努郷の集団と伊努社の奉祭集団を分別して考える意義は、現時点では少ない。

(2) B類型墨書土器の変遷

ここで、B類型の墨書土器の変遷とその意義について考えてみたい。B類型のもっとも古い墨書土器は、「伊」のグループであると考えられる。続いて「廣方」「秋永」が登場する。ただし、この2つの墨書土器群、特に「秋永」については記載器種が限定されており、「秋永」と墨書された土師器が「伊」と墨書された須恵器供養具のセットと全く同じ機能を持っていたとは考えられない。「廣方」「秋永」は字形のパラエティーの少なさ、廃棄のまとまりなどから考えても、存続期間は短かったと考えられ、かつ「伊」と併存することから、「伊」に取って代わるものではなく、新たに生じた供飲供養儀礼に対応するもので、次に現れる「家永」の先行形態であると考えられる。

B類型墨書土器に見える「人名」

さて、B類型墨書土器変遷の詳細について論じる前に、同墨書土器にしばしば見られる「人名」について検討したい。結論から述べるとこれは人名起源の供飲供養儀礼の集団名を示すものと考えられる。B類型墨書土器の墨書目的が、供飲供養儀礼における差別化・一体感創出にあることは繰り返さないが、「家永」のように多数の字形がある事例は高い可能性で複数人物が墨書を行っており、本人が自分の関係する土器に帰属を示す目的で墨書したのではないことは確実である。また、「秋永」「廣方」の事例は、字形の少なさからその多くについて特定人物が一時に墨書したと理解できるが、そもそも本人が自分の関係する土器に所有を示す目的で、多数の同一器種に墨書すること自体の想定が難しく、繰り返しになるが何らかの集団名を示すと考えるのが妥当である。なお、本人が自分の関係する土器に帰属を示す墨書土器が青木遺跡に全く見られないわけではなく、文字内容が人名で、2~3点の資料がすべて類似墨書である「庭足」(0605-1097)「益女」(0642-1012-1013)がそれに該当する。

墨書土器「家永」の登場

墨書土器「伊」に入れ替わって登場するのが「家永」である。2.で触れたように、「伊」と「家永」は須恵器全般にわたる墨書器種、摩耗の度合い、Ⅰ区全般への出土状況など極めて似た要素があり、少なくとも同様の機

能を持っていたと推定される²⁰。旅籠に「伊」と「家永」が共存した時期がなかったか否かについては、若干の併存期間はあると思われるが、おおむね入れ替わったと見てよい。では「伊」と「家永」の間でどのような変化が認められるであろうか。第1は、文字内容が郷名あるいは神社名(神名)から、人名起源のものに変化したことである。さらに詳細にそれぞれの墨書土器の生成過程を確認すると、「伊」墨書土器の生成過程では、器種別に類似墨書が見られることから、いったん須恵器供養具のセットがそろえられた段階である種の分業によって墨書がなされていた。一方「家永」では同器種でも字体が異なっており、なおかつ多数の字形を持っていることから記載を行っていることから、同じく墨書機会が複数であるものの「伊」よりも整然とした作業は想定できない。この差異は、郷名あるいは神社名である「伊」と、個人名に由来する「家永」という文字内容と対応し、墨書土器の生成過程が公的・共同体的形態から私人的形態に移行したと捉えることが可能である。「家永」「秋水」は先に述べたように「家永」に先行する墨書であるが、この段階ではまだ墨書を行う機会はいわゆる的にも人間集団の広がりのにも少なく限定されており、そのために字形が少ないと理解することができる。

先に述べたように墨書土器「伊」は郷名か神社名であるか明らかでないが、「伊」よりも「私的」な色彩強い「家永」を集団の代表とする集団に、墨書土器を使用して差別化・一体感創出する供飲供食儀礼の実施が取って代わられたとまとめることができる。

(3) 調査区と出土墨書土器の類型

最後にC類型の変遷であるが、この類型自体の資料が少ないことから、I区IV区という調査区別の墨書土器全体様相と併せて検討したい(第11表参照)。

まずA類型は、I区IV区を問わずに出土する土器群であることがわかる。多量墨書・主要墨書土器ではこのような事例は限られており(第10表)、A類型が土器の所属する施設名などを示すと考えると、墨書土器出土量などの差異はあっても、I区IV区が一体の施設名称を持っていたことを示す。

次にB類型の出土状況を見ると、「伊」から始まるB類型は、Ⅲ期(8世紀後半)に至るまでI区のみ確認できることが確認される。一方、IV区ではIV期からB類型が確認できる。

続いてC類型であるが、Ⅱ期の「門」がI区で確認されるが、同じ時期に摩耗痕跡の少ない墨書土器「長田」がIV区で見られ、残るC類型の「縣」はIV区からの出土となる。

IV区の墨書土器

なお、多量の墨書土器から構成されるB類型の見られないIV区の墨書土器の多くは、上述の墨書土器の変遷の説明には含まれない点には留意が必要である。具体的にはIV区からは流路1からI段階の墨書土器が出土し、また遺構外からは、多くが同じ文字の墨書土器を持たない単独の墨書土器で、同じくI～Ⅱ期頃の墨書土器が多く出土している(墨書土器実証型供養土器など)。

(4) 墨書土器の画期と青木遺跡の遺構

以上の墨書土器の変遷には3つの画期が認められる。

第1の画期はⅡ期で、この段階でそれまでの墨書土器「伊努」に加えてに「美談社」「美社」が登場する。(ほぼそれ時を同じくして、B類型の墨書土器が登場、共同飲食が墨書土器を用いて行われるようになった。この2期はIV区の遺構直上6層出土土器の時期に当たる。墨書土器群は直接IV区に関わるものではないものの、調査された範囲の遺構・遺物の状況から考えればこの画期はIV区のSB02～04の倉庫区に関わる蓋然性は高い。そしてIV区のこれらの遺構を第18章で指筒のあるようにいわれる神社の遺構とすれば、土器の所属を表記したB類型の墨書に登場する「美談社」がその名称と考えて矛盾はない。ただし、共同飲食に使用されたと考えられるB類型よりもさらに祭祀の行為に関わりのあると考えられるC類型の墨書土器「門」はI区から出土している。

第2の画期はIV期で、供飲供食儀礼のための墨書土器の記載文字が郷名あるいは神社名の「伊」から個人名に

由来する「家永」に替わり、その生成過程にも変化が生じた。また、B類型でも「中北」「田口」「物爪」などIV区から出土する事例が見られるようになり、同時にC類の「蘇」もIV区から出土することから、墨書土器を用いた供献供食儀礼や、いわゆる祭祀(C類の使用を指す)の場所がよりIV区に近い場所に替わり、廃棄されるようになった。

第3のⅢ期はV期で、この段階ではIV区の遺構は廃絶しており、「中北」「物爪」が残る程度で墨書土器の数は減少し、「美談社」の墨書が見えなくなるのも印象的である。これらは遺構の廃絶に起因すると考えられるが、遺構が存在しないI段階にも流路IあるいはIV区からは墨書土器が出土していることを考え合わせると遺構の意義付けを考える上でも重要である。すなわち、墨書土器を使用廃棄する場所が遺構と共に移動した、さらに踏み込むと、IV期のIV区の遺構は、その廃絶(移動)によって墨書土器を用いた供献供食儀礼・「祭祀」(C類型墨書土器の使用を指す)の廃絶(移動)おもしろくさせるような性質を持っていたと推測することが可能である。

【参考文献】

- 平川南2000a「墨書土器から見た役所と古代村落」『墨書土器の研究』吉川弘文館(初出1994)
 平川南2000b「墨書土器と古代集落」『墨書土器の研究』吉川弘文館(初出1989)
 高島英之2000「墨書土器村落祭祀論序説」『日本考古学』9
 望月精司1994「まとめ」『松葉遺跡』小松市教育委員会

【註】

- (1) 青木遺跡出土の墨書土器では筆そろえ墨書などが、書写材料として土器を選んだ事例と考えられる。
- (2) 以下、墨書された時点は墨書土器の生成期とする。生産でもよいのであるが、上器白体の生産と混乱を来すことから生成とする。なお、土器焼成前の総別であるヘラ書き土器などは土器の生産とヘラ書き土器の生成はきわめて隣接した関係になる。
- (3) 以下、器種が判明する資料のみで論じることとする。
- (4) 当然、器種毎にそろえられた時期が異なることも想定される。
- (5) 土器の摩耗状況は、厳密には廃棄時の状況・土器使用者の廃棄の基準を示すもので、使用時の状況を直に反映するものではないが、廃棄時の状況にばらつきがある事例に比べ、同程度の摩耗状況の資料が同程度に同じ使用状況とそれの伴う廃棄や廃棄の基準の存在を示すと考えても、大きな偏差は生じ得ない。
- (6) 供膳具セットの代表として上師器環皿類にのみ墨書したと考えることも可能であるが、出土状況等でセット関係が確認できない以上、検証は不可能である。
- (7) 墨書が非日常の標識であることについては高島英之氏の指摘がある(高島2000)。ただし、本稿での差別化は儀礼参加者の一体感の創出を目的に想定しており、供献土器としての神仏などに属することを明示するものではなく(次にあげるC類型が神仏に直接的に関わる可能性がある)、関東の集落出土の事例とは非日常のレベルが異なると考えている。
- (8) 祭祀行為のどのような側面でこれらの土器が使用されたかについては、これら墨書土器の使用された8-9世紀における祭祀と仮器の使用についての分析が必要であり、今後の課題としたい。
- (9) 判読不能な墨書土器には相当量のB類型墨書土器が含まれると推察される。
- (10) 遺跡の本来的性格は「美談」であるので、「三」という墨書土器が少なく、墨書されていない多くの土器が墨書土器「三」と同義であったと推定することもできるが、「美」+〇の墨書土器が見られない点が不審となる。
- (11) 上端欠の墨書土器「社」は3点確認できる(0967-0969)。
- (12) 「廣方」の土器は小片が多いため時期を確定できないが、「伊」と同程度古の可能性はある。
- (13) 可能性としては、「伊」を使った供献供食儀礼の土器は墨書しなくなり、別系統の供献供食儀礼の土器に「家永」が墨書されるようになった、と想定することは可能である。しかし検証は不可能であるし、墨書することによる差異化は「伊」「家永」間で連続していることは確実である。

第3節 出土文字資料から見た遺跡の性格

1. 木簡・墨書土器の総合的な評価

第1・2節で見た木簡と墨書土器の分析をまとめると、以下のような遺跡の機能を抽出できる。

まずⅠ区SX50からは下駄・櫛扇・笏物・出物ほかの木製品に混じって、検数木簡や記録木簡、削り屑が出上、SD32からは封緘木簡状木製品が出上していることから、これら近傍のSB04・05で記録木簡の使用を中心とした第一次的、組織内部的な文書処理が行われたのであろう。

これに加えⅠ区・Ⅳ区からは少なくとも3群の廃棄単位に分別できる051型式の付札木簡(固有名詞十人名記載木簡)が出上している。この廃棄単位は、第1節で述べたように時間的な差異を反映したもので、3群の木簡の年代は8世紀中葉から9世紀の前半に及ぶ。Ⅳ区出上のⅡ群とした固有名詞十人名記載木簡、Ⅰ区遺構外出土資料については流水による上流部からの移動が想定されるが、全体としてみればⅠ区・Ⅳ区遺構の存続時期にほぼ相当することから、現時点ではこれらの木簡が遺構と関係を持ったと考えて矛盾はない。

さて、この固有名詞十人名記載木簡は、第1節で検討したように、物品数量明示機能の無い、いわゆる荷札に相当するものである。またその記載された人名(物資供出者)の範囲は遺跡の周辺2km程度の複数地域に及ぶ。そして、在地社会におけるこのような物資の供出の実例として、儀制令春時祭田条にみえる春時祭田を例として木簡に見る物資集積の特質と比較すると、両者の類似性は明らかで、これらの木簡は上述の範囲における共同体的な村組み・神仏への祈念に関わる物資集積に関わる荷札とすることができる。また、SX50のような通常機能していた廃棄土坑以外からまとまって出上することから、非日常的に一括消費されたことは確実で、先述春時祭田の事例との類似や「田人」(51号木簡)「穴百」(82号木簡)「稻圃」(1号木簡)からは、農耕儀礼に伴う共同飲食が第一義的に想定される。

この木簡と密接に関係するのが、本遺跡の墨書土器の中心を占める「伊」「家永」「秋永」「廣方」ほかの同じ記載内容の多数の墨書土器(B類)である。これらの土器は第2節で示したように、いわゆる官衙風の、所属する組織・機関を墨書した土器(A類)、墨書によって仮器・儀器的性格を与えられ、通常の供備具としての使用を行われなかった土器(C類)とも、使用状況ほかから分別できる。B類の墨書土器は地名・人名などの当事者のみが理解できる省略記載がされ、同一機会でも多量に墨書されており(「伊」「秋永」の事例)、ほかの墨書土器に比べて均質な使用条件が推定されることから、特定の集団によって多数が同時同目的に使用されたと考えられる。墨書土器の出上状況は必ずしも廃棄時点の元位置を示すものではないが、使用期間もⅡ期～Ⅳ期に及び、遺構や固有名詞十人名記載木簡の存続時期と重なる。付札木簡・遺構との同時性から三者は同時期に機能した可能性は高い。B類の墨書土器は先に木簡から推定した農耕儀礼に伴う共同飲食に使用された、墨書は集団の一体性を簡易に示すため土器に付加されたと理解できる。

春時祭田は「令集解」古記にみえる「国郡郷里毎村在社神」、同一云の「社官」「社首」の存在、「令集解」職員令撰神職条の職掌「神社」についての諸説に「春時祭田」が挙げられていることから、いわゆる神社が祭礼の場であったと考えられている。本章では遺構の構造からの出土文字資料を性格づける方法は避けてきたが、Ⅳ区で検出されている遺構を神社遺構とするならば、記載内容から検討した前述の木簡・墨書土器の用途は整合的に解釈できるので、青木遺跡における農耕儀礼に伴う共同飲食行為・神社の存在は共に蓋然性が高い。

このほかに、Ⅳ区からは売田券木簡(78号木簡)と税(出挙)に関わる木簡(79号木簡)が出上している。わずかに2点であるが、両者に共に「税」が見え、78号も出挙の徴収に関わって口分田が賃租された際に作成され買田者によって保管されたと考えると、出挙の管理(それに伴い水田売買も行う)をする機関が保管・廃棄主体であったと考えられる。売田券木簡はⅣ区上流からの流水による影響を強く受けていること、税(出挙)の管理組織はⅣ区北側に存在し、かつ固有名詞十人名記載木簡のⅡ群も78号木簡と同じ起源であることからその組織はⅠ区・Ⅳ区

と全く別な組織でなかったことも想定される。上記「税」に関わる2点の木簡は丁寧な内容表記や律令制との関係が窺えることから、管理的側面・租税徴収機能との関わりが深く、いわば固有名詞十人名記載木簡とは反対の性格を持ち、SX50/出七の記録類よりも廃棄主体の組織から見てより対外的な要素をもつ⁹¹⁾。また、漆紙文書2点は遺跡における文書処理機能を示すのではなく漆の使用に伴うものではあるが、巻紙の調達を考えたとき、本遺跡での帳簿の使用を推測させる。後述するように、今回の調査したⅠ区・Ⅳ区の出土文字資料は総体で見ると公的機関・権力組織との関わりは薄いと判断できるが、税に関わる資料は共に北側の未調査部分を含めた青木遺跡全体で考えたとき、公的機関・権力組織との関係が無関係でないことを示すものである。

2. 公的機関・権力組織との関係

さて、本章で取り扱っているいわゆる出土文字資料、特に木簡については、一般的には通常の集落遺跡からはあまり出土せず、多数の出土は官衙や寺院・荘園の荘所、あるいは有力者の居宅の存在を推定するうえでの一つの指標として認識されている(官衙遺跡との関係について触れた代表的なものとして山中1994a)。この検討には、本遺跡での分析と同一の基準で公的機関・権力組織の介在する遺跡との厳密な比較を行う必要があり、本格的な検討は今後の課題とせざるを得ないが、若干の見通しを述べておきたい。

郡との関係

遺跡の所在する出雲郡の郡家については「風土記」では郡南部の出雲郡に所在したとされ、該当する正倉遺構が後谷V遺跡で確認されている(斐川町教育委員会1996)。一方、固有名詞十人名記載木簡が出土して以後、伊勢・美談郷などに関わる郡レベルの出先機関としての機能を遺跡が持つており、周辺に官衙施設が存在したのではないかとの見解が出されている(佐藤信2003、松尾・平石2004など)⁹²⁾。

これらの見解は、直接的には固有名詞十人名記載木簡の固有名詞を当初郡名と理解していたことに起因するが、固有名詞を神社名と見ても伊勢・美談の優越、また両郡名を冠した神社の関与は明らかである。同中二、関係する人物は氏族名などから青木遺跡周辺の複数郡に限定されることから⁹³⁾、木簡群は「郡全体を単位とする人間集団、郷を単位とする人間集団のいずれにも直結せず⁹⁴⁾、郡の中の一部集団(あるいは郡・郷と無関係の全く任意の地縁的集団)が関与し資料であるとの認識は現時点でも変わらない。

一方で、郡・郡司に関わる文字資料が応酬する郡名「飯石」墨書土器(0542・0543)⁹⁵⁾、「殿」墨書土器(0548・0549)を除いてほとんど見られない点、明確な文書木簡が存在しないも銘記すべきであろう。対照的に本書でもたびたび触れてきた福島県いわき市荒川目条甲遺跡では「郡符」(1・2号木簡)、「大領」[於保臣](2・3号木簡)、「職川」(2号木簡)などが木簡に見え、郡符・返抄の文書木簡が知られている(いわき市教育委員会2001)。また郡司府宅との関係が指摘されている新潟県長岡市八幡林遺跡では、「郡符」[主帳](1号木簡)、「郡」(2号木簡)、貴人に対する敬称である「殿門」(32号木簡ほか)、「石塚大領」[大領]の墨書土器も知られ、青木遺跡同様記録・付札も見られるが、郡符木簡・封緘木簡多数が含まれている(和府村教育委員会1992~94)。また、数郡郡家ほかの官衙との関係が指摘されている静岡県浜松市の伊場遺跡でも、木簡に直接「郡」に関わる資料は少ないものの、墨書土器に「郡編取」[布智厨]「館」[郡]などが知られている(浜松市教育委員会1980)。あくまで出土し、転写された木簡の範囲であるが、青木遺跡のⅠ区・Ⅳ区は上述の遺跡とは出土文字資料の構成が異なる様相を持っており、郡、就中郡司の関与は確認できない。

郷との関係

固有名詞十人名記載木簡の固有名詞や墨書土器の「伊勢」・「伊」、78号木簡の「郷長若倭部臣」などをあげることができる。このうちB類の墨書土器がⅡ~Ⅲ期にかけて「伊」を中心とすること、また「伊」十〇の墨書土器の存在から、伊勢に関わる集団が本遺跡で執り行われた農耕儀礼に伴う共同飲食に深く関与したと考えられる。ただし、この儀礼での物資の調達に関わる固有名詞十人名記載木簡の範囲はⅡ~Ⅳ期を通じて複数郡に及ぶことは

確定で、特定郷との関係だけがすべてではない。同様に78号木簡についても、買田主での保管を想定すると、この「郷長」を伊努・美談・宇賀郷長などとしても、それらの郷長に関わる施設を直ちに想定することはできない。現時点では、固有名詞伊努によって括られる集団の関与が深いことを指摘するにとどめたい。

豪族・首長層との関係(付・資料の階層性)

郡との関係で述べたように、「賧」墨書土器を除くほか、40号木簡に見える「部富自」を部刀自として、里刀白などが果たした特殊な役割(平川2003b)を想定できる可能性があるほか(佐藤信氏の指摘による)、ほとんど右勢者を示す資料が見えない¹⁹⁾。これは先述のように文書木簡がないため、宛先差し出し等見られる木簡の廃棄主体に所属した人物名が確認できないことにもよるが、郡司との関係同様、豪族・首長層との関わりを積極的に指摘できる状況にないことは確かであろう。ただし、出土文字資料の記載内容からは、付札木簡の固有名詞や墨書土器の「家水」「秋水」「廣方」など遺跡内にさらに小さな集団が内包されていたことが窺える。付札木簡の廃棄単位が固有名詞「伊」「美」の両者を記した木簡から構成されていることなどに明らかのように(第1節参照)、青木遺跡にはそれら小集団を統合する機能があったことも確実である。

荘園・大経営の拠点施設との関係

これらとの関係については、木簡が大量に出土するようになった時点から関係が指摘されており(今岡・平石2004)、近年榎村寛之氏が朝旨開田など国府主体の開発に関わる施設である可能性について言及する(榎村2005)。類似の遺跡としては、東大寺領荘園因幡国高城荘の旧地に所在する鳥取県鳥取市岩古遺跡があげられる(鳥取市教育委員会1997)。同遺跡では墨書土器567点、木簡21点、その他祭祀具などが出土し、このうち墨書土器の約半数にあたる284点が同一の「草田」の記載を持ち、木簡も記録木簡・付札、題籤軸から構成され、文書木簡が確認されていない。同じく東大寺領荘園横江荘との関係が指摘されている石川県金沢市上荒屋遺跡でも、墨書土器1059点、木簡57点、祭祀具などが発見され、墨書土器は「東庄」「西庄」「南庄」「北庄」「稔庄」「伸」など特定の文字が集中する。また木簡も付札と記録木簡を中心とし、異形の封緘木簡(7号木簡)と1点のみ文書木簡(23号木簡)が見られる(金沢市教育委員会1993・2000)。両者とも出土文字資料の構成が今回報告した青木遺跡の事例とほぼ同様であり、出土文字資料から遺跡の性格を論じるのであれば、これら荘園荘所関連遺跡(以下荘所遺跡とする)がもっと類似する。

ただし、遺構やその他の遺物に触れる前に出土文字資料の検討に限定しても、青木遺跡は荘所遺跡と異なる点がある。特徴的なものとしては、付札木簡の記載内容や出土状況である。岩古・上荒屋遺跡とも、出土する付札は「<日ノマ呂刀白女二斗 升>」「<一 月二日 日>」(岩古遺跡SX01出土4号木簡)²⁰⁾、「治部郡君足黒五斗二升」(上荒屋遺跡1号木簡)と進上者と物品数量・日付の記入されたもので、上荒屋遺跡では船着き場の存在が想定される溝(SD40)から記録木簡とあわせて出土することから、まさに荘所における物品の中間的な動檢に伴って廃棄されたと考えられている(鳥取市教育委員会1997・金沢市教育委員会2000)。これに対し、青木遺跡の事例は第1節で述べたように共同体的枠組み・神仏への祈念が想定され、出土状況も一般の記録木簡とは別な場所であり、物資の保管・輸送に関わる遺構とも無関係である。

3. おわりに

1で述べた出土文字資料の概要を、2の公的機関・権力組織との比較検討を加味してまとめると、以下のようになる。

青木遺跡の出土文字資料からは、遺跡における①記録木簡を使った組織内部的な文書処理、②付札木簡を使った共同体的な物資の調達・集積、③同一記載の墨書土器を含む供膳具を利用した共同飲食、④出挙やそれに伴う売買田の管理が想定される。さらに、①については多数男女が関与する木簡、「田人」などから大経営的な農業労働が読み取れる。②・③は一連の農耕儀礼に作るものであろう。また、④を行う部署はⅣ区の上流側に想定され

る。しかし、現在確認されている青木遺跡の出土文字資料の構成論からいうと、従来知られていた地方の木簡出土遺跡と異なり、郡レベルや(存在すると仮定してであるが)郷レベルの行政機関との関係は希薄で⁹⁰、郡司やその豪族・首長層の存在も積極的に読み取れない。類似する遺跡としては荘所遺跡が挙げられるが、付札木簡による物品の集積は税の収取からは乖離し共同体内である。先に述べた大経営的労働力編成など、一般論的には豪族や首長の存在が想定されるものであり、付札木簡で比較した春時祭田にあたっては統括者として「社首」が見え、その存在はいわゆる村落首長との関係で論じられてきた⁹¹。②・③はⅣ区の神社遺構とあわせ神社の神祇祭祀と関わりがあると推測される。このように、今回調査の資料・遺構の機能は、公的機関や首長層との関係については従来知られている文字資料の出土遺跡と異なっているわけであるが、これが神祇祭祀との関わり深い青木遺跡の特殊性のか、あるいは地域的特色であるのか、単なる調査や資料遺存の制約によるものなのかについては、今後慎重な検討が必要となるであろう。

【参考文献】

- 浅野充1991「律令制下の地方行政について」『藤沢市史研究』24
 今岡一三・平石充2004「鳥取・青木遺跡」『木簡研究』26
 内田雄雄2005「出雲の神社遺構と神祇制度」『古代の信仰を考える。第71回日本考古学協会年会資料』
 榎村寛之2005「律令祭祀の地域的展開と地方祭祀」『祭祀研究』4
 大町龍1986「古代村落と村落首長」『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房
 小倉恭司1994「古代在地祭祀の再検討」『ヒストリア』144
 佐藤信2003「出土文字資料が語る新しい古代史像」『出土文字資料が語る古代の出雲平野』鳥取県埋蔵文化財調査センター講演会資料
 関和彦1994「村落首長の実像と村落支配」『日本古代社会生活史の研究』校倉書房
 平石充2003「出雲平野の木簡と墨書上器」『出土文字資料が語る古代の出雲平野』鳥取県埋蔵文化財調査センター講演会資料
 平石充・松尾充典2004「出雲・青木遺跡の祭祀遺構と文字資料」『条里制・古代都市研究』20
 平川南2003a「郡符木簡」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館(主出1993)
 平川南2003b「墨刀自論」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館(初出1996)
 山中敏史1994a「官衙遺跡の判定方法」『日本古代官衙遺跡の研究』筑書房
 山中敏史1994b「遺跡から見た郡衙の構造」『日本古代官衙遺跡の研究』筑書房(初出1984)
 吉田基1980『日本古代村落史序説』筑書房
 報告書
 斐川町教育委員会1996「後谷Ⅴ遺跡」
 静岡県浜松市教育委員会1980「伊場遺跡遺物編②」
 鳥取県鳥取市教育委員会1997「若古遺跡Ⅳ」
 新潟県和島村教育委員会1992「八幡林遺跡 第1集」
 新潟県和島村教育委員会1993「八幡林遺跡 第2集」
 新潟県和島村教育委員会1994「八幡林遺跡 第3集」
 福島県いわき市教育委員会2001「荒田日条里遺跡」

【註】

- (1) 78・79号木簡とも記録木簡である可能性が高いが、記載内容はSX50出土木簡に比べると明確で、部外者も読むことで理解できる。SX50出土例は組織内部でのみ通用し、そのために内容自体が乱雑・省略の程度が大きいと考える。
 (2) これら諸説に対しては内田律郎氏が検出された遺構について神社・寺院遺跡でないかと言及する(内田2005)。内田説の当否についてはここでは述べてないが、内田氏が批判する論は「Ⅰ区・Ⅳ区で確認された遺構自体を官衙の遺構である」と論じたものではなく、出土木簡の内容から遺跡の持つ機能の側面を指摘したり周辺に官衙施設がある可能性を指摘したもので、例えばⅣ区の遺構が神社の遺構である可能性を否定するものではない。一方で、内田氏による木簡の機能、そこから

窺える道跡の機能についての説明がなされていないので、両者の議論の位相は異なっている。

- (3) 内田伸雄氏は56号木簡に見える固有名詞「神」を神戸郷として、神戸郷が出雲郡北部の伊努・美奈郷と一体性を有するとは考えづらいとす(内田2005)。しかし、斐伊川の主流路が西流していたとされる8世紀段階に(『風土記』の記載による)、東流していた斐伊川の流路が現在の斐伊川と同位置であったか否かは不明であり、神戸郷の南側を流れていた可能性はあるともないとも判断できないのが現状であろう。なお、『風土記』の原名帳で推定される郷の記載順は各郡通常の郷を記載した後で余部・駅家・神戸を記載しており、神戸の記載位置から郷のまとまりを議論することはできない。
- (4) 郷については対応する共同体の存在を想定しない見解も強く見られるが、ここでは仮定として言及する。
- (5) 郡家推定道跡から隣郷の名称を記した墨書上落が出上する事例は、志太郡家に比定される静岡県藤枝市御子ヶ谷道跡の「益樹」の事例などが知られている(藤枝市教育委員会1982・山中1994b)。郡家を経由する旅行者に対する供給によって土器が移動したものと考えられる。
- (6) これに関連して58号木簡の浮刀白女を有力者とする見解があるが(櫻村2005)、個人名であり一般名詞の「刀白」と同様に議論できるか否かについては慎重な検討が必要であろう。
- (7) 以下、岩古道跡出土木簡の釈文については、あくまでも事例紹介で、煩雑さを避けるため「○」を本文同様に記載する。
- (8) 律令国家の公的機関としての郷家存在の否定については浅野亮1991・山中敏史1994a・平川南2003aを参照。本稿でもこの理解を前提とする。
- (9) 代表的なものに古田品1980、大町健1986、関和彦1994などがある。また、社首と首長・階級支配者との関係を否定する論としては小倉慈司1999を参照。

